

令和元年度

業務実績等報告書
(資 料)

日本司法支援センター

■令和元年度業務実績等報告書 添付資料一覧

資料番号	令和元年度業務実績等報告書添付資料	備考
【資料1】	日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧	
【資料2】	日本司法支援センターのあゆみ(～令和2年3月31日)	
【資料3】	日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画	
【資料4】	常勤弁護士配置・採用実績等一覧	
【資料5】	常勤弁護士配置先一覧(令和2年3月31日現在)	
【資料6】	法テラス運営理念	
【資料7】	日本司法支援センター業務実績	
【資料8】	令和元年度情報提供件数の推移	
【資料9】	令和元年度援助申込状況(民事法律扶助)	
【資料10】	令和元年度援助申込状況(震災法律援助)	
【資料11】	令和元年度援助決定件数等状況(民事法律扶助)	
【資料12】	令和元年度援助決定件数等状況(震災法律援助)	
【資料13】	令和元年度代理援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)	
【資料14】	令和元年度代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)	
【資料15】	令和元年度書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)	
【資料16】	令和元年度書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)	
【資料17】	契約弁護士数(民事法律扶助・震災法律援助)	
【資料18】	契約司法書士数(民事法律扶助・震災法律援助)	
【資料19】	国選付添事件受理件数	
【資料20】	国選弁護士契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)	
【資料21】	国選付添人契約弁護士数の推移(含 常勤弁護士)	
【資料22】	犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績	
【資料23】	令和元年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容	
【資料24】	地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況	
【資料25】	令和元年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)	
【資料26】	令和元年度プレスリリース実施一覧	
【資料27】	認知度調査結果	
【資料28】	最近5年間の援助決定件数の推移	
【資料29】	国選弁護事件受理件数(被疑者)	
【資料30】	国選弁護事件受理件数(被告人)	
【資料31】	令和元年度常勤弁護士就職説明会等実施状況	
【資料32】	令和元年度司法研修所選択型実務修習受入状況	
【資料33】	令和元年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況	
【資料34】	犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移	
【資料35】	被害者参加弁護士契約弁護士数の推移	
【資料36】	令和元年度常勤弁護士研修実施状況	

■令和元年度業務実績等報告書 添付資料一覧

資料番号	令和元年度業務実績等報告書添付資料	備考
【資料37】	令和元年度地方協議会開催一覧	
【資料38】	令和元年度地方協議会参考事例一覧	
【資料39】	令和元年度地方協議会を受けて行った業務改善事例、今後行う予定の取組等	
【資料40】	令和元年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体	
【資料41】	地方事務所における問合せ件数実績（犯罪被害者支援業務）	
【資料42】	令和元年度地方事務所で対応した問合せ内容（犯罪被害者支援業務）	
【資料43】	令和元年度における相談分野の概要（情報提供業務 問合せ上位20件）	
【資料44】	令和元年度における関係機関紹介状況（情報提供業務）	
【資料45】	令和元年度国選弁護士等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数一覧表	
【資料46】	利用者満足度調査	
【資料47】	令和元年度法教育活動一覧	
【資料48】	契約弁護士・司法書士への研修実施状況	
【資料49】	被害者参加人のための国選弁護士制度の運用状況	
【資料50】	令和元年度被疑者国選指名通知状況	
【資料51】	令和元年度立替金残高表	
【資料52】	令和元年度法律相談費実績	
【資料53】	令和元年度代理援助立替金実績	
【資料54】	令和元年度書類作成援助立替金実績	
【資料55】	令和元年度末現在（令和2年3月現在）における立替金発生年度ごとの償還等の状況	
【資料56】	業務別セグメント情報	
【資料57】	令和元年度被害者参加旅費等支給業務実績	

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

令和2年3月31日現在

	事務所名	郵便番号	住 所	電話番号		FAX番号
1	本部	164-8721	中野区本町1-32-2 ハーモニータワー8F	—	0503383-5333	03-5334-7090
	裁判員裁判弁護技術研究室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	—	0503383-0062	03-3353-7057
	常勤弁護士業務支援室	160-0004	新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル6F	—	0503383-0062	03-3353-7057
2	東京地方事務所	160-0023	新宿区西新宿1-24-1 エステック情報ビル13F	0570-078301	0503383-5300	03-6911-0150
	霞が関分室	100-0013	千代田区霞ヶ関1-1-3 弁護士会館3F	—	0503383-5330	03-3502-6856
3	上野出張所	110-0005	台東区上野2-7-13 JTB・損保ジャパン日本興亜上野共同ビル6F	0570-078304	0503383-5320	03-3835-2369
4	多摩支部	190-0012	立川市曙町2-8-18 東京建物ファール立川ビル5F	0570-078305	0503383-5327	042-527-3051
5	多摩支部八王子出張所	192-0046	八王子市明神町4-7-14 八王子ONビル4F	0570-078307	0503383-5310	042-656-3201
6	神奈川地方事務所	231-0023	横浜市中区山下町2 産業貿易センタービル10F	0570-078308	0503383-5360	045-662-9356
7	川崎支部	210-0007	川崎市川崎区駅前本町11-1 パシフィックマークス川崎ビル10F	0570-078309	0503383-5366	044-246-0406
8	小田原支部	250-0012	小田原市本町1-4-7 朝日生命小田原ビル5F	0570-078311	0503383-5370	0465-24-7402
9	埼玉地方事務所	330-0063	さいたま市浦和区高砂3-17-15 さいたま商工会議所会館6F	0570-078312	0503383-5375	048-838-7230
10	川越支部	350-1123	川越市脇田本町10-10 KJビル3F	0570-078313	0503383-5377	049-242-5321
11	熊谷地域事務所	360-0037	熊谷市筑波3-195 熊谷駅前ビル7F	—	0503383-5380	048-522-8260
12	秩父地域事務所	368-0041	秩父市番場町11-1 サンウッド東和2F	—	0503383-0023	0494-25-1962
13	千葉地方事務所	260-0013	千葉市中央区中央4-5-1 Qiball(きぼーる)2F	0570-078315	0503383-5381	043-225-9206
14	松戸支部	271-0092	松戸市松戸1879-1 松戸商工会議所会館3F	0570-078316	0503383-5388	047-366-6575
15	茨城地方事務所	310-0062	水戸市大町3-4-36 大町ビル3F	0570-078317	0503383-5390	029-231-1731
16	下妻地域事務所	304-0063	下妻市小野子町1-66 JA常総ひかり県西会館1F	—	0503383-5393	0296-44-8461
17	牛久地域事務所	300-1234	牛久市中央5-20-11 牛久駅前ビル4F	—	0503383-0511	029-873-6946
18	栃木地方事務所	320-0033	宇都宮市本町4-15 宇都宮NIビル2F	0570-078318	0503383-5395	028-622-0987
19	群馬地方事務所	371-0022	前橋市千代田町2-5-1 前橋テラス5F	0570-078320	0503383-5399	027-232-9727
20	静岡地方事務所	420-0031	静岡市葵区呉服町2-1-1 札の辻ビル5F	0570-078321	0503383-5400	054-251-3677
21	沼津支部	410-0833	沼津市三園町1-11	0570-078322	0503383-5405	055-931-0320
22	浜松支部	430-0929	浜松市中区中央1-2-1 イーステージ浜松オフィス4F	0570-078324	0503383-5410	053-451-1722
23	下田地域事務所	415-0035	下田市東本郷1-1-10 パールビル3F	—	0503383-0024	0558-27-1167
24	山梨地方事務所	400-0032	甲府市中央1-12-37 IRIXビル1・2F	0570-078326	0503383-5411	055-232-7540
25	長野地方事務所	380-0835	長野市新田町1485-1 長野市ももんざんぶら座4F	0570-078327	0503383-5415	026-226-7675
26	新潟地方事務所	951-8116	新潟市中央区東中通1番町86-51 新潟東中通ビル2F	0570-078328	0503383-5420	025-225-6171
27	佐渡地域事務所	952-1314	佐渡市河原田本町394 佐渡市役所佐和田行政サービスセンター2F	—	0503383-5422	0259-52-2675
28	大阪地方事務所	530-0047	大阪市北区西天満1-12-5 大阪弁護士会館B1F	0570-078329	0503383-5425	06-6367-1156
29	堺出張所	590-0075	堺市堺区南花田口町2-3-20 三共堺東ビル6F	0570-078331	0503383-5430	072-232-8547
30	京都地方事務所	604-8005	京都市中京区河原町通三条上る恵比須町427 京都朝日会館9F	0570-078332	0503383-5433	075-231-4355
31	福知山地域事務所	620-0054	福知山市末広町1-1-1 中川ビル4F	—	0503383-0519	0773-23-6374
32	兵庫地方事務所	650-0044	神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワービル13F	0570-078334	0503383-5440	078-362-2698
33	阪神支部	660-0052	尼崎市七松町1-2-1 フェスタ立花北館5F	0570-078335	0503383-5445	06-6411-2010
34	姫路支部	670-0947	姫路市北条1-408-5 光栄産業㈱第2ビル	0570-078336	0503383-5448	079-284-2308
35	奈良地方事務所	630-8241	奈良市高天町38-3 近鉄高天ビル6F	0570-078338	0503383-5450	0742-24-3213
36	南和地域事務所	638-0821	吉野郡大淀町下淵68-4 やすらぎビル4F	—	0503383-0025	0747-52-9179
37	滋賀地方事務所	520-0047	大津市浜大津1-2-22 大津商中日生ビル5F	0570-078339	0503383-5454	077-521-9122
38	和歌山地方事務所	640-8155	和歌山市九番丁15 九番丁MGBビル6F	0570-078340	0503383-5457	073-425-9201
39	愛知地方事務所	460-0008	名古屋市中区栄4-1-8 栄サンシティビル15F	0570-078341	0503383-5460	052-241-1065
40	三河支部	444-8515	岡崎市十王町2-9 岡崎市役所西庁舎1F(南棟)	0570-078342	0503383-5465	0564-22-5308
41	三重地方事務所	514-0033	津市丸之内34-5 津中央ビル	0570-078344	0503383-5470	059-222-5096
42	岐阜地方事務所	500-8812	岐阜市美江寺町1-27 第一住宅ビル2F	0570-078345	0503383-5471	058-262-0902
43	可児地域事務所	509-0214	可児市広見5-152 サン・ノーブルビレッジ・ヒロミ1F	—	0503383-0005	0574-61-2940
44	中津川地域事務所	508-0037	中津川市えびす町7-30 イシックス駅前ビル1F	—	0503383-0068	0573-66-5551
45	福井地方事務所	910-0004	福井市宝永4-3-1 サクラNビル2F	0570-078348	0503383-5475	0776-22-0354
46	石川地方事務所	920-0937	金沢市丸の内7-36 金沢弁護士会館内	0570-078349	0503383-5477	076-263-7065
47	富山地方事務所	930-0076	富山市長柄町3-4-1 富山県弁護士会館1F	0570-078351	0503383-5480	076-493-9450
48	魚津地域事務所	937-0067	魚津市釈迦堂1-12-18 魚津商工会議所ビル5F	—	0503383-0030	0765-22-2594
49	広島地方事務所	730-0013	広島市中区八丁堀2-31 広島鴻池ビル1F	0570-078352	0503383-5485	082-224-0023
50	山口地方事務所	753-0072	山口市大手町9-11 山口県自治会館5F	0570-078353	0503383-5490	083-932-8141
51	岡山地方事務所	700-0817	岡山市北区弓之町2-15 弓之町シティセンタービル2F	0570-078354	0503383-5491	086-234-8413
52	鳥取地方事務所	680-0022	鳥取市西町2-311 鳥取市福祉文化会館5F	0570-078357	0503383-5495	0857-20-2298
53	倉吉地域事務所	682-0023	倉吉市山根572 サンク・ビエビル202号室	—	0503383-5497	0858-26-6019
54	島根地方事務所	690-0884	松江市南田町60	0570-078358	0503383-5500	0852-23-7802
55	浜田地域事務所	697-0022	浜田市浅井町1580 第二龍河ビル6F	—	0503383-0026	0855-22-1560

【資料1】日本司法支援センター全国事務所所在地等一覧

令和2年3月31日現在

	事務所名	郵便番号	住 所	電話番号		FAX番号
56	西郷地域事務所	685-0015	隠岐郡隠岐の島町港町塩口24-9 NTT隠岐ビル1F	—	0503383-5326	08512-2-4750
57	福岡地方事務所	810-0004	福岡市中央区渡辺通5-14-12 南天神ビル4F	0570-078359	0503383-5501	092-722-3501
58	北九州支部	802-0006	北九州市小倉北区魚町1-4-21 魚町センタービル5F	0570-078360	0503383-5506	093-511-1571
59	佐賀地方事務所	840-0801	佐賀市駅前中央1-4-8 太陽生命佐賀ビル3F	0570-078361	0503383-5510	0952-28-7202
60	長崎地方事務所	850-0875	長崎市栄町1-25 長崎MSビル2F	0570-078362	0503383-5515	095-824-6688
61	佐世保地域事務所	857-0806	佐世保市島瀬町4-19 バードハウジングビル402号室	—	0503383-5516	0956-25-5340
62	壱岐地域事務所	811-5135	壱岐市郷ノ浦町郷ノ浦174 吉田ビル3F	—	0503383-5517	0920-47-3585
63	五島地域事務所	853-0018	五島市池田町2-20	—	0503383-0516	0959-72-5968
64	対馬地域事務所	817-0013	対馬市厳原町中村606-3 おおたビル3F	—	0503383-0517	092-052-5032
65	平戸地域事務所	859-5121	平戸市岩の上町1507-1 NTT平戸ビル本館2F	—	0503383-0468	0950-23-8286
66	雲仙地域事務所	854-0514	雲仙市小浜町北本町14 雲仙市小浜総合支所3F	—	0503383-5324	0957-74-3185
67	大分地方事務所	870-0045	大分市城崎町2-1-7口	0570-078363	0503383-5520	097-532-6673
68	熊本地方事務所	860-0844	熊本市中央区水道町1-23 加地ビル3F	0570-078365	0503383-5522	096-352-6350
69	高森地域事務所	869-1602	阿蘇郡高森町大字高森1609-1 NTT西日本高森ビル1F	—	0503383-0469	0967-62-0861
70	鹿児島地方事務所	892-0828	鹿児島市金生町4-10 アーバンスクエア鹿児島ビル6F	0570-078366	0503383-5525	099-223-6146
71	鹿屋地域事務所	893-0009	鹿屋市大手町14-22 南商ビル1F	—	0503383-5527	0994-44-6922
72	指宿地域事務所	891-0402	指宿市十町912-7	—	0503383-0027	0993-24-2657
73	奄美地域事務所	894-0006	奄美市名瀬小浜町4-28 AISビルA棟1F	—	0503383-0028	0997-53-5076
74	徳之島地域事務所	891-7101	大島郡徳之島町亀津553-1 徳之島合同庁舎2F	—	0503381-3472	0997-82-3261
75	宮崎地方事務所	880-0803	宮崎市旭1-2-2 宮崎県企業局3F	0570-078367	0503383-5530	0985-27-2876
76	延岡地域事務所	882-0043	延岡市祇園町1-2-7 UMK祇園ビル2F	—	0503383-0520	0982-33-0551
77	沖縄地方事務所	900-0023	那覇市楚辺1-5-17 ブロフェスビル那覇2・3F	0570-078368	0503383-5533	098-855-3220
78	宮古島地域事務所	906-0012	宮古島市平良字西里1125 宮古合同庁舎1F	—	0503383-0201	0980-72-6552
79	宮城地方事務所	980-0811	仙台市青葉区一番町3-6-1 一番町平和ビル6F	0570-078369	0503383-5535	022-263-4558
80	南三陸出張所	986-0725	本吉郡南三陸町志津川字沼田56	0570-007831	0503383-0210	0226-47-1071
81	山元出張所	989-2203	亶理郡山元町浅生原字日向13-1	0570-007835	0503383-0213	0223-33-8037
82	東松島出張所	981-0503	東松島市矢本字大溜1-1	0570-007838	0503383-0009	0225-84-3024
83	福島地方事務所	960-8131	福島市北五老内町7-5 イズム37ビル4F	0570-078370	0503383-5540	024-535-2939
84	会津若松地域事務所	965-0871	会津若松市栄町5-22 フジヤ会津ビル1F	—	0503383-0521	0242-24-3903
85	二本松出張所	964-0904	二本松市郭内1-196-1 福島県男女共生センター4F	0570-078375	0503381-3803	0243-62-0251
86	ふたば出張所	979-0407	双葉郡広野町広洋台1-1-89	0570-078376	0503381-3805	0240-28-0061
87	山形地方事務所	990-0042	山形市七日町2-7-10 NANABEANS8F	0570-078381	0503383-5544	023-633-0180
88	岩手地方事務所	020-0022	盛岡市大通1-2-1 岩手県産業会館本館2F	0570-078382	0503383-5546	019-652-5516
89	宮古地域事務所	027-0076	宮古市栄町3-35 キャトル宮古5F	—	0503383-0518	0193-64-3519
90	大槌出張所	028-1115	上閉伊郡大槌町上町1-3	0570-078383	0503383-1350	0193-41-1536
91	気仙出張所	022-0003	大船渡市盛町字宇津野沢9-5	0570-078385	0503383-1402	0192-26-4855
92	秋田地方事務所	010-0001	秋田市中通5-1-51 北都ビルディング6F	0570-078386	0503383-5550	018-825-1211
93	鹿角地域事務所	018-5201	鹿角市花輪字下花輪50 鹿角市福祉保健センター2F	—	0503383-1416	0186-30-1320
94	青森地方事務所	030-0861	青森市長島1-3-1 日本赤十字社青森県支部ビル2F	0570-078387	0503383-5552	017-773-5021
95	むつ地域事務所	035-0073	むつ市中央1-5-1	—	0503383-0067	0175-22-3695
96	鰺ヶ沢地域事務所	038-2761	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字後家屋敷9-4 鰺ヶ沢町総合保健福祉センター内	—	0503383-8369	0173-82-1525
97	札幌地方事務所	060-0001	札幌市中央区北1条西9-3-1 南大通ビルN1 1F	0570-078388	0503383-5555	011-219-3818
98	函館地方事務所	040-0063	函館市若松町6-7 ステーションプラザ函館5F	0570-078390	0503383-5560	0138-26-3520
99	江差地域事務所	043-0034	檜山郡江差町字中歌町199-5	—	0503383-5563	0139-52-5039
100	八雲地域事務所	049-3106	二世郡八雲町富士見町21-1	—	0503383-8366	0137-63-4633
101	旭川地方事務所	070-0033	旭川市3条通9-1704-1 TKフロンティアビル6F	0570-078391	0503383-5566	0166-25-2066
102	釧路地方事務所	085-0847	釧路市大町1-1-1 道東経済センタービル1F	0570-078392	0503383-5567	0154-42-0168
103	香川地方事務所	760-0023	高松市寿町2-3-11 高松丸田ビル8F	0570-078393	0503383-5570	087-851-3023
104	徳島地方事務所	770-0834	徳島市元町1-24 アミコビル3F	0570-078394	0503383-5575	088-655-2777
105	高知地方事務所	780-0870	高知市本町4-1-37 丸ノ内ビル2F	0570-078395	0503383-5577	088-873-3023
106	須崎地域事務所	785-0003	須崎市新町2-3-26	—	0503383-5579	0889-42-2001
107	安芸地域事務所	784-0003	安芸市久世町9-20 すまいるあき4F	—	0503383-0029	0887-34-8532
108	中村地域事務所	787-0014	四万十市駅前町13-15 アメニティオフィスビル1F	—	0503383-0467	0880-35-5488
109	愛媛地方事務所	790-0001	松山市一番町4-1-11 共栄興産一番町ビル4F	0570-078396	0503383-5580	089-932-0213

【資料2】 日本司法支援センターのあゆみ(～令和2年3月31日)

		内容
平成11年	7月	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成12年	10月	法務大臣、(財)法律扶助協会を民事法律扶助法の指定法人に指定
平成13年	6月	司法制度改革審議会最終意見書を内閣に提出
	12月	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年	3月	司法制度改革推進計画を閣議決定
平成16年	6月	総合法律支援法公布
平成17年	9月	日本司法支援センターの通称を「法テラス」とすると発表
平成18年	4月10日	日本司法支援センター設立 金平輝子理事長就任
	4月28日	法務大臣、第1期中期計画を認可
	5月25日	法務大臣、業務方法書、法律事務取扱規程、国選弁護人の事務に関する契約約款を認可
	10月2日	業務開始(東京でコールセンター始動、常勤弁護士1期生が各地に赴任) 法務大臣、(財)法律扶助協会からの権利及び義務の承継を認可
平成19年	3月30日	総合法律支援法第30条第2項に規定する業務(受託業務)の委託者として日弁連、中国残留孤児援護基金と契約締結
	4月1日	中国残留孤児援護基金委託援助業務開始
	10月1日	日弁連委託援助業務開始
	10月30日	法務大臣、国選付添人の事務に関する契約約款を認可
	11月1日	国選付添人に関する業務開始
平成20年	4月10日	寺井一弘理事長就任 顧問会議を設置
	9月-12月	法律扶助のニーズと法テラス利用状況の調査(路上生活者も調査対象に含む)を実施
	11月13日	法務大臣、国選被害者参加弁護士の事務に関する契約約款を認可
	12月1日	被害者参加人のための国選弁護制度に関する業務開始
平成21年	5月1日	法テラス本部移転(千代田区九段北から中野区本町へ)
	5月21日	裁判員制度スタート 被疑者国選弁護制度対象事件の拡大
平成22年	2月25日	コールセンターへの問合せ件数が業務開始から累計100万件を突破
	2月26日	法務大臣、第2期中期目標を指示
	3月1日	「法律扶助のニーズ及び法テラス利用状況に関する調査報告書」発行
	3月30日	法務大臣、第2期中期計画を認可
	12月1日	仙台コールセンターが受電業務を開始
平成23年	3月11日	東日本大震災発生 仙台コールセンターの受電を打ち切り、東京のコールセンターのみで受電業務を行う
	4月4日	仙台コールセンター、受電業務を再開
	4月10日	梶谷剛理事長就任
	7月1日	仙台コールセンターに受電業務を完全移行
	10月2日	東日本大震災被災地出張所「法テラス南三陸」を宮城県南三陸町に開所
	11月1日	「被災者専用フリーダイヤル」(震災 法テラスダイヤル)開始
	12月1日	被災地出張所「法テラス山元」を宮城県山元町に開所

【資料2】 日本司法支援センターのあゆみ(～令和2年3月31日)

		内容
平成24年	2月5日	被災地出張所「法テラス東松島」を宮城県東松島市に開所
	3月10日	被災地出張所「法テラス大槌」を岩手県大槌町に開所
	4月1日	東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律(法テラス震災特例法)が施行
	4月2日	全国の法テラス地方事務所で震災特例法による法律援助事業を開始
	9月30日	被災地出張所「法テラス二本松」を福島県二本松市に開所
	11月-12月	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査」を実施
平成25年	1月7日	コールセンターへの問合せ件数が累計200万件突破
	3月1日	「東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書」発行
	3月17日	被災地出張所「法テラスふたば」を福島県広野町に開所
	3月24日	被災地出張所「法テラス気仙」を岩手県大船渡市に開所
	4月1日	常勤弁護士を被災自治体へ任期付職員として派遣
	10月1日	7か所の被災地出張所における相談件数1万件を突破
	12月1日	被害者参加旅費等支給業務を開始
平成26年	2月28日	法務大臣、第3期中期目標を指示
	3月28日	法務大臣、第3期中期計画を認可
	4月1日	ハーグ条約適用事件が新たな援助対象に
	4月10日	宮崎誠理事長就任
	6月18日	国選付添人制度対象事件の拡大
平成27年	3月31日	法テラス震災特例法の延長が決定(平成30年3月31日まで)
平成28年	2月18日	コールセンターへの問合せ件数が累計300万件突破
	4月14日	熊本地震発生
	5月14日	「被災者専用フリーダイヤル」熊本地震被災者も利用可能に
	5月27日	改正総合法律支援法成立
	7月1日	改正総合法律支援法の一部を施行 熊本地震に適用され、無料法律相談開始
	9月30日	法テラス10周年記念企画「高齢者・障がい者のための全国一斉110番」を実施
	10月1日	業務開始から10年が経過
平成29年	1月	民事法律扶助 援助件数が100万件を突破
平成30年	1月24日	改正総合法律支援法が全面施行 「特定援助対象者法律相談援助」「DV等被害者法律相談援助」の制度開始
	2月28日	法務大臣、第4期中期目標を指示
	3月29日	法務大臣、第4期中期計画を認可
	3月30日	法テラス震災特例法の延長が決定(令和3年3月31日まで)
	4月10日	板東久美子理事長就任
	6月1日	被疑者国選弁護制度対象事件が勾留事件全件に拡大
	7月	平成30年7月豪雨災害発生
	7月14日	平成30年7月豪雨災害の被災者を対象とする無料法律相談開始
		「被災者専用フリーダイヤル」平成30年7月豪雨災害被災者も利用可能に
平成31年	1月5日	コールセンターへの問合せ件数が累計400万件突破
令和元年	10月	令和元年台風第19号発生

【資料2】 日本司法支援センターのあゆみ(～令和2年3月31日)

	内容
10月18日	令和元年台風第19号の被災者を対象とする無料法律相談開始
	「被災者専用フリーダイヤル」令和元年台風第19号被災者も利用可能に

【資料 3】

第 4 期中期目標		日本司法支援センターの中期目標・中期計画・年度計画	
第 3 総合法律支援の充実のための措置に関する事項		第 4 期中期計画	
第 3 総合法律支援の充実のための措置に関する目標を達成するための措置		平成 31 年度計画	
1 業務運営の基本的姿勢		1 業務運営の基本的姿勢	
支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を実施する法人であることに鑑み、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、利用者にとって業務遂行を常に心掛ける。 支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。 主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、支援センターの役割は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をしていくものとする。	支援センターは、国民に身近で頼りがいのある司法を実現するために各種業務を実施する法人であることに鑑み、真に国民に親しまれ頼りにされる存在となるよう、その業務運営においては、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、高齢者及び障害者等に対する特別の配慮を含め、利用者にとって業務遂行を常に心掛ける。 支援センターが提供するサービスに関する利用者からの意見、苦情等について、支援センターの業務運営の参考にするとともに、必要に応じて業務の改善等適切な対応を行う。 主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、支援センターの役割は、常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善をするための改善に努める。 (4) 支援センターは、増加する在留外国人との共生、ギャンブル等依存症対策等に係る支援センターへの期待に応えるとともに、自然災害や働き方改革などの社	支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者等に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。また、参考となる取組については全職員で共有する。 利用者からの意見、苦情等を真摯に受け止め、必要に応じて関係部署・職員や関係者に伝達するなどして業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を 1 回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。 主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。	支援センターの業務運営においては、引き続き、非公務員型法人であることの利点をいかした様々な創意工夫により、懇切・丁寧かつ迅速・適切な対応その他高齢者及び障害者等に対する特別の配慮や外国語を母語とする者への対応を含め、利用者の立場に立った業務遂行を常に心掛ける。また、参考となる取組については全職員で共有する。 利用者からの意見、苦情等を真摯に受け止め、必要に応じて関係部署・職員や関係者に伝達するなどして業務の改善を行う。また、多様な意見を業務運営にいかすため、外部有識者から構成される顧問会議を 1 回以上開催し、必要に応じて業務の改善を行う。 主に国費により支援センターの業務運営に要する経費が賄われていることを踏まえ、役職員は常にコスト意識を持ち、納税者の視点から、資金投入の必要性、支出の適切性、投入資金額に見合う効果の有無等を十分に考慮して業務運営に当たり、必要に応じ、自発的に創意工夫をして、効率的で効果的な業務運営を実現するための改善に努める。 (4) 支援センターは、増加する在留外国人との共生、ギャンブル等依存症対策等に係る支援センターへの期待に応えるとともに、自然災害や働き方改革などの社

【資料 3】

			会の課題や動きを意識し、支援センターとしてなすべき施策を検討し、関係機関等と連携しつつ、その役割を十全に果たすよう努める。
2 組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等	2 組織の基盤整備等
(1) 支援センターの職員	(1) 支援センターの職員	(1) 支援センターの職員	(1) 支援センターの職員
ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の配置及び能力の向上	ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の配置及び能力の向上	ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の配置及び能力の向上	ア 職員（常勤弁護士を除く。以下本項目において同じ。）の配置及び能力の向上
職員の配置は、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえつつ、業務量の増減について的確に把握・分析し、業務量に応じた適正かつ効率的なものとす 職員の能力の向上のため、多様な経験を積むことのできる人事配置等を行う。また、改正総合法律支援法に基づき新たな法的援助を含め、支援センターの多様な取組に適切に対応できるよう、視聴覚教材の配付等も活用しつつ、職員に対する研修を適切に実施する。	(ア) 職員の配置については、総合法律支援の実施及び体制の整備の重要性を踏まえ、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の標準化及び事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。 (イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、改正総合法律支援法に基づき新たな法的援助を含めた支援センターの多様な取組への適切な対応と、利用者の立場に立った業務遂行の更なる推進のため、研修内容の見直しを進めつつ、OJT及び採用年次、経験年数に応じた階層別研修を実施し、各階層の職員に求められる業務知識の修得及び職員の能力向上を図る。	(ア) 職員の配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の標準化及び事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。 (イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、改正総合法律支援法に基づき新たな法的援助を含めた支援センターの多様な取組に適切に対応するため、採用年次、経験年数、担当業務の別等に応じた研修を実施し、職員の能力向上を図る。	(ア) 職員の配置については、総合法律支援の充実のための措置及び提供するサービスの質の向上に関する取組に配慮しつつ、既存業務の変動及び新規事業の追加による業務量の増加を的確に把握し、業務の標準化及び事務手続の合理化の観点を考慮した業務量に応じた適正なものとする。また、職員を新たに採用する場合には、業務を行うために真に必要な職員数を検証した上で、必要な数の採用を行う。 (イ) 人事配置等により多様な経験を積ませるとともに、改正総合法律支援法に基づき新たな法的援助を含めた支援センターの多様な取組への適切な対応と、利用者の立場に立った業務遂行の更なる推進のため、研修内容の見直しを進めつつ、OJT及び採用年次、経験年数に応じた階層別研修を実施し、各階層の職員に求められる業務知識の修得及び職員の能力向上を図る。 また、上記研修の実施に当たっては、視聴覚教材の配付等の効率的な方法についても検討・実施する。
イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上	イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上	イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上	イ 常勤弁護士の採用、配置及び資質の向上

【資料 3】

常勤弁護士採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材の確保を図る。 常勤弁護士については、改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助を含め、支援センターの主要業務である民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどを踏まえ、総合法律支援の適切な実施が遂行できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析し、配置人数の適正化を図るとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求めつつ、常勤弁護士を配置できている地方事務所への配置に向けた取組を促進する。	(7) 常勤弁護士の採用に当たっては、説明会等を活用し、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材を確保する。そのため、常勤弁護士の給与については実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考にする。 (4) 全国的に総合法律支援を適切に実施できる体制となるよう、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、常勤弁護士の配置人数の適正化に努めるとともに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握を行い、常勤弁護士が担う各種業務の効率的な実施体制を構築する。また、地元弁護士会との協議を実施するなどし、常勤弁護士の活動に対する理解を求めつつ、常勤弁護士を配置できている地方事務所への配置に向けた取組を促進する。 (4) 研修等の実施により常勤弁護士の資質の向上に努めるとともに、支援センターの中核となって職務を行う人材を育成する。 (エ) (7)から(7)までの取組の実施に当たっては、常勤弁護士が、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等とともに、改正総合法律支援法により新たに加わった業務を適切に運用するためのセーフティネットとしての役割を担っていることなどに留意する。	(7) 常勤弁護士の採用に当たっては、支援センターの業務の円滑で効率的な運営に適応でき、総合法律支援の取組に意欲的で、国民の期待に応えることのできる人材を確保するため、説明会等を通じ、常勤弁護士の活動内容や魅力、充実した研修を受講できること等を積極的に周知するとともに、司法修習生のみならず、法曹実務経験のある弁護士を対象とした求人広告等も行う。なお、常勤弁護士の給与については、実務経験年数において同等の裁判官・検事の給与を参考とする現行水準を維持する。 (4) 全国的に総合法律支援を適切かつ効率的に実施できる体制となるよう、常勤弁護士の配置人数の適正化を図るため、平成30年度に引き続き、各地域における法的ニーズや事務所ごとの常勤弁護士の業務量を把握・分析し、その配置人数の変更・調整を行う。さらに、常勤弁護士が事件を受任したことで生じた財政的な効果の把握方法や常勤弁護士の効率的な業務実施体制についての検討を進める。また、常勤弁護士を地方事務所へ配置できている地域については、地元弁護士会に対し、常勤弁護士の活動に対する理解を求めるとともに、配置に向けた協議の開始を申し入れるなど、常勤弁護士の配置に向けた取組を進める。 (7) 常勤弁護士が、民事法律扶助事件や裁判員裁判対象事件を含む国選弁護等関連事件に適切に対応し、司法ソーシャルワークにも適切に取り組めるよう、常勤弁護士業務支援室、裁判員裁判弁護士技術研究室
---	--	--

【指標】

- ・常勤弁護士1人当たりの事件処理件数について、前年度比で3パーセント以上増加させる。

【資料 3】

【難易度：高】 常勤弁護士配置については、各地域の法的ニーズや事務所ごとの業務量を把握・分析した上で地元弁護士会等の関係機関・団体との協議を経る必要があるなど、外部的・他律的要因の影響を受けざるを得ないことから、難易度は高い。		及び専門的な外部講師等を活用するなどし、より実践的な研修を実施する。 また、中堅層を対象とする専門分野に特化した研修、常勤弁護士間において弁護士技術や経験の共有を図るブロック別研修や実務トレーニー・実務トレーナー研修等を積極的に活用し、常勤弁護士の全体的な能力の向上を図り、支援センターの中核になって職務を行う人材を育成する。
(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保 改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、民事法律扶助業務及び国選弁護等関連業務等について全国的に均質な業務の効率的な遂行を実現するため、弁護士会及び司法書士会と連携し、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努めるとともに、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの向上を図る。	(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保 改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施及び刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士、並びに国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士・被害者参加人のための国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するなどして各制度に対する理解を求めることにより、一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図る。	(2) 一般契約弁護士・司法書士の確保 民事法律扶助の担い手となる弁護士・司法書士、国選弁護、国選付添及び被害者参加人のための国選弁護の担い手となる弁護士並びにDV等被害者法律相談援助の担い手となる弁護士の業務を全国的に均質かつ効率的なものとするため、弁護士会及び司法書士会と連携し、必要に応じて説明会や協議会を実施するとともに、説明資料を配布するなどして各制度に対する理解を求めることにより一般契約弁護士・司法書士が提供するサービスの質の向上を図りつつ、各地域における法的ニーズへの対応に必要な一般契約弁護士・司法書士の人数の確保に努める。
(3) 事務所の存置等 事務所については、あまねく全国において法による紛争解決に必要なサービス等の提供が受けられる社会の実現を目指す総合法律支援法の基本理念を踏まえつつ、存置・移設・設置の必要性について不断の検討を行うとともに、特に、出張所・扶助国選対応地域事務所・司法	(3) 事務所の存置等 事務所については、総合法律支援法の理念を踏まえ、その存置・移設・設置の必要性について不断に検討し、必要な見直しを進める。なお、出張所、扶助・国選対応地域事務所、司法過疎地域事務所については、以下の点に留意する。	(3) 事務所の存置等 事務所については、その存置・移設・設置の必要性について検討し、必要な見直しを進める。 ア 出張所 地方事務所と地理的に近接する出張所については、維持コスト等を踏まえつつ、地方事務所との統

【資料 3】

過疎地域事務所については、以下の見直しを進める。なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、設置基準を設定した上で、具体的な検討過程を明らかにする。 ア 地方事務所と地理的に近接する出張所については、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しを進める。 また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえたと見直しを進める。 イ 扶助・国選対応地域事務所については、当該地域における一般契約弁護士数の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト等、組織の在り方の見直しを進める。 ウ 常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、司法過疎地域事務所の設置趣旨に鑑みて、統廃合を含めた見直しを進める。 【重要度：高】 効率的で効果的な業務運営を実現するためには、事務所の存置等の必要性について不断の検討を行うとともに、必要な見直しを進めることが重要であることから、重要度は高い。	ア 出張所 地方事務所と地理的に近接する出張所については、維持コスト等を踏まえつつ、地方事務所との統合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しを進める。 また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえたと見直しを進める。 イ 扶助・国選対応地域事務所 当該地域における一般契約弁護士の増加状況、一般契約弁護士による民事法律扶助・国選弁護等関連事件の受任状況、維持コスト、常勤弁護士の業務量等を踏まえつつ、組織の在り方の見直しを進める。 ウ 司法過疎地域事務所 常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域にある司法過疎地域事務所については、その設置趣旨に鑑みて、当該地域の法律事務取扱業務量、実働弁護士数、実働弁護士 1 人当たりの人口、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、当該司法過疎地域事務所における業務量、採算性等の要素を踏まえ、統廃合を含めた見直しを進める。 なお、司法過疎地域事務所の設置に際しては、引き続き、上記要素等を考慮した設置基準をあらかじめ設定した上で、設置に係る具体的な検討体制や意思決定プロセスを明確化するなど、その検討過程を明らかにする。	合を含め、組織運営を合理化する方向での見直しに向けた検討を行う。 また、東日本大震災の被災地に設置している臨時出張所については、政府が定める復興・創生期間の終了時期等を踏まえながら、必要な見直しに向けた関係機関との調整を行う。 イ 扶助・国選対応地域事務所 扶助・国選対応地域事務所を設置した地域における一般契約弁護士の増加状況や、民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件の受任状況のほか、常勤弁護士の業務量や事務所の維持コスト等を踏まえつつ、その存廃について検討する。 ウ 司法過疎地域事務所 常勤弁護士を除く登録弁護士数が大きく増加した地域については、実働弁護士数だけでなく、当該地域の実働弁護士 1 人当たりの人口、法律事務取扱業務量、一般契約弁護士による民事法律扶助事件及び国選弁護等関連事件の受任状況のほか、日本弁護士連合会による公設事務所の設置状況、更には当該地域に設置された司法過疎地域事務所における業務量や採算性等を踏まえ、その存廃について検討する。 また、設置に際しては、設定済みの設置基準を基に、地域のニーズを踏まえた地方事務所等からの要望について本部でその必要性を検討し、法務省及び日本弁護士連合会等の意見を聴取して最終決定するとともに、その検討過程を明らかにする。
--	--	--

【資料 3】

【難易度：高】 事務所の存置の見直しについては、多様な要素を調査・分析した上で、それらを総合考慮する必要がある。また、当該地域の住民や地方公共団体、弁護士会等の関係機関等との間の調整にも多大な時間・労力を必要とするなど、目標の達成には多くの困難が伴うことから、難易度は高い。		
3 関係機関等との連携強化	3 関係機関等との連携強化	3 関係機関等との連携強化
改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、支援センターの業務運営に当たっては、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体と極めて密接な連携が必要であることに鑑み、関係機関連絡協議会及び地方協議会の開催等により、関係機関等との連携強化を図る。	改正総合法律支援法に基づく新たな法的援助の実施や刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大への適切な対応を含め、支援センターの業務運営に当たっては、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等の関係機関・団体との間の極めて密接な連携が必要であることに鑑み、本部においては関係機関連絡協議会を開催し、地方事務所においては地方協議会や業務説明を実施するなどし、関係機関等との連携強化を図る。	(1) 本部において、関係機関連絡協議会を開催し、最高裁判所、法務省、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会に対して定期的に支援センターの活動実績を報告するとともに、今後の活動方針について協議し、支援センターの運営の参考とする。 (2) 各地方事務所において、地方協議会を1回以上開催し、参加者に対して支援センターの業務に関する具体的情報を周知する。なお、地方協議会の開催に当たっては、議題、開催時期・場所、開催回数等を工夫し、特に議題については、改正総合法律支援法に基づく法的援助等の更なる周知・運用方法の改善や、自然災害対応など、支援センターにおける新たな業務や昨今の問題を踏まえたものとする。また、参考となる取組事例については、他の地方事務所にも共有する。 加えて、各地方事務所において、関係機関・団体との連携関係の構築・維持・強化を図るため、地方協議会とは別に、地方公共団体、福祉機関・団体、警察、弁護士会、司法書士会等に対する業務説明を実施し、特に、地方公共団体、福祉機関・団体に対する業務説
【指標】 ・各地方事務所において地方協議会を毎年度開催する。 ・地方公共団体、福祉機関・団体への業務説明を年度計画で定めた回数実施する。		

【資料 3】

		明については、全国で1,000回以上実施する。	
第4 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	II 提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置	
1 情報提供業務	1 情報提供業務	1 情報提供業務	
(1) 適切な情報提供の実施	(1) 適切な情報提供の実施	(1) 適切な情報提供の実施	
利用者やニーズの多様化に対応するため、多様な方法での情報提供を実施するとともに、FAQ及び関係機関情報の充実を図る。 情報提供担当者に対する研修等の実施により、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、民事法律扶助をはじめ、利用者に最適な支援への確実かつ円滑な橋渡しを行う。 また、地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供の在り方について、コールセンターとの役割分担や関係機関との連携方法を踏まえた検討を行い、利用者のニーズや各地の実情等に応じた情報提供を適切に実施する。	利用者の多様なニーズに応じた情報提供を実施するとともに、最新の情報を常に把握し、FAQや関係機関データベースの情報の充実を図る。 外部評価の結果を踏まえた研修を実施するなどして、質の高いサービスの維持・向上に努めるとともに、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行う。 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関しては、コールセンターとの役割分担を踏まえ、弁護士会・司法書士会、福祉機関等の関係機関との直接的な連携が可能であるという特性をいかした業務の在り方について検討し、利用者のニーズや各地の実情に応じた情報提供を適切に実施する。	利用者の多様なニーズに応じた情報提供を実施するとともに、最新の情報を常に把握し、FAQや関係機関データベースの情報の充実を図るとともに、関係機関に対するヒアリングを行うなどして、関係機関データベースに登録する情報を充実させる。また、最新の法制度情報を反映することでFAQの充実を図る。 質の高いサービスの維持・向上を図るため、情報提供担当者に対して、外部評価結果を踏まえた研修を実施するほか、FAQや関係機関データベースを十分に活用できるよう指導する。また、最適な関係機関の紹介、民事法律扶助への迅速な取次ぎなど、利用者にとって最適な支援への橋渡しを確実かつ円滑に行うために、コールセンターと地方事務所の情報共有の仕組みを構築するなどして、その連携を強化する。 地方事務所（支部・出張所を含む。）における情報提供業務に関し、法的トラブルを抱える関係機関の被支援者を弁護士・司法書士に繋げたり、法的トラブル以外の問題を抱える支援センターの利用者を当該問題の解決に繋がる関係機関に取り次ぐなど、関係機関との双方向の連携による取組の試行を継続実施し、効果的な事例については、他の地方事務所にも共有する。	

【指標】

- ・利用者満足度調査において、5段階評価で平均4以上の評価を維持する。

【資料 3】

		エ 利用者に対する満足度調査を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じ、提供するサービスの内容等の見直しを行う。
(2) 法教育事業	(2) 法教育事業	(2) 法教育事業
法教育関連事業を行う法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業の内容及び目標を具体的に定めた上で、法教育事業の充実を図る。 【指標】 ・一般市民向け法教育企画について、年度計画で定めた回数実施する。 ・一般市民向け法教育企画への参加人数を前年度同水準とする。	法教育関連事業を行っている法務省その他の関係機関・団体との適切な役割分担を踏まえつつ、支援センターとして取り組むべき法教育事業は一般市民を対象とするものと位置付け、具体的な内容及び目標を定めた計画を策定した上で、同計画に基づいて一般市民向け法教育事業を実施する。	支援センターが主として取り組むべき法教育事業は、一般市民を対象に法的問題への対応能力を高めることを目的としたものと位置付け、具体的な取組内容や方法に関する計画を策定する。特に平成 31 年度は、若年層を意識し、図書館や大学等との共催による取組等を重点的に実施する。その上で、全国で一般市民向け法教育企画を合計 100 回以上開催し、延べ 4,000 名以上の参加者を確保できるよう努める。
2 民事法律扶助業務	2 民事法律扶助業務	2 民事法律扶助業務
福祉機関等との連携を強化し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障害者等に対する新たな法的援助を適切に実施するとともに、全国的な取組として司法ソーシャルワークを推進し、高齢者・障害者をはじめ、自ら法的援助を求めることが期待できない者に対する適切な援助を行う。 また、より身近で利用しやすいものとなるよう、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。なお、これらの実施に当たっては、司法修習を修了した者による社会還元を含む弁護士による公益活動との連携をも図るものとする。	(1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実 福祉機関等との連携について多角的に検討し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する新たな法的援助を適切に実施するとともに、第 3 期中期目標期間において支援センターの新たな取組と位置付けた司法ソーシャルワークを全国的な取組として推進することによって、地方公共団体、福祉機関・団体との連携を契機とした法律相談援助等を効果的かつ効果的に実施する。 (2) 利用者の利便性の向上 民事法律扶助がより身近で利用しやすいものとなるよう、指定相談場所相談の活用や専門相談の充実など	(1) 高齢者・障がい者等に対する支援の充実 改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する法的援助や司法ソーシャルワークの取組を通じた法的支援の実施状況を把握し、担い手となる弁護士・司法書士を確保するなどして、実施体制の更なる充実を図る。 また、地方公共団体、福祉機関・団体に対し、改正総合法律支援法に基づく認知機能が十分でない高齢者・障がい者等に対する法的援助や司法ソーシャルワークの取組を周知する。 さらに、地方公共団体、福祉機関・団体の施設を指定相談場所に指定するほか、出張相談を活用するなど

【資料 3】

【指標】 ・福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助件数について、中期目標期間を通じて増加させる。 【重要度：高】 改正総合法律支援法により新たに追加された特定援助対象者法律相談援助及び司法ソーシャルワークは、関係機関との連携の下、法的問題を抱えているが法的サービスを自発的に求めることが期待できない高齢者・障害者等を対象に実施するものであり、超高齢社会の到来を迎えることを踏まえると、重要度は高い。	ど、利用者の立場に立った運用を検討・実施する。	し、福祉機関等との連携を契機とした法律相談援助等を効果的かつ効果的に実施する。 (2) 利用者の利便性の向上 民事法律扶助をより身近で利用しやすいものとするため、地域の実情や増加する外国人利用者のニーズに応じて、弁護士会や司法書士会と連携・協議しつつ検討を行い、指定相談場所相談の活用や専門相談の充実などを図る。 本年6月27日まで実施される平成30年7月豪雨災害の被災者に対する被災者法律相談援助について、引き続き万全を尽くすとともに、新たに自然災害が発生した場合に備えて、同援助等の実施結果を把握する。
3 国選弁護等関連業務	3 国選弁護等関連業務	3 国選弁護等関連業務
刑事訴訟法の改正に伴い、被疑者国選弁護事件が大幅に増加することも踏まえ、各地方事務所・支部において、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間での協議を定期的に行うなどして、常勤弁護士の活用も図りつつ、迅速かつ確実に国選弁護人等の選任等が行われる態勢の確保を図る。 裁判所等からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所等に候補を通知するまでの時間について具体的な目標を設定し、迅速かつ適切な指名通知を行う。 また、弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議や研修の実施に努め、国選弁護等サービスの	(1) 迅速かつ確実に国選弁護人及び国選付添人の選任並びに国選被害者参加弁護士の選定が行われる態勢の確保を図るため、刑事訴訟法の改正に伴う被疑者国選弁護の対象事件の拡大及び指名通知が困難な特殊な事案についても念頭に置いた上で、各地方事務所・支部単位で、裁判所、検察庁、警察及び弁護士会との間で、各年度に1回以上、定期的な協議を行う。 (2) 裁判所からの国選弁護人等候補指名通知請求を受けてから裁判所に候補者を通知するまでの所要時間の短縮を図るため、地方事務所ごとに手続類型別の目標時間を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行うよう努める。 (3) 弁護士会と連携の上、裁判所の協力を得るなどして、本部及び各地方事務所において、刑事弁護等に関	(1) 各地方事務所・支部において、国選弁護人等の迅速かつ確実な選任態勢を確保するため、被疑者国選弁護の対象事件拡大後の受理件数の増加への対応状況及び指名通知が困難になるおそれがある特殊事案を踏まえ、裁判所及び弁護士会を始めとする関係機関との間において、定期的な協議の場を1回以上設ける。 (2) 各地方事務所・支部において、裁判所からの国選弁護人等候補者指名通知請求を受けてから裁判所に候補を通知するまでの手続類型別の目標時間（被疑者国選弁護事件については遅くとも24時間以内等）を設定し、その目標時間内に適切な指名通知を行う。 (3) 本部及び各地方事務所・支部において、弁護士会及び裁判所と連携・協力して、刑事弁護等に関する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の

【資料 3】

質の向上を図る。 【指標】 ・被疑者国選弁護事件における 24 時間以内の指名通知の割合を前年度同水準とする。	する知識経験の蓄積を行うとともに、刑事弁護に関する各種の協議、法改正等の制度変更や裁判員裁判に関する研修等により、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。	協議、法改正等の制度変更、裁判員裁判に関する研修等を実施することで、十分な知識・経験を有する国選弁護人の選任が行われるよう努める。
4 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策について、関係機関等との連携を含め、効率的で効果的な方策を検討し、その実施を図る。	4 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所を設置していない地域において、関係機関・団体が行う司法過疎対策との連携や巡回相談の実施など、効率的かつ効果的な形での司法過疎対策を検討し、その実施を図る。	4 司法過疎対策業務 司法過疎地域事務所を設置していない地域における司法過疎対策として、関係機関・団体との連携や巡回相談の活用など、効率的かつ効果的な方策を検討する。
5 犯罪被害者支援業務 (1) 適切な支援・援助の実施 第 3 次犯罪被害者等基本計画をはじめ、政府として取り組む犯罪被害者支援施策に適切に対応すべく、支援センターにおける対応事例の分析、犯罪被害者等のニーズのくみ上げ等を行うとともに、これを踏まえた業務の改善、職員への周知等を実施し、犯罪被害者支援に携わる職員の能力向上を含めた適切な支援体制を整備する。 弁護士会、警察等の関係機関等と連携し、改正総合法律支援法に基づくストーカー・DV・児童虐待の被害者に対する新たな法律相談援助をはじめ、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な援助を実施する。 各地方事務所において、当該地域におけるニーズを踏まえつつ、犯罪被害者支援に精通している弁護士を適切に紹介できる態勢を整備する。	5 犯罪被害者支援業務 (1) 適切な支援・援助の実施 ア 犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、そのニーズ等をくみ上げるとともに、対応事例を分析するなどの取組も実施し、必要に応じた業務の改善や職員の能力向上を図る。 イ 改正総合法律支援法に基づく DV 等被害者に対する新たな法律相談援助を適切に実施するとともに、経済的に余裕のない犯罪被害者がその後の手続を希望した場合には、民事法律扶助制度等を確実に利用できるよう、弁護士会、警察等の関係機関等とも連携しながら、犯罪被害者等のニーズに応じた支援が実施できる体制を整備する。 ウ 弁護士会等と連携して犯罪被害者支援に精通している弁護士を確保し、とりわけ、犯罪被害者支援に精通している女性弁護士については、地方事務所単位で複数名確保できるよう努める。	5 犯罪被害者支援業務 (1) 適切な支援・援助の実施 ア 各地方事務所において、犯罪被害者等やその支援に携わる者の意見を聴取する機会を設け、聴取した意見等からニーズをくみ上げるほか、職員に対し、支援センターにおける対応事例等を踏まえた二次的被害の防止のための方策等の研修を実施する。 イ DV・ストーカー・児童虐待が重大な社会問題化していることを踏まえ、犯罪被害者等のニーズに応じた適切な支援を実施するため、改正総合法律支援法施行後の状況を検証しつつ DV 等被害者に対する法律相談援助を適切に実施することに加え、経済的に余裕のない犯罪被害者が希望した場合には民事法律扶助制度を利用できるよう、弁護士会をはじめとする関係機関との連携関係の維持・強化を図る。 ウ 弁護士会等の関係機関と連携して犯罪被害者支援に精通している弁護士の確保に努め、犯罪被害者支援
【指標】		

【資料 3】

・精通弁護士数を前年度以上とする。 ・全地方事務所において、女性の精通弁護士を複数名確保する。 【重要度：高】 改正総合法律支援法により新たな法律相談援助が追加されたほか、第3次犯罪被害者等基本計画をはじめ、犯罪被害者支援業務等を行う支援センターに期待される役割は増しており、重要度は高い。		に精通している女性弁護士については、全地方事務所複数名確保する。
(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 被害者参加旅費等支給業務について、裁判所との連携を図りながら、迅速かつ適切にその業務を遂行するよう努める。 【指標】 ・2週間以内の支給割合を前年度同水準とする。	(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 公判期日に出席する被害者参加人に対する旅費等の支給については、裁判所と密接な連携を図りながら、受理から2週間以内で支給するよう努める。	(2) 被害者参加旅費等支給業務の適切な実施 被害者参加人に対する旅費等について、裁判所等と密接な連携を図りながら、請求の受理からおおむね2週間以内に支給する。
第5 業務運営の効率化に関する事項	Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	Ⅲ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
1 一般管理費及び事業費の効率化 役職員の報酬及び給与について、引き続き、国家公務員に準じた給与体系の維持、柔軟な雇用形態の活用等による合理化・効率化を行う。 一般管理費及び事業費について、無駄を排除するとともに、調達方法の合理化を図り、全体として効率化に努める。	1 一般管理費及び事業費の効率化 (1) 人件費については、業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。 (2) 業務運営の効率化及び調達方法の合理化により、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、毎年度、	1 一般管理費及び事業費の効率化 (1) 人件費については、パートタイム雇用など業務内容に応じた柔軟な雇用形態の活用及び国家公務員の給与体系の維持により、経費の合理化・効率化を図る。 (2) 支援センターの果たすべき役割が拡大する中で、司法に手が届きにくい人のニーズに応じた総合法律支援を的確に実施しながらも、業務運営の効率化及び調

【資料 3】

【指標】 ・運営費交付金について、一般管理費（新規・拡充分、人件費及び公租公課を除く。）を前年度比で3パーセント以上削減する。 ・運営費交付金について、事業費（新規・拡充分、立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比で1パーセント以上削減する。 【重要度：高】 支援センターは、主に国費によりその業務を運営する法人であることから、可能な限りの効率化を反映させた業務運営体制の整備を進める必要があるところ、本項目は、効率化に関する項目の中でも、特に客観的かつ定量的なものであり、重要度は高い。	一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント以上削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比1パーセント以上削減する。そのため、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行う。また、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。	達方法の合理化を図る。 具体的には、運営費交付金を充当して行う事業については、新規に追加されるもの及び拡充分等を除外した上で、一般管理費（人件費及び公租公課を除く。）を前年度比3パーセント以上削減し、事業費（立替金債権管理事務処理費以外の民事法律扶助等事業経費を除く。）を前年度比1パーセント以上削減する。また、各種契約手続については、原則として一般競争入札及び企画競争等の競争的手法により行うこととし、少額随意契約による場合においても、複数の業者から見積書を徴する競争的手法により行う。
2 事業の効率化 (1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）	2 事業の効率化 (1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）	2 事業の効率化 (1) 情報提供業務（犯罪被害者支援業務の一部を含む。）
コールセンターの運営に当たっては、必要なサービス内容や一定の応答率を維持しつつ、効率的で効果的な運営を行う。 【指標】 ・応答率について、中期計画で定めた水準を維持する。 ・1コール当たりの運営経費について、中期目標期	コールセンターにおける情報提供について、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や応答率90パーセント以上を維持しつつ、サービスに要したコストの構造について不断の分析・検討を行い、効率的で効果的な業務運営方法を検討・実施する。	コールセンターの運営に当たっては、利用者のニーズを踏まえたサービス内容や90パーセント以上の応答率を維持しつつも、曜日別・時間帯別の受電傾向を分析するなどしてオペレーターの効率的な配置を行い、1コール当たりの運営経費の削減に努める。なお、1コール当たりの運営経費の算出に当たっては、サービス内容ごとに要する業務量も踏まえるものとする。

【資料 3】

間を通じて削減する。		
(2) 民事法律扶助業務	(2) 民事法律扶助業務	(2) 民事法律扶助業務
審査の適正を確保しつつ、書面審査及び単独審査を活用するなどし、事務手続の合理化を図る。	審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、全ての地方事務所において、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る。	審査の適正を確保しつつ、事務手続の平準化を行うとともに、比較的簡易に要件を審査することができるとともに、自己破産事件の援助開始審査について、書面による単独審査とするなどし、全ての地方事務所において、書面審査の活用や、簡易な案件について単独審査とする取組を進め、事務手続の合理化を図る。
(3) 国選弁護等関連業務	(3) 国選弁護等関連業務	(3) 国選弁護等関連業務
国選弁護人等の報酬算定に対する不服申立てへの対応について、本部及び地方事務所の役割を明確にした上で、事務を適切に分担し、事務手続の合理化を図る。	国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の役割を明確にした上で、適切な業務分担を行い、事務手続の合理化を図る。	国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立てについて、引き続き、地方事務所限りで再算定するのが適切な案件は地方事務所限りで処理するなど、本部と地方事務所の適切な業務分担を行うとともに、事件数の変動等を把握し、事務負担傾向を分析するなどして、適時に必要な事務手続の合理化を図る。
第6 財務内容の改善に関する事項		
IV 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画		
1 自己収入の獲得等	1 自己収入の獲得	1 自己収入の獲得
寄附金の受入れや有償事件の受任等により、自己収入の獲得・確保に努める。 また、支援センターの業務の実施に当たっては、国と地方の役割分担の観点を踏まえつつ、地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援の獲得・維持に努める。	(1) 寄附金収入 寄附に関する広報や受入方法を工夫するなどして一般人からの寄附金の受入れを進めるなどし、寄附金収入の獲得に努める。 (2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域事務所において、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上で、有償事件の受任等による自己収入を確保する。	(1) 寄附金収入 寄附金の受入れによる自己収入の獲得を図るため、寄附金の使途をわかりやすく例示して使途特定寄附につなげたり、税制上の寄附金控除制度を周知するなど、工夫した広報を行う。 (2) 有償受任等による自己収入 司法過疎地域に設置した事務所においては、民事法律扶助事件、国選弁護等関連事件に適切に対応した上

【難易度：高】

【資料 3】

寄附金収入については、市民の社会的関心や社会情勢が大きく影響すること、司法過疎地域事務所における有償事件の受任等による収入については、当該地域の景気動向が大きく影響し、かつ、総合法律支援法上、当該地域の一般の弁護士との関係では補充性が求められることから、いずれも支援センターの取組のみでその収入を増加させることが非常に困難であるため、難易度は高い。	(3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。	で、有償事件の受任等により、自己収入を確保する。 (3) 財政的支援の獲得 地方公共団体その他関係機関・団体からの財政的支援（事務所の無償又は廉価な賃貸料での貸与等）の獲得・維持に努める。
2 民事法律扶助における立替金債権の管理・回収等 引き続き、悪質な償還滞納者への対応を含め、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効果的な立替金債権の管理・回収（免除等による償却処理を含む。）を実施する。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者ではない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。 回収見込みのある債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努める。 また、発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況や立替金債権の償還総額等に関するデータを業務実績報告書で開示する。 【指標】 ・償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について	2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収 (1) 引き続き、被援助者の属性・滞納理由等に応じた効果的な立替金債権の管理・回収について、悪質な償還滞納者に対しては法的手続を活用するなど統一の方針による対応を行い、償還金の回収に努め、償還率（「当該年度末までの償還予定額」に占める「当該年度末までの償還金額」の割合）について、中期目標期間の最終年度において90パーセント以上を目指すとともに、償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。なお、督促の実施に当たっては、年度ごと、地方事務所ごとに立替金債権の管理・回収計画を策定し、毎年度、その管理・回収状況について検証した上、不断に必要な見直しを行う。 (2) 償還の見込みがある立替金債権については、具体的な目標を設定した上で、高い償還率の維持に努め、償還の見込みがない立替金債権については、免除等による償却処理を含めた債権管理コストの削減を図るな	2 民事法律扶助における立替金債権等の管理・回収 (1) 効果的な立替金債権の管理・回収について、引き続き、被援助者の属性・滞納状況等に応じた効果的な督促を実施する。具体的には、以下の取組により、償還率の向上に努め、償還滞納率の減少を図る。 ア 本部において、これまで実施してきた取組の効果を検証の上、全国一律の督促方針を立て、これに基づき、各地方事務所において、立替金債権の管理・回収計画を策定する。なお、各地方事務所における管理・回収計画の策定に当たっては、これまでの管理・回収状況について検証し、必要な見直しを行うものとする。 イ 被援助者の償還に向けた意識付けを強化するため、援助開始時等の機会を捉えて、償還制度や償還方法の説明を行う。 ウ 継続的な償還を確保するため、生活口座からの償還金の引落しを推進するとともに、被援助者との

【資料 3】

て、中期目標期間の最終年度において90パーセント以上を目指す。 ・償還滞納率（「当該年度末時点の償還残額」に占める「当該年度末時点の償還滞納額」の割合）について、前年度以下とする。 【重要度：高】 償還金収入は、国費を除けば支援センターの収入の大半を占め、業務運営の重要な財政的基礎となっている上、業務運営の自主性・自律性を高めるためにも、立替金債権を適切に管理し、償還金収入を確保することは極めて重要であることから、重要度は高い。 【難易度：高】 立替金債権の回収については、資力の乏しい利用者からの返済という困難性が制度的に内在することから、難易度は高い。	ど、効率的な債権管理を行う。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者との公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。 (3) 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、立替金債権の償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で明らかにする。	連絡を密に行う。 エ 償還滞納状態の改善を図るため、本部において集中的な督促を行うほか、コンビニエンスストアを利用した償還を推進する。 オ 長期滞納者等に対しては、内容証明郵便による督促や、必要に応じて裁判所への支払督促の申立てを行う。 (2) 効率的な債権管理の実施 償還の見込みがない立替金債権については、償却も含めてその処理を検討し、債権管理コストの削減を図る。なお、免除の決定に当たっては、他の被援助者の公平性及び相互扶助の観点から、対象者が生活保護受給者でない場合にはこれに準ずる程度の資力であるかなど、免除要件の該当性について慎重に判断する。 (3) 立替金債権の管理・回収状況の開示 発生年度ごとの立替金債権の管理・回収状況、償還総額等の基本的なデータについて、業務実績報告書で開示する。
		3 委託援助業務 日本弁護士連合会及び公益財団法人中国残留孤児援護基金と連携し、以下の各援助業務が全国でより多く利用されるよう、制度の広報を行うとともに、適切に援助決定を行う。 (1) 日本弁護士連合会委託援助業務 日本弁護士連合会からの委託を受け、総合法律支援法が規定する支援センターによる民事法律扶助

【資料 3】

		制度や国選弁護士制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士による法的援助を行う。 (2) 中国残留孤児援助基金委託援助業務 公益財団法人中国残留孤児援助基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が戸籍に関する手続を行う場合に弁護士による法的援助を提供する。	制度や国選弁護士制度等でカバーされていない者を対象として、人権救済の観点から弁護士による法的援助を行う。 (2) 中国残留孤児援助基金委託援助業務 公益財団法人中国残留孤児援助基金からの委託を受け、身元が判明している中国残留邦人等が戸籍に関する手続を行う場合に弁護士による法的援助を提供する。
3 財務内容の公表	3 財務内容の公表	4 財務内容の公表	4 財務内容の公表
財務内容の一層の透明性を確保する観点から、セグメント情報等の決算情報の公表の充実を図る	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。	財務内容について、一層の透明性を確保し、国民その他の利害関係者への説明責任を果たすため、一定の事業等のまとまりごとに適切にセグメントを設定し、セグメント情報を開示する。
	4 予算、収支計画及び資金計画	4 予算、収支計画及び資金計画	4 予算、収支計画及び資金計画
	別紙のとおり。	別紙のとおり。	別紙のとおり。
	V 短期借入金 の限度額	V 短期借入金 の限度額	V 短期借入金 の限度額
	短期借入金の限度額は35億円とする。 この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。	短期借入金の限度額は35億円とする。 この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。	短期借入金の限度額は35億円とする。 この短期借入金は、運営費交付金等の資金の出入に時間差が生じた場合、その他不測の事態が生じた場合に充てるために用いるものとする。
	VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画	VI 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画
	なし。	なし。	なし。
	VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画	VII 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画
	なし。	なし。	なし。

【資料 3】

	VIII 剰余金の使途	VIII 剰余金の使途
	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、広報活動の充実及び職員研修の充実に充てる。	剰余金は、情報提供に関する業務の充実、広報活動の充実及び職員研修の充実に充てる。
第 7 その他業務運営に関する重要事項	IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項	IX その他法務省令で定める業務運営に関する事項
1 業務運営の体制維持	1 施設及び設備並びに人事に関する計画	1 施設及び設備並びに人事に関する計画
利用者のニーズに機動的かつ柔軟に対応し、かつ、効率的で効果的な業務運営のために必要な人的・物的体制の維持を図る。	既存業務の業務量の変動及び新規業務の追加による業務量の増加に際しては、人的体制の確保を図る。	既存業務の業務量の増加に際しては、人的体制の確保を図る。
	2 中期目標期間を超える債務負担	2 中期目標期間を超える債務負担
	中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。	中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。
	3 積立金の使途	3 積立金の使途
	前中期目標期間の最終年度において、総合法律支援法第 45 条による整理を行ってなお積立金の剰余があるときは、法務大臣の承認を受けた金額について、やむを得ない事情により前中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。	前中期目標期間の最終年度における積立金の剰余のうち、法務大臣の承認を受けた金額については、やむを得ない事情により前中期目標期間中に完了しなかった業務の財源、前中期目標期間中に発生した経過勘定等の損益影響額に係る会計処理等に充てる。
	4 その他中期目標を達成するために必要な事項	4 その他中期目標を達成するために必要な事項
2 内部統制の確実な実施	(1) 内部統制の確実な実施	(1) 内部統制の確実な実施
(1) ガバナンスの強化	ア ガバナンスの強化	ア ガバナンスの強化
利用者に全国的に均質な法的サービスを提供すべく、本部が決定した業務に関する方針を迅速かつ的確に実施できる態勢の充実・強化を図るとともに、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる	(ア) 支援センターの業務が国民等の権利・利益に直結し、停滞の許されない公共性を有することに鑑み、理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けた PDCA サイクルを	(ア) 理事長のリーダーシップにより、組織運営及びガバナンスの更なる適正化に向けた PDCA サイクルを機能させるため、次のとおり組織運営を行う。 ① 本部において、執行部会を定期的に開催し、決

【資料 3】

適正化に向けたPDCAサイクルを機能させる。	機能させるため、本部においては、業務運営方針を迅速かつ適切に決定できる体制の充実・強化に努め、地方事務所においては、全国的に均質なサービスを提供すべく、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施できる体制の充実・強化に努める。 (イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務の公共性に鑑み、支援センターの業務運営方針を理解して意欲的に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。	定事項については、速やかに組織内に伝達する。 ② 本部方針を地方事務所に適切に周知するとともに、支援センターの抱える課題等を協議するため、全国地方事務所所長会議、全国地方事務所事務局長会議、ブロック別協議会等を開催する。 ③ 地方事務所において、随時、執行部会議を開催することにより、本部が決定した業務運営方針を迅速かつ的確に実施する。 (イ) 常勤弁護士は、個別の法律事務について独立してその職務を行うものであるが、支援センターの業務が公共性を有していることに鑑み、支援センターの業務運営方針を理解した上、その実現のために意欲的に業務に取り組み、国民等の期待に応えるよう努める。
(2) 監査の充実及びコンプライアンスの強化 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査の充実を図るとともに、職員に対する法令・規程等の周知を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。	イ 監査の充実及びコンプライアンス強化 (ア) 国費の支出を含む業務運営の適正を確保するため、監査技術の向上を図るとともにフォローアップ監査を計画的に実施するなど、監査の充実を図る。 (イ) 監査結果等を踏まえ、内部統制を強化するために必要な措置について検討・実施するとともに、研修の実施等により職員に対する法令・規程等の周知を徹底することで、コンプライアンスの一層の推進を図る。	イ 監査の充実及びコンプライアンス強化 (ア) 外部研修機関が行う内部監査に係る専門研修等を活用することにより監査技術の向上を図り、業務執行部門の業務改善に役立つ指摘・助言を行うとともに、過去の監査結果への対応状況に関するフォローアップ監査を計画的に実施する。 (イ) 本部に設置している内部統制推進委員会主導の下、各種監査結果等の指摘事項を分析し、リスクを評価した上、必要な措置について検討・実施し、その実施状況をモニタリングするとともに、法令や規程に基づいた適正な業務運営を行うために、コンプライアンス・マニュアルを用いた研修やニュースレターの発行等により、職員への法令・規程等の周知

【資料 3】

3 情報セキュリティ対策 支援センターが取り扱う情報の機密性に鑑み、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を実施する。 【重要度：高】 支援センターが取り扱う個人情報には、法的紛争に関係する極めて機密性が高い情報が多く、外部へ流失した場合には重大な影響が生じるおそれがあり、情報セキュリティ対策の必要性が特に強く求められることから、重要度は高い。	(2) 情報セキュリティ対策 支援センターの業務の特性及びこれまでの情報セキュリティ対策の実施状況を踏まえて、政府のサイバーセキュリティ戦略本部の方針に準じたセキュリティ対策を講じる。	を徹底し、コンプライアンスの一層の推進を図る。 (2) 情報セキュリティ対策 「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準」を踏まえ、情報セキュリティに関する体制を更に整備するとともに、標的型攻撃を含む新たな脅威に対応するための各種情報セキュリティ対策を充実させる。
4 業務内容の周知を図る取組の充実 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用し、効率的で効果的な方法により、業務内容の周知を図る。 【指標】 ・認知度調査における業務認知者の割合について、中期目標期間を通じて増加させる。 ・ホームページの年間ページビュー数を第3期中期目標期間中の年間平均以上とする。 【重要度：高】 支援センターの提供する情報や法的サービスが、それを必要とする国民等に利用されるためには、支援センタ	(3) 業務内容の周知を図る取組の充実 支援センターが提供する法的サービスを必要とする者が支援センターの業務内容を認知できるよう、本部において策定した広報活動方針及びこれを踏まえて各地方事務所において策定した広報計画に基づき、地方公共団体等との連携を図りつつ、様々な媒体を活用した効果的で効果的な広報活動を行う。 なお、広報活動に要した費用及びその効果について事後に分析・検証し、その結果を広報活動方針等に反映させる。	(3) 業務内容の周知を図る取組の充実 ア 広報活動方針及び広報計画の策定 本部において広報活動方針を策定し、各地方事務所においてこれを踏まえた広報計画を策定した上で、これらに基づき、効率的かつ効果的な広報活動に取り組む。 なお、広報活動方針の策定に当たっては、これまでの広報活動に要した費用及びその効果について、アンケート調査結果等を参考に分析・検証し、その結果を反映させる。 イ 効果の高い広報活動の実施 認知経路として上位を占めるホームページやインターネット広告など広報効果の高い媒体及び訴求力の高い動画を活用し、支援センターの業務内容等に関する情報を効果的に提供・発信する。

【資料 3】

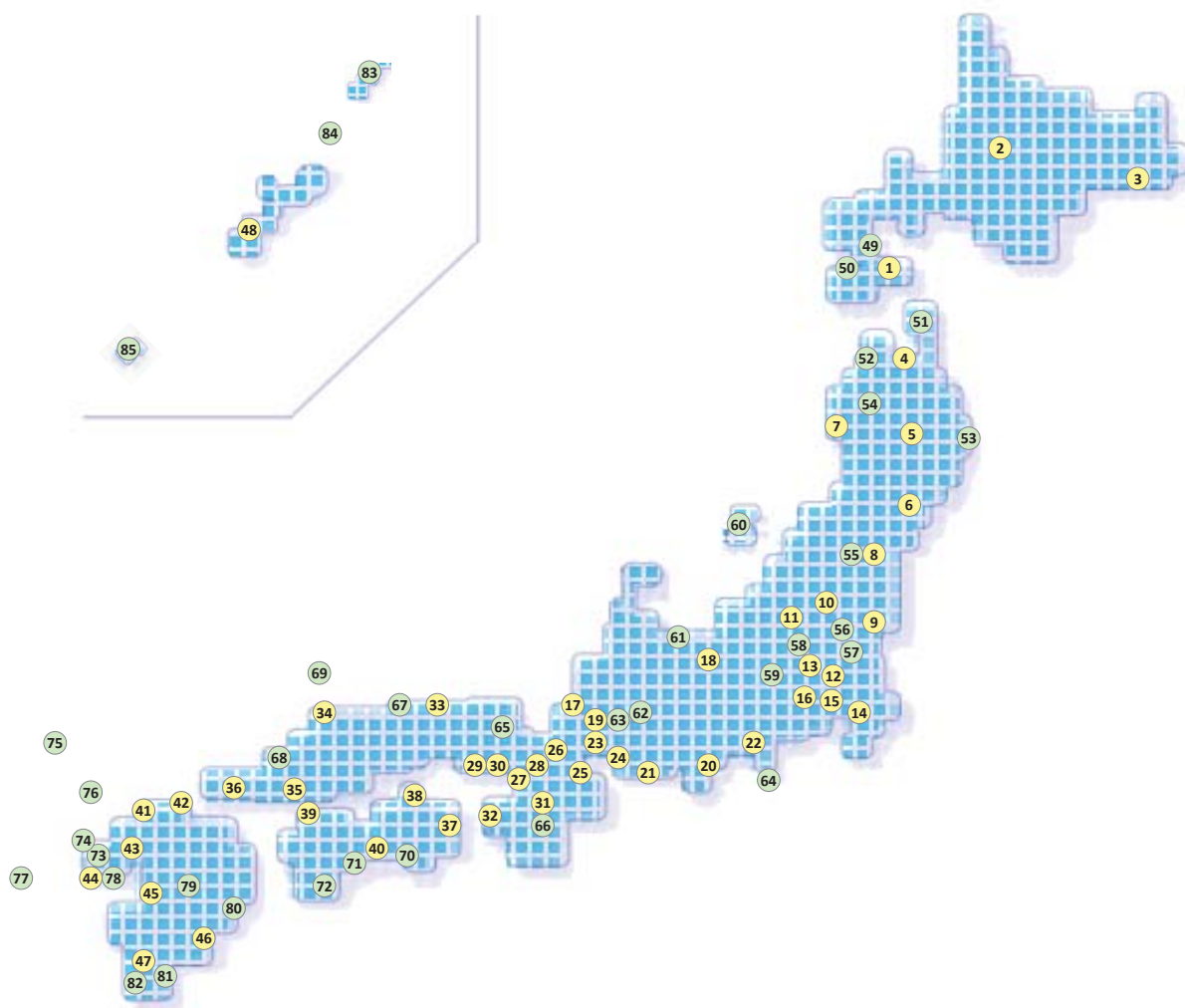
一の業務内容が認知されることが前提となることから、重要度は高い。		ウ 関係機関を通じた広報活動の実施 支援センターが提供する法的サービスの必要とする者が関係機関を通じて支援センターの存在や役割を認知できるよう、地方公共団体、福祉機関・団体等の関係機関に対し、支援センターの業務内容を的確に伝え、その認識・理解を深めさせる広報活動に取り組む。
5 報酬・費用の立替・算定基準	(4) 報酬・費用の立替・算定基準	(4) 報酬・費用の立替・算定基準
民事法律扶助業務に係る報酬及び費用の立替基準並びに国選弁護人等に支払う報酬及び費用の算定基準について、多角的視点から検討を行い、その結果の適切な反映を図る。	民事法律扶助業務、国選弁護等関連業務の報酬・費用については、国費支出をより適正なものとすること、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、立替・算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。	国費支出をより適正なものとすること、事件の困難性や担い手が行う業務内容を適切・公平に反映させること等の多角的な視点から、①民事法律扶助業務の報酬・費用については、その立替基準について検討を引き続き進め、②国選弁護等関連業務の報酬・費用については、その算定基準について検討を行い、その結果の適切な反映を図る。

【資料4】常勤弁護士配置・採用実績等一覧

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
常勤弁護士数	24	96	151	200	217	220	239	246	252	250	232	215	198	201
うち赴任中	24	57	100	149	182	189	188	201	218	222	211	197	184	178
うち養成中	0	39	51	51	35	31	51	45	34	28	21	18	14	23
対前年度増加分	24	73	59	66	42	39	63	53	37	30	26	21	15	25
対前年度減少分	0	1	4	17	25	36	44	46	31	32	44	38	32	22

※ 数値はいずれも年度末時点のものである。

【資料5】常勤弁護士配置先一覧(令和2年3月31日現在)



地方事務所(41か所)・支部(7か所)		地域事務所(37か所)	
1 函館地方事務所	25 三重地方事務所	49 八雲地域事務所	68 浜田地域事務所
2 旭川地方事務所	26 滋賀地方事務所	50 江差地域事務所	69 西郷地域事務所
3 釧路地方事務所	27 大阪地方事務所	51 むつ地域事務所	70 安芸地域事務所
4 青森地方事務所	28 京都地方事務所	52 鰺ヶ沢地域事務所	71 須崎地域事務所
5 岩手地方事務所	29 兵庫地方事務所	53 宮古地域事務所	72 中村地域事務所
6 宮城地方事務所	30 兵庫地方事務所阪神支部	54 鹿角地域事務所	73 佐世保地域事務所
7 秋田地方事務所	31 奈良地方事務所	55 会津若松地域事務所	74 平戸地域事務所
8 福島地方事務所	32 和歌山地方事務所	56 下妻地域事務所	75 対馬地域事務所
9 茨城地方事務所	33 鳥取地方事務所	57 牛久地域事務所	76 杵岐地域事務所
10 栃木地方事務所	34 島根地方事務所	58 熊谷地域事務所	77 五島地域事務所
11 群馬地方事務所	35 広島地方事務所	59 秩父地域事務所	78 雲仙地域事務所
12 埼玉地方事務所	36 山口地方事務所	60 佐渡地域事務所	79 高森地域事務所
13 埼玉地方事務所川越支部	37 徳島地方事務所	61 魚津地域事務所	80 延岡地域事務所
14 千葉地方事務所	38 香川地方事務所	62 中津川地域事務所	81 鹿屋地域事務所
15 東京地方事務所	39 愛媛地方事務所	63 可児地域事務所	82 指宿地域事務所
16 東京地方事務所多摩支部	40 高知地方事務所	64 下田地域事務所	83 奄美地域事務所
17 福井地方事務所	41 福岡地方事務所	65 福知山地域事務所	84 徳之島地域事務所
18 長野地方事務所	42 福岡地方事務所北九州支部	66 南和地域事務所	85 宮古島地域事務所
19 岐阜地方事務所	43 佐賀地方事務所	67 倉吉地域事務所	
20 静岡地方事務所	44 長崎地方事務所		
21 静岡地方事務所浜松支部	45 熊本地方事務所		
22 静岡地方事務所沼津支部	46 宮崎地方事務所		
23 愛知地方事務所	47 鹿児島地方事務所		
24 愛知地方事務所三河支部	48 沖縄地方事務所		

※熊谷、下妻、佐世保地域事務所については
扶助・国選対応地域事務所である。

法テラス運営理念

使 命

私たちは、司法が個人の尊重を基礎に自由で公正な社会を築くための礎であることを深く認識し、すべての人と司法を結ぶ架け橋として、誰もが、いつでも、どこでも、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指します。

心がまえ

私たちは、一人ひとりがお互いを尊重し、相手の気持ちを思いやる心をもって、「自律」「協働」「創造」の精神で、私たちの使命に向かって取り組みます。

行動指針

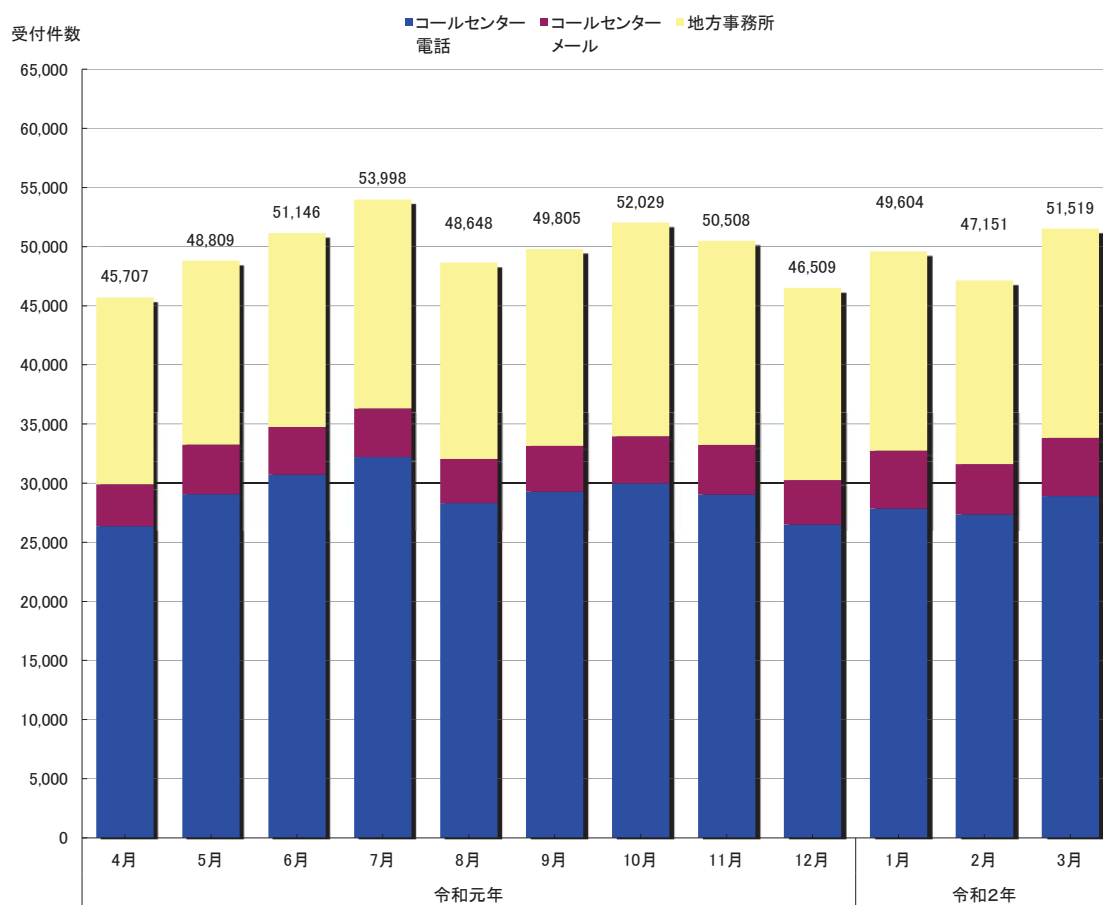
1. 私たちは、人間性豊かで質の高いサービスの提供と多様化する社会のニーズへの的確な対応に努めます。
1. 私たちは、関係機関・地域社会と連携し、法律専門家等の援助によって誰もが安心して暮らしていける社会づくりに貢献します。
1. 私たちは、日本社会と世界の動向にも関心を払い、広い視野をもって日々の業務に取り組みます。
1. 私たちは、効率的で適正な業務遂行を心がけ、より良いサービスが広くいきわたるよう努めます。
1. 私たちは、高い倫理観をもって、個人情報保護に関する規程をはじめ法令等の規範を遵守し、常に国民の信頼を確保するよう努めます。

【資料7】日本司法支援センター業務実績

業 務	平成18年度 (10月～3月)	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
情報提供業務														
コールセンター問合せ件数	128,741 件	220,727 件	287,897 件	401,841 件	370,124 件	339,334 件	327,759 件	313,488 件	330,738 件	318,520 件	349,599 件	339,344 件	362,709 件	395,100 件
地方事務所問合せ件数	—	—	188,661 件	247,172 件	234,614 件	198,963 件	210,432 件	209,093 件	198,692 件	202,987 件	204,837 件	196,135 件	206,269 件	200,333 件
民事法律扶助業務・震災法律援助業務														
※ 平成24年度以降の件数の括弧書きは、震災法律援助件数を内数で記載している。														
法律相談援助件数	64,837 件	147,430 件	179,546 件	237,306 件	256,719 件	280,389 件	314,535 件 (42,981件)	322,012 件 (48,418件)	333,911 件 (51,542件)	341,177 件 (54,575件)	351,215 件 (52,995件)	355,843 件 (53,433件)	369,379 件 (54,765件)	366,029 件 (50,944件)
代理援助件数 ※ 当期開始決定分	32,768 件	68,910 件	80,442 件	101,222 件	110,217 件	103,751 件	107,718 件 (2,699件)	106,756 件 (2,267件)	105,016 件 (1,802件)	109,484 件 (2,126件)	109,054 件 (471件)	114,989 件 (219件)	116,046 件 (216件)	112,337 件 (100件)
書類作成援助件数 ※ 当期開始決定分	2,024 件	4,197 件	5,101 件	6,769 件	7,366 件	6,164 件	5,449 件 (8件)	4,633 件 (13件)	3,991 件 (9件)	4,036 件 (43件)	3,908 件 (31件)	4,307 件 (29件)	3,522 件 (0件)	3,345 件 (36件)
契約弁護士数	8,523 人 平成19年3月現在	10,318 人 平成20年3月現在	11,802 人 平成21年3月現在	13,401 人 平成22年3月現在	15,037 人 平成23年3月現在	16,570 人 平成24年3月現在	17,863 人 平成25年3月現在	19,159 人 平成26年3月現在	20,176 人 平成27年3月現在	21,033 人 平成28年3月現在	21,885 人 平成29年3月現在	22,346 人 平成30年4月現在	23,371 人 平成31年4月現在	23,740 人 令和2年4月現在
契約司法書士数	3,463 人 平成19年3月現在	4,174 人 平成20年3月現在	4,670 人 平成21年3月現在	5,090 人 平成22年3月現在	5,617 人 平成23年3月現在	6,065 人 平成24年3月現在	6,355 人 平成25年3月現在	6,714 人 平成26年3月現在	6,897 人 平成27年3月現在	7,128 人 平成28年3月現在	7,193 人 平成29年3月現在	7,294 人 平成30年4月現在	7,440 人 平成31年4月現在	7,453 人 令和2年4月現在
国選弁護等関連業務														
被疑者国選弁護事件受理件数 ※ 平成21年5月21日及び平成30年6月1日に隔次拡大	3,436 件	6,775 件	7,415 件	61,857 件	70,917 件	73,209 件	73,664 件	72,118 件	70,939 件	70,393 件	66,579 件	63,839 件	78,780 件	80,145 件
被告人国選弁護事件受理件数	37,717 件	71,305 件	69,756 件	74,658 件	69,634 件	67,374 件	63,695 件	60,269 件	59,816 件	59,504 件	56,388 件	53,655 件	53,862 件	53,010 件
国選付添事件受理件数	—	210 件 ※平成19年11月～	533 件	552 件	423 件	469 件	419 件	445 件	2,955 件	3,698 件	3,427 件	3,417 件	3,489 件	3,325 件
国選弁護人契約弁護士数	8,427 人 平成18年10月現在	11,229 人 平成19年10月現在	13,768 人 平成20年10月現在	15,905 人 平成21年10月現在	19,566 人 平成23年4月現在	21,259 人 平成24年4月現在	22,550 人 平成25年4月現在	24,055 人 平成26年4月現在	25,218 人 平成27年4月現在	26,370 人 平成28年4月現在	27,667 人 平成29年4月現在	28,585 人 平成30年4月現在	29,297 人 平成31年4月現在	30,160 人 令和2年4月現在
国選付添人契約弁護士数	—	654 人 平成19年11月現在	3,339 人 平成20年10月現在	4,778 人 平成21年10月現在	6,564 人 平成23年4月現在	7,701 人 平成24年4月現在	8,703 人 平成25年4月現在	9,637 人 平成26年4月現在	12,512 人 平成27年4月現在	13,409 人 平成28年4月現在	14,272 人 平成29年4月現在	14,867 人 平成30年4月現在	15,177 人 平成31年4月現在	15,501 人 令和2年4月現在
犯罪被害者支援業務														
犯罪被害者支援ダイヤル受電件数	3,679 件	6,296 件	8,541 件	10,429 件	10,482 件	9,780 件	11,048 件	11,321 件	13,137 件	13,056 件	12,014 件	13,461 件	15,145 件	15,343 件
地方事務所受付件数	715 件	8,301 件	11,403 件	15,616 件	14,089 件	13,096 件	15,582 件	14,081 件	12,695 件	13,380 件	13,825 件	12,717 件	14,035 件	11,262 件
精通弁護士紹介件数	97 件	590 件	696 件	898 件	929 件	877 件	1,013 件	1,330 件	1,491 件	1,603 件	1,677 件	1,705 件	1,795 件	1,355 件
被害者参加旅費等請求件数	—	—	—	—	—	—	—	939 件 ※平成25年12月～	2,578 件	2,594 件	2,912 件	2,685 件	3,111 件	2,818 件
国選被害者参加弁護士選定請求件数	—	—	29 件 ※平成20年12月～	204 件	231 件	282 件	302 件	383 件	451 件	521 件	511 件	561 件	635 件	595 件
被害者参加弁護士契約弁護士数	—	—	1,844 人 平成21年4月現在	2,219 人 平成22年4月現在	2,476 人 平成23年4月現在	3,014 人 平成24年4月現在	3,335 人 平成25年4月現在	3,700 人 平成26年4月現在	4,122 人 平成27年4月現在	4,449 人 平成28年4月現在	4,709 人 平成29年4月現在	5,038 人 平成30年4月現在	5,250 人 平成31年4月現在	5,440 人 令和2年4月現在
受託業務														
申込受付件数	—	7,194 件 ※平成19年10月～	18,816 件	18,164 件	17,587 件	19,826 件	23,160 件	25,313 件	24,096 件	22,316 件	22,444 件	22,206 件	15,158件	12,374件
認知度														
認知度	—	22.6 % 平成20年2月調査	24.3 % 平成21年2月調査	37.3 % 平成22年2月調査	38.7 % 平成23年1月調査	42.1 % 平成23年12月調査	42.4 % 平成24年12月調査	47.3 % 平成26年1月調査	55.8 % 平成27年2月調査	50.6 % 平成27年12月調査	56.4 % 平成28年12月調査	54.9 % 平成29年12月調査	58.0 % 平成30年12月調査	56.3 % 令和元年12月調査

【資料8】 令和元年度情報提供件数の推移

区 分	令和元年									令和2年			合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
コールセンター 電話	26,361	29,068	30,732	32,215	28,302	29,283	29,986	29,045	26,493	27,864	27,355	28,919	345,623
コールセンター メール	3,543	4,181	4,021	4,111	3,756	3,879	3,979	4,199	3,758	4,882	4,256	4,912	49,477
地方事務所	15,803	15,560	16,393	17,672	16,590	16,643	18,064	17,264	16,258	16,858	15,540	17,688	200,333
合計	45,707	48,809	51,146	53,998	48,648	49,805	52,029	50,508	46,509	49,604	47,151	51,519	595,433



【資料9】令和元年度援助申込状況（民事法律扶助）

地方 事務所	法律相談件数	援助開始 決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定 件数合計	資力超過	勝訴見込無	その他
東 京	38,807	15,254	170	56	35	79
神奈川	18,703	7,084	46	23	7	16
埼 玉	14,474	5,501	49	8	1	40
千 葉	11,510	4,350	34	11	7	16
茨 城	4,445	1,632	8	3	1	4
栃 木	3,297	1,260	5	2	0	3
群 馬	3,715	1,254	23	7	0	16
静 岡	6,804	2,336	24	5	3	16
山 梨	2,947	605	1	0	0	1
長 野	4,327	1,350	10	4	0	6
新 潟	4,969	1,763	2	0	1	1
大 阪	24,432	11,314	65	4	15	46
京 都	7,189	2,694	47	9	2	36
兵 庫	13,393	5,141	53	9	11	33
奈 良	3,896	1,437	12	4	2	6
滋 賀	3,262	1,023	10	6	1	3
和歌山	2,675	851	19	7	5	7
愛 知	11,503	4,510	23	7	5	11
三 重	3,037	915	1	0	0	1
岐 阜	3,841	1,024	15	4	1	10
福 井	1,806	651	3	1	0	2
石 川	2,059	797	7	3	2	2
富 山	1,924	580	3	1	0	2
広 島	10,837	2,589	10	2	1	7
山 口	2,660	914	5	1	2	2
岡 山	4,833	1,467	23	4	2	17
鳥 取	2,364	643	1	0	1	0
島 根	2,260	628	0	0	0	0
福 岡	15,555	6,529	87	41	7	39
佐 賀	3,321	948	17	12	2	3
長 崎	4,907	1,324	7	0	0	7
大 分	4,101	1,157	2	0	1	1
熊 本	6,432	1,528	14	7	2	5
鹿児島	5,265	1,566	1	0	0	1
宮 崎	4,666	1,575	13	4	1	8
沖 縄	6,198	1,540	7	6	0	1
宮 城	3,744	2,686	18	2	2	14
福 島	1,834	1,215	3	3	0	0
山 形	3,414	1,132	0	0	0	0
岩 手	1,288	1,256	19	9	1	9
秋 田	3,432	892	2	1	0	1
青 森	4,538	1,291	9	3	1	5
札 幌	11,485	5,478	54	5	2	47
函 館	2,274	866	3	0	0	3
旭 川	2,957	1,098	9	0	2	7
釧 路	3,153	1,012	6	3	0	3
香 川	2,375	727	8	0	5	3
徳 島	2,477	715	2	0	1	1
高 知	2,706	706	1	1	0	0
愛 媛	2,994	738	8	4	3	1
全国合計	315,085	115,546	959	282	135	542

【資料10】令和元年度援助申込状況(震災法律援助)

地方 事務所	法律相談件数	援助開始 決定件数	援助不開始決定件数			
			不開始決定 件数合計	資力超過	勝訴見込無	その他
東 京	56	13	0	0	0	0
神奈川	1	0	0	0	0	0
埼 玉	1	2	0	0	0	0
千 葉	364	0	0	0	0	0
茨 城	7,329	2	0	0	0	0
栃 木	1,997	0	0	0	0	0
群 馬	1	0	0	0	0	0
静 岡	0	0	0	0	0	0
山 梨	2	2	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0	0	0
新 潟	238	1	0	0	0	0
大 阪	2	0	0	0	0	0
京 都	0	0	0	0	0	0
兵 庫	0	0	0	0	0	0
奈 良	1	0	0	0	0	0
滋 賀	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0
愛 知	0	0	0	0	0	0
三 重	0	0	0	0	0	0
岐 阜	0	0	0	0	0	0
福 井	0	1	0	0	0	0
石 川	0	0	0	0	0	0
富 山	0	0	0	0	0	0
広 島	3	4	0	0	0	0
山 口	2	0	0	0	0	0
岡 山	0	0	0	0	0	0
鳥 取	1	0	0	0	0	0
島 根	1	0	0	0	0	0
福 岡	0	0	0	0	0	0
佐 賀	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	0	0	0	0	0
大 分	0	0	0	0	0	0
熊 本	1	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	0	0	0	0	0
沖 縄	0	0	0	0	0	0
宮 城	20,568	15	1	0	0	1
福 島	11,112	58	0	0	0	0
山 形	8	33	0	0	0	0
岩 手	8,777	4	0	0	0	0
秋 田	2	0	0	0	0	0
青 森	475	0	0	0	0	0
札 幌	0	0	0	0	0	0
函 館	0	0	0	0	0	0
旭 川	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	0	0	0	0	0
香 川	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0
愛 媛	2	1	0	0	0	0
全国合計	50,944	136	1	0	0	1

【資料11】令和元年度援助決定件数等状況（民事法律扶助）

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東 京	26,714	15,136	13,373	28,477	228	118	94	252
神奈川	9,980	6,925	6,003	10,902	243	159	140	262
埼 玉	6,423	5,414	4,722	7,115	134	87	72	149
千 葉	5,513	4,304	3,725	6,092	55	46	34	67
茨 城	2,093	1,617	1,388	2,322	19	15	19	15
栃 木	1,446	1,248	1,070	1,624	11	12	16	7
群 馬	1,668	1,219	995	1,892	40	35	36	39
静 岡	2455	2098	1944	2609	179	238	205	212
山 梨	579	598	504	673	7	7	9	5
長 野	1,648	1,293	1,294	1,647	73	57	50	80
新 潟	1,873	1,642	1,419	2,096	66	121	95	92
大 阪	15,456	10,882	10,458	15,880	547	432	423	556
京 都	2,790	2,492	2,362	2,920	129	202	177	154
兵 庫	5,464	4,755	4,239	5,980	434	386	348	472
奈 良	1,639	1,412	1,342	1,709	17	25	15	27
滋 賀	1,174	991	925	1,240	39	32	36	35
和歌山	1,105	837	828	1,114	20	14	10	24
愛 知	5,480	4,397	4,117	5,760	127	113	117	123
三 重	827	868	699	996	48	47	34	61
岐 阜	1,011	1,009	923	1,097	21	15	17	19
福 井	634	647	468	813	4	4	3	5
石 川	1,137	780	824	1,093	16	17	20	13
富 山	517	558	546	529	14	22	23	13
広 島	3,155	2,546	2,334	3,367	81	43	53	71
山 口	1,008	901	930	979	7	13	5	15
岡 山	1,396	1,416	1,343	1,469	65	51	62	54
鳥 取	672	638	608	702	5	5	6	4
島 根	602	621	599	624	7	7	10	4
福 岡	7,743	6,233	5,670	8,306	442	296	310	428
佐 賀	870	916	831	955	21	32	26	27
長 崎	1,329	1,299	1,109	1,519	10	25	15	20
大 分	1,086	1,148	1,040	1,194	9	9	10	8
熊 本	2,005	1,475	1,373	2,107	52	53	38	67
鹿児島	1,794	1,494	1,227	2,061	79	72	53	98
宮 崎	1,747	1,555	1,371	1,931	32	20	20	32
沖 縄	1,579	1,444	1,432	1,591	101	96	108	89
宮 城	3,900	2,680	2,111	4,469	30	6	14	22
福 島	1,238	1,197	990	1,445	23	18	13	28
山 形	1,027	1,128	967	1,188	14	4	8	10
岩 手	1,282	1,210	1,098	1,394	56	46	47	55
秋 田	960	867	871	956	25	25	28	22
青 森	1,340	1,270	1,255	1,355	18	21	16	23
札 幌	5,674	5,365	4,818	6,221	109	113	97	125
函 館	725	861	834	752	3	5	5	3
旭 川	997	1,086	874	1,209	12	12	13	11
釧 路	1,019	1,001	977	1,043	4	11	8	7
香 川	656	719	603	772	8	8	4	12
徳 島	698	687	594	791	21	28	25	24
高 知	660	635	582	713	122	71	80	113
愛 媛	905	723	657	971	15	15	15	15
全国合計	143,693	112,237	101,266	154,664	3,842	3,309	3,082	4,069

【資料12】令和元年度援助決定件数等状況（震災法律援助）

地方 事務所	代理援助の決定状況				書類作成援助の決定状況			
	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越	前期より継続	当期開始決定	当期終結決定	次期繰越
東 京	1586	13	19	1580	0	0	0	0
神奈川	2	0	1	1	0	0	0	0
埼 玉	2	2	0	4	0	0	0	0
千 葉	1	0	0	1	1	0	0	1
茨 城	10	2	1	11	0	0	0	0
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	3	0	0	3	0	0	0	0
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	2	2	0	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0	0	0	0	0
新 潟	739	1	1	739	0	0	0	0
大 阪	2	0	0	2	0	0	0	0
京 都	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫	0	0	0	0	0	0	0	0
奈 良	0	0	0	0	0	0	0	0
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 知	0	0	0	0	0	0	0	0
三 重	0	0	0	0	0	0	0	0
岐 阜	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	1	1	0	2	0	0	0	0
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	8	4	0	12	0	0	0	0
山 口	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	0	0	0	0	1	0	1	0
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0
島 根	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	34	0	0	34	0	0	0	0
佐 賀	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	0	0	0	0	0	0	0
沖 縄	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城	126	15	20	121	1	0	0	1
福 島	122	22	50	94	0	36	9	27
山 形	787	33	38	782	0	0	0	0
岩 手	12	4	8	8	0	0	0	0
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	0	0	0	0	0	0	0	0
札 幌	1	0	0	1	0	0	0	0
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	1	0	0	1	0	0	0	0
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	1	1	0	2	0	0	0	0
全国合計	3,438	100	140	3,398	3	36	10	29

【資料13】令和元年度代理援助事件の事件別内訳（民事法律扶助）

地 方 事務所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東 京	891	499	1,390	396	2,980	1,393	4,373	291	107	6,323	1,904	8,227	172	7	173	15,136
神奈川	299	125	424	132	1,480	614	2,094	89	51	3,076	904	3,980	59	0	96	6,925
埼 玉	222	114	336	78	1,265	473	1,738	85	61	2,343	653	2,996	71	0	49	5,414
千 葉	184	72	256	55	822	418	1,240	39	30	2,106	519	2,625	39	0	20	4,304
茨 城	62	43	105	19	338	118	456	22	19	722	251	973	17	0	6	1,617
栃 木	68	29	97	17	292	101	393	28	12	505	174	679	12	0	10	1,248
群 馬	83	39	122	9	355	113	468	18	7	418	155	573	16	0	6	1,219
静 岡	106	60	166	22	525	211	736	40	12	857	224	1,081	30	0	11	2,098
山 梨	38	13	51	7	156	61	217	8	6	226	75	301	6	0	2	598
長 野	119	44	163	14	322	124	446	24	14	434	171	605	26	0	1	1,293
新 潟	100	53	153	22	413	183	596	24	14	569	238	807	8	0	18	1,642
大 阪	828	403	1,231	296	1,978	1,092	3,070	196	110	4,230	1,551	5,781	114	6	78	10,882
京 都	196	104	300	92	577	305	882	53	42	835	262	1,097	13	0	13	2,492
兵 庫	295	168	463	81	1,043	563	1,606	87	38	1,690	711	2,401	47	0	32	4,755
奈 良	106	59	165	28	354	159	513	24	22	450	172	622	19	0	19	1,412
滋 賀	83	35	118	12	229	122	351	23	5	348	112	460	13	0	9	991
和歌山	51	19	70	22	209	97	306	11	11	295	102	397	15	0	5	837
愛 知	304	143	447	73	1,301	462	1,763	75	37	1,380	530	1,910	57	0	35	4,397
三 重	69	16	85	11	204	76	280	20	4	331	123	454	7	0	7	868
岐 阜	30	24	54	15	258	124	382	7	3	418	113	531	14	0	3	1,009
福 井	44	23	67	11	175	68	243	15	9	209	67	276	10	0	16	647
石 川	48	34	82	10	202	117	319	20	9	246	77	323	13	0	4	780
富 山	35	20	55	9	168	66	234	14	8	176	54	230	5	0	3	558
広 島	169	91	260	46	611	226	837	39	23	992	301	1,293	25	0	23	2,546
山 口	53	37	90	15	204	110	314	20	13	308	123	431	9	0	9	901
岡 山	100	55	155	26	334	160	494	25	19	549	127	676	14	0	7	1,416
鳥 取	45	16	61	7	144	79	223	9	9	233	88	321	4	0	4	638
島 根	42	35	77	10	148	64	212	4	7	227	73	300	6	0	5	621
福 岡	391	191	582	96	1,189	601	1,790	96	58	2,410	1,084	3,494	66	1	50	6,233
佐 賀	88	34	122	10	219	65	284	10	9	352	106	458	13	0	10	916
長 崎	60	30	90	18	222	153	375	17	12	588	183	771	10	0	6	1,299
大 分	80	32	112	12	259	86	345	17	11	491	147	638	8	0	5	1,148
熊 本	82	54	136	20	289	156	445	17	14	593	227	820	16	0	7	1,475
鹿児島	63	58	121	23	275	171	446	20	8	646	205	851	17	0	8	1,494
宮 崎	89	66	155	21	237	209	446	23	11	585	287	872	17	0	10	1,555
沖 縄	74	46	120	40	294	208	502	24	4	514	215	729	13	0	12	1,444
宮 城	158	93	251	46	621	217	838	50	16	1,113	310	1,423	35	0	21	2,680
福 島	65	45	110	12	291	156	447	32	9	429	135	564	16	0	7	1,197
山 形	77	52	129	19	255	128	383	14	8	388	171	559	7	0	9	1,128
岩 手	52	27	79	11	231	104	335	14	6	581	176	757	7	0	1	1,210
秋 田	65	29	94	8	140	69	209	12	3	402	125	527	9	0	5	867
青 森	106	23	129	13	199	91	290	13	12	571	225	796	5	0	12	1,270
札 幌	311	144	455	109	1,045	544	1,589	98	43	2,350	635	2,985	52	0	34	5,365
函 館	40	23	63	12	135	122	257	13	4	360	147	507	4	0	1	861
旭 川	81	33	114	18	247	133	380	18	10	316	201	517	18	0	11	1,086
釧 路	36	35	71	16	168	108	276	19	4	451	145	596	10	0	9	1,001
香 川	32	21	53	9	148	72	220	8	12	322	80	402	7	0	8	719
徳 島	34	12	46	13	175	101	276	5	4	243	88	331	7	0	5	687
高 知	31	17	48	5	105	62	167	13	7	277	102	379	5	0	11	635
愛 媛	52	18	70	7	89	48	137	12	5	378	77	455	6	0	31	723
全国合計	6,737	3,456	10,193	2,073	23,920	11,303	35,223	1,855	972	44,856	14,925	59,781	1,189	14	937	112,237

【資料14】令和元年度代理援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ADR		行政不服申立手続		ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR申立 手続	その他	行政不服 申立手続	その他			
東 京	12	0	12	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼 玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
千 葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨 城	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2	0	0	0	0	0	0	0	2
長 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1
大 阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京 都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈 良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐 阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4
山 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖 縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城	1	2	3	0	0	0	0	0	0	8	3	11	0	0	0	0	0	0	1	15
福 島	5	1	6	1	2	1	3	0	0	1	1	2	0	10	0	0	0	0	0	22
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	33	0	0	0	0	0	33
岩 手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	4	0	0	0	0	0	0	0	4
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札 幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
全国合計	21	3	24	2	2	1	3	0	0	14	5	19	0	47	0	0	0	0	5	100

【資料15】令和元年度書類作成援助事件の事件別内訳(民事法律扶助)

地 方 事務所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計				
東 京	1	1	2	2	1	25	26	0	0	85	1	86	0	0	2	118
神奈川	0	2	2	0	0	41	41	0	0	114	0	114	1	0	1	159
埼 玉	2	1	3	0	0	9	9	0	0	75	0	75	0	0	0	87
千 葉	1	1	2	0	1	16	17	0	0	27	0	27	0	0	0	46
茨 城	0	0	0	0	0	8	8	0	0	7	0	7	0	0	0	15
栃 木	0	0	0	0	0	1	1	0	0	11	0	11	0	0	0	12
群 馬	0	0	0	0	0	6	6	0	0	27	0	27	2	0	0	35
静 岡	0	1	1	0	2	44	46	0	0	187	4	191	0	0	0	238
山 梨	0	0	0	0	0	3	3	0	0	4	0	4	0	0	0	7
長 野	0	0	0	0	0	8	8	1	0	45	3	48	0	0	0	57
新 潟	0	0	0	0	1	62	63	0	0	56	2	58	0	0	0	121
大 阪	1	2	3	0	5	169	174	0	2	245	8	253	0	0	0	432
京 都	0	0	0	0	0	144	144	0	0	54	4	58	0	0	0	202
兵 庫	0	0	0	0	0	212	212	0	0	167	5	172	2	0	0	386
奈 良	1	0	1	0	0	5	5	0	0	19	0	19	0	0	0	25
滋 賀	0	0	0	0	0	17	17	0	0	15	0	15	0	0	0	32
和歌山	1	0	1	0	0	2	2	0	0	11	0	11	0	0	0	14
愛 知	0	1	1	0	2	14	16	1	0	93	2	95	0	0	0	113
三 重	1	0	1	0	0	4	4	0	0	40	2	42	0	0	0	47
岐 阜	0	1	1	0	0	8	8	0	0	6	0	6	0	0	0	15
福 井	0	0	0	0	0	3	3	0	0	1	0	1	0	0	0	4
石 川	0	1	1	0	0	3	3	0	1	12	0	12	0	0	0	17
富 山	0	0	0	0	0	8	8	0	0	14	0	14	0	0	0	22
広 島	0	0	0	0	1	15	16	0	0	27	0	27	0	0	0	43
山 口	0	1	1	0	0	1	1	0	0	11	0	11	0	0	0	13
岡 山	0	0	0	0	1	25	26	0	0	25	0	25	0	0	0	51
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	1	5
島 根	0	0	0	0	0	2	2	0	0	5	0	5	0	0	0	7
福 岡	0	0	0	0	4	46	50	0	0	229	16	245	0	0	1	296
佐 賀	0	0	0	0	1	5	6	0	0	24	1	25	1	0	0	32
長 崎	0	1	1	0	1	6	7	0	0	17	0	17	0	0	0	25
大 分	0	0	0	0	0	6	6	0	0	3	0	3	0	0	0	9
熊 本	0	1	1	0	0	14	14	0	0	37	1	38	0	0	0	53
鹿児島	1	1	2	0	1	19	20	0	0	49	1	50	0	0	0	72
宮 崎	0	0	0	0	1	6	7	0	0	12	1	13	0	0	0	20
沖 縄	0	0	0	0	0	4	4	0	0	92	0	92	0	0	0	96
宮 城	1	0	1	0	1	0	1	0	0	2	0	2	2	0	0	6
福 島	0	0	0	0	1	1	2	0	0	16	0	16	0	0	0	18
山 形	0	0	0	1	0	2	2	0	0	1	0	1	0	0	0	4
岩 手	0	0	0	0	0	5	5	0	0	34	7	41	0	0	0	46
秋 田	0	0	0	0	0	3	3	0	0	21	1	22	0	0	0	25
青 森	0	0	0	0	0	3	3	0	0	17	1	18	0	0	0	21
札 幌	0	0	0	0	0	29	29	1	0	81	1	82	0	0	1	113
函 館	1	0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	4	0	0	0	5
旭 川	0	1	1	0	0	4	4	0	0	7	0	7	0	0	0	12
釧 路	3	0	3	0	0	4	4	0	0	4	0	4	0	0	0	11
香 川	1	0	1	0	0	0	0	0	0	7	0	7	0	0	0	8
徳 島	0	0	0	0	0	9	9	0	0	17	2	19	0	0	0	28
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	71	0	71	0	0	0	71
愛 媛	0	0	0	0	0	2	2	0	0	13	0	13	0	0	0	15
全国合計	15	16	31	3	24	1,023	1,047	3	3	2,145	63	2,208	8	0	6	3,309

【資料16】令和元年度書類作成援助事件の事件別内訳(震災法律援助)

地 方 事 務 所	金銭事件			不動産 事件	家事事件			労働 事件	保全 事件	多重債務事件			執行・ 競売	ADR		行政不服申立手続		ハーグ	その他	合計
	損害賠償	その他	合計		離婚等	その他	合計			自己破産	その他	合計		ADR申立 手続	その他	行政不服 申立手続	その他			
東 京	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
神奈川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
埼 玉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千 葉	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
栃 木	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
群 馬	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
静 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 野	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
新 潟	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 阪	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
京 都	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵 庫	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
奈 良	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
滋 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
和歌山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三 重	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岐 阜	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
広 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山 口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岡 山	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥 取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鳥 根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 岡	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
佐 賀	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大 分	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
熊 本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
沖 縄	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮 城	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福 島	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	0	36
山 形	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
岩 手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋 田	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
青 森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
札 幌	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
函 館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
釧 路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香 川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
徳 島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
高 知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛 媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
全国合計	0	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0	0	35	0	0	0	0	0	36

【資料17】契約弁護士数(民事法律扶助・震災法律扶助)

地方 事務所	契約弁護士数		(参考) 単位会 会員数	民事法律 扶助 契約率 (%)	契約弁護士法人数	
	民事法律 援助	震災法律 援助			民事法律 援助	震災法律 援助
東 京	6,638	556	20,258	32.8%	141	13
神奈川	1,314	70	1,695	77.5%	27	2
埼 玉	676	58	903	74.9%	20	3
千 葉	644	162	829	77.7%	14	3
茨 城	251	225	300	83.7%	9	8
栃 木	158	101	228	69.3%	6	3
群 馬	249	46	306	81.4%	7	2
静 岡	433	90	503	86.1%	12	0
山 梨	109	19	128	85.2%	0	0
長 野	225	11	255	88.2%	5	0
新 潟	259	120	287	90.2%	11	6
大 阪	3,526	25	4,717	74.8%	96	1
京 都	644	66	813	79.2%	19	2
兵 庫	798	26	978	81.6%	26	1
奈 良	154	20	176	87.5%	1	0
滋 賀	134	26	155	86.5%	0	0
和歌山	129	41	145	89.0%	2	1
愛 知	1,373	17	2,039	67.3%	45	0
三 重	161	31	194	83.0%	1	1
岐 阜	166	29	207	80.2%	10	3
福 井	106	27	117	90.6%	4	0
石 川	154	37	172	89.5%	5	2
富 山	99	10	120	82.5%	3	0
広 島	488	29	607	80.4%	20	3
山 口	152	13	176	86.4%	10	1
岡 山	318	39	410	77.6%	14	1
鳥 取	65	5	67	97.0%	5	0
島 根	75	6	85	88.2%	2	0
福 岡	977	18	1,373	71.2%	35	0
佐 賀	99	19	107	92.5%	5	3
長 崎	132	8	159	83.0%	9	1
大 分	139	42	159	87.4%	18	7
熊 本	229	51	282	81.2%	13	4
鹿児島	170	13	221	76.9%	21	1
宮 崎	116	5	136	85.3%	19	0
沖 縄	193	34	273	70.7%	10	0
宮 城	401	411	471	85.1%	16	15
福 島	178	184	200	89.0%	12	12
山 形	94	71	103	91.3%	3	3
岩 手	94	89	102	92.2%	2	1
秋 田	69	46	76	90.8%	2	2
青 森	93	47	114	81.6%	4	3
札 幌	684	212	812	84.2%	30	8
函 館	47	22	54	87.0%	2	1
旭 川	72	28	79	91.1%	4	2
釧 路	73	20	80	91.3%	11	4
香 川	115	7	184	62.5%	2	0
徳 島	74	18	90	82.2%	5	0
高 知	75	4	90	83.3%	0	0
愛 媛	118	5	165	71.5%	3	0
全国合計	23,740	3,259	42,200	56.3%	741	123

注1)契約弁護士・法人数は、令和2年4月1日現在。

注2)弁護士数(会員数)は、日本弁護士連合会資料(令和2年4月1日現在)による。

【資料18】契約司法書士数(民事法律扶助・震災法律扶助)

地方 事務所	契約司法書士数		(参考) 単位会 会員数	民事法律 扶助 契約率 (%)	契約司法書士法人数	
	民事法律 援助	震災法律 援助			民事法律 援助	震災法律 援助
東 京	759	132	4,396	17.3%	31	4
神奈川	450	19	1,207	37.3%	16	1
埼 玉	245	19	901	27.2%	7	0
千 葉	157	40	741	21.2%	6	1
茨 城	114	55	340	33.5%	0	0
栃 木	76	6	227	33.5%	0	0
群 馬	110	25	292	37.7%	5	0
静 岡	160	54	495	32.3%	13	6
山 梨	47	16	133	35.3%	1	0
長 野	143	28	363	39.4%	1	1
新 潟	101	27	294	34.4%	7	1
大 阪	686	94	2,415	28.4%	27	1
京 都	252	21	584	43.2%	9	0
兵 庫	451	5	1,055	42.7%	7	1
奈 良	66	5	211	31.3%	2	0
滋 賀	82	3	229	35.8%	4	0
和歌山	59	7	167	35.3%	0	0
愛 知	572	82	1,303	43.9%	13	3
三 重	96	17	248	38.7%	2	0
岐 阜	90	5	339	26.5%	3	0
福 井	47	5	118	39.8%	5	0
石 川	78	24	199	39.2%	0	0
富 山	56	10	152	36.8%	1	0
広 島	234	33	540	43.3%	8	1
山 口	78	28	227	34.4%	2	1
岡 山	132	16	358	36.9%	7	3
鳥 取	50	1	94	53.2%	1	0
島 根	39	2	108	36.1%	0	0
福 岡	415	76	985	42.1%	13	2
佐 賀	49	1	125	39.2%	7	0
長 崎	57	3	162	35.2%	2	0
大 分	62	7	168	36.9%	3	0
熊 本	137	13	328	41.8%	7	1
鹿児島	152	9	329	46.2%	4	2
宮 崎	72	12	167	43.1%	2	1
沖 縄	91	11	223	40.8%	5	0
宮 城	99	68	328	30.2%	4	3
福 島	119	81	279	42.7%	2	2
山 形	77	31	153	50.3%	0	0
岩 手	51	46	146	34.9%	3	3
秋 田	54	17	110	49.1%	1	0
青 森	27	7	118	22.9%	1	1
札 幌	236	33	506	46.6%	4	1
函 館	10	3	37	27.0%	2	0
旭 川	32	4	74	43.2%	0	0
釧 路	28	4	81	34.6%	0	0
香 川	75	4	172	43.6%	0	0
徳 島	43	4	144	29.9%	1	0
高 知	67	12	112	59.8%	4	1
愛 媛	70	11	241	29.0%	2	0
全国合計	7,453	1,236	22,724	32.8%	245	41

注1) 契約司法書士・法人数は、令和2年4月1日現在。

注2) 司法書士数(会員数)は、日本司法書士会連合会資料(令和2年4月1日現在)による。

【資料19】 国選付添事件受理件数

地方 事務所	令和元年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
東京	15	10	16	17	18	17	27	18	25	7	26	18	214
多摩	14	7	7	6	9	11	13	6	15	5	9	9	111
神奈川	18	17	23	17	20	14	33	17	35	15	23	20	252
川崎	2	4	3	3	7	4	2	7	7	4	6	4	53
小田原	1	2	5	8	1	4	5	2	4	2	2	3	39
埼玉	5	7	16	16	10	9	19	12	16	6	8	12	136
川越	11	1	2	3	7	6	1	2	8	0	2	0	43
千葉	8	6	6	7	9	11	9	8	12	7	10	6	99
松戸	1	3	1	2	0	2	4	1	4	2	1	4	25
茨城	8	5	7	5	1	5	8	11	3	5	12	3	73
栃木	2	0	4	4	5	4	2	2	6	3	7	3	42
群馬	11	3	10	6	9	0	4	4	6	8	2	6	69
静岡	0	1	1	0	1	3	0	5	0	2	0	1	14
沼津	4	1	7	8	1	1	2	1	2	0	2	4	33
浜松	3	2	4	2	1	1	3	4	1	0	1	6	28
山梨	7	0	3	1	1	3	1	9	2	0	2	0	29
長野	1	0	1	2	1	2	3	3	3	2	2	3	23
新潟	4	1	1	5	5	2	9	8	2	2	0	3	42
大阪	38	37	37	32	30	37	47	55	43	28	40	55	479
京都	9	2	1	11	11	3	3	5	2	8	3	8	66
兵庫	9	7	4	14	12	4	11	13	4	8	8	9	103
阪神	6	3	2	3	1	4	5	7	2	2	6	6	47
姫路	3	1	5	2	2	2	4	2	3	1	3	7	35
奈良	0	2	0	8	3	2	0	3	0	5	3	0	26
滋賀	4	3	1	8	0	2	1	5	18	1	6	6	55
和歌山	2	0	1	1	1	1	5	2	1	0	0	2	16
愛知	15	15	18	26	12	14	16	9	26	17	14	13	195
三河	3	3	6	7	8	17	4	7	6	2	4	5	72
三重	2	2	7	0	4	4	5	8	4	0	1	3	40
岐阜	5	1	2	10	5	1	0	6	3	5	1	3	42
福井	0	1	1	0	1	1	0	4	0	1	2	4	15
石川	1	1	1	2	0	0	3	1	4	1	1	0	15
富山	2	1	2	0	5	1	1	2	0	3	2	0	19
広島	6	5	6	12	9	7	3	7	5	2	7	5	74
山口	0	4	3	4	0	1	8	1	1	1	5	3	31
岡山	5	3	10	4	3	10	4	5	4	0	1	2	51
鳥取	1	0	0	1	0	0	3	3	0	0	1	1	10
島根	1	0	3	0	0	1	0	1	0	0	2	1	9
福岡	6	14	5	19	12	7	14	10	10	8	7	9	121
北九州	1	1	3	4	4	2	4	4	4	0	4	7	38
佐賀	1	0	0	1	1	2	1	1	1	4	0	1	13
長崎	0	1	3	2	3	5	3	3	5	1	0	0	26
大分	1	0	5	1	4	3	3	2	2	1	3	1	26
熊本	2	2	1	3	1	4	4	2	1	2	1	3	26
鹿児島	4	2	2	0	3	0	4	5	0	0	4	2	26
宮崎	1	0	0	2	1	1	2	1	0	1	5	0	14
沖縄	5	8	3	6	6	6	5	6	4	2	5	6	62
宮城	3	1	0	1	3	1	1	2	3	5	5	5	30
福島	3	2	3	1	0	0	0	0	4	1	1	1	16
山形	0	0	2	1	1	0	0	0	0	0	3	1	8
岩手	1	1	2	4	1	0	1	2	0	1	2	1	16
秋田	0	1	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0	4
青森	1	0	0	3	1	0	0	1	1	1	1	1	10
札幌	4	4	8	7	1	3	9	4	5	4	4	6	59
函館	1	0	0	0	1	1	4	0	3	0	2	0	12
旭川	2	0	3	0	0	1	2	2	1	1	1	0	13
釧路	0	0	0	1	1	2	0	0	4	0	0	0	8
香川	2	0	7	2	0	0	1	9	2	3	2	1	29
徳島	0	2	4	0	3	1	0	2	2	0	1	0	15
高知	2	3	2	0	1	1	0	3	1	0	2	1	16
愛媛	1	3	3	1	1	0	1	1	0	1	0	0	12
合計	268	206	284	316	262	251	329	326	330	191	278	284	3,325

注) 集計日(令和2年5月7日)時点の件数。

【資料20】 国選弁護士契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年
地方 事務所	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在
東京	8,888	9,114	9,524	9,635	10,072	10,264	10,678	10,853	11,220	11,322	11,683	11,878	12,126	12,386	12,826
神奈川	1,063	1,073	1,144	1,158	1,220	1,239	1,291	1,294	1,352	1,362	1,409	1,421	1,452	1,451	1,486
埼玉	530	559	590	599	632	639	666	677	696	708	732	743	754	740	756
千葉	535	541	570	576	618	622	660	656	681	682	709	705	729	706	727
茨城	196	197	220	222	238	236	244	243	250	247	257	252	256	256	268
栃木	149	154	158	163	169	171	170	171	179	177	183	181	188	188	188
群馬	216	214	229	228	241	241	248	244	252	247	261	260	263	260	267
静岡	348	354	367	368	381	380	390	395	410	411	422	427	430	424	427
山梨	99	98	108	108	109	108	110	110	112	112	113	115	118	120	119
長野	191	193	206	208	214	215	221	220	228	229	230	231	236	233	236
新潟	217	215	226	223	237	236	241	244	251	252	254	248	253	252	255
大阪	2,285	2,320	2,450	2,458	2,448	2,576	2,565	2,714	2,819	2,817	2,920	2,916	2,903	2,991	2,974
京都	495	496	523	528	552	554	584	585	609	603	617	615	630	627	643
兵庫	577	583	622	598	622	621	638	643	686	686	706	724	751	736	745
奈良	136	140	143	144	152	152	149	149	156	157	158	158	159	159	158
滋賀	108	101	108	109	113	108	106	110	106	110	118	120	119	113	113
和歌山	116	112	122	126	126	124	129	127	128	131	130	127	130	129	128
愛知	1,257	1,273	1,358	1,367	1,458	1,461	1,529	1,538	1,612	1,609	1,662	1,652	1,696	1,646	1,696
三重	147	147	161	161	165	166	171	172	178	170	166	165	166	167	173
岐阜	137	143	155	157	157	162	163	162	166	165	166	172	170	171	168
福井	83	83	86	87	89	89	92	93	94	96	98	99	104	101	103
石川	143	147	157	159	160	158	162	159	165	164	168	164	165	162	165
富山	89	91	94	88	91	93	95	97	106	106	109	109	108	102	104
広島	376	376	405	408	424	414	427	425	441	439	442	446	448	438	434
山口	128	130	130	130	139	138	140	141	145	147	152	151	152	150	148
岡山	276	269	290	287	296	297	307	304	314	312	322	324	335	331	334
鳥取	65	65	66	64	64	65	65	63	64	65	64	64	66	65	67
島根	61	63	66	62	68	72	75	71	73	73	74	74	76	77	75
福岡	804	801	808	832	893	881	880	920	960	954	986	996	1,014	1,014	1,049
佐賀	82	80	85	83	87	88	92	91	95	93	96	96	98	98	99
長崎	136	136	143	139	145	142	142	143	147	145	147	147	149	147	148
大分	117	117	122	125	132	133	141	139	143	142	141	141	140	136	140
熊本	188	189	204	208	213	214	222	222	230	231	237	230	236	232	231
鹿児島	171	166	179	174	181	179	190	186	195	198	199	198	203	200	206
宮崎	112	109	116	115	118	118	123	121	127	127	128	124	121	121	120
沖縄	159	163	168	164	174	173	183	186	185	190	197	190	196	193	197
宮城	330	324	340	334	360	362	371	371	377	382	396	387	398	398	407
福島	160	159	168	169	178	180	185	186	188	189	191	186	189	185	185
山形	81	79	83	84	87	87	85	86	92	94	92	90	93	92	95
岩手	85	90	92	91	96	97	96	95	98	95	95	94	96	97	98
秋田	62	62	66	66	66	67	68	65	68	70	69	69	69	67	65
青森	94	94	100	99	105	107	108	104	106	105	100	99	100	100	100
札幌	494	484	524	506	535	544	569	546	543	542	571	568	589	589	603
函館	43	43	45	46	48	47	48	49	50	52	50	50	50	50	50
旭川	62	63	62	61	64	65	67	67	71	70	68	68	67	70	73
釧路	63	63	64	64	66	67	71	72	73	72	74	77	76	75	75
香川	118	114	123	125	130	129	127	124	128	126	129	129	134	132	141
徳島	81	82	83	81	82	81	82	84	89	88	86	83	85	81	82
高知	74	74	75	76	79	78	79	78	79	81	77	83	82	83	84
愛媛	123	121	127	122	124	124	125	128	130	132	131	129	129	130	129
合計	22,550	22,864	24,055	24,185	25,218	25,564	26,370	26,723	27,667	27,777	28,585	28,775	29,297	29,471	30,160

【資料21】 国選付添人契約弁護士数の推移（含 常勤弁護士）

	平成25年		平成26年		平成27年		平成28年		平成29年		平成30年		令和元年		令和2年
地方 事務所	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在	10月1日 現在	4月1日 現在
東京	1,180	1,255	1,334	2,152	2,330	2,448	2,576	2,671	2,723	2,791	2,856	2,926	2,952	2,993	3,058
神奈川	522	532	593	779	829	852	893	898	942	949	985	986	1,014	1,020	1,047
埼玉	229	245	265	347	381	397	427	447	458	471	491	500	508	504	514
千葉	297	302	331	387	433	434	469	468	488	492	514	508	529	521	537
茨城	143	146	165	167	183	182	193	192	199	196	208	205	206	207	211
栃木	90	93	100	114	122	126	127	127	134	133	137	135	141	142	144
群馬	141	140	150	168	181	181	189	186	192	190	203	204	209	209	217
静岡	278	283	297	290	303	303	310	314	327	328	338	337	342	343	347
山梨	71	71	81	82	83	85	87	88	89	90	90	91	93	94	94
長野	125	128	141	158	165	167	172	172	180	182	182	181	186	183	186
新潟	123	122	130	140	157	160	168	171	178	178	178	173	178	177	180
大阪	987	1,037	1,142	1,196	1,202	1,322	1,319	1,431	1,500	1,515	1,573	1,563	1,558	1,618	1,608
京都	290	288	318	325	338	343	362	363	390	385	392	391	398	397	407
兵庫	231	235	258	317	399	417	442	459	503	513	543	562	591	586	598
奈良	100	103	105	107	118	118	116	119	127	128	130	131	132	133	133
滋賀	102	95	102	107	111	106	103	106	102	106	115	116	115	110	110
和歌山	59	57	74	86	87	88	94	93	91	95	95	91	93	93	94
愛知	241	252	262	393	689	700	784	806	867	878	927	923	970	962	1,009
三重	88	86	100	101	102	103	109	111	117	114	110	110	109	109	114
岐阜	94	101	110	114	115	120	121	121	125	127	128	132	132	133	131
福井	72	73	77	80	83	82	85	86	86	87	89	90	95	93	95
石川	94	96	106	108	112	110	114	113	119	120	125	123	124	124	126
富山	47	54	55	59	63	69	75	77	86	88	90	89	85	82	84
広島	117	130	162	267	286	282	303	309	326	325	329	335	341	340	340
山口	84	87	90	109	118	118	122	122	126	130	135	134	137	135	132
岡山	192	186	207	228	241	240	249	248	256	252	262	264	272	268	270
鳥取	55	55	57	57	57	58	57	56	57	57	56	56	58	57	59
島根	50	51	54	51	56	60	63	60	62	60	62	63	65	66	64
福岡	526	531	544	617	663	658	655	689	722	713	746	746	738	763	766
佐賀	75	76	81	80	83	85	88	87	91	89	90	88	92	92	93
長崎	116	114	120	121	129	128	128	129	133	133	135	135	137	135	137
大分	72	72	75	83	89	91	100	99	104	103	103	102	101	99	102
熊本	118	121	123	163	170	170	178	178	185	185	190	186	192	188	187
鹿児島	127	124	136	133	134	139	141	143	141	151	149	150	149	147	147
宮崎	97	95	101	100	103	105	112	110	117	117	119	116	113	113	112
沖縄	98	98	105	112	113	119	129	132	129	137	144	140	146	147	149
宮城	204	199	215	250	274	282	291	290	298	302	316	309	320	322	330
福島	112	113	123	141	149	151	154	155	161	162	163	159	163	159	158
山形	69	68	72	72	76	76	74	75	80	83	81	80	83	82	84
岩手	68	73	75	74	79	80	79	79	82	79	79	77	78	78	78
秋田	42	42	47	54	55	56	57	55	58	60	60	60	60	58	57
青森	68	68	77	82	88	90	90	86	86	85	84	84	85	86	86
札幌	405	397	438	436	467	471	496	475	503	503	532	525	547	546	560
函館	40	40	42	43	45	44	45	46	47	49	47	47	47	47	47
旭川	51	52	52	56	59	59	61	61	65	64	63	63	62	64	68
釧路	52	51	52	54	56	58	63	63	64	63	65	68	67	66	66
香川	69	68	79	98	104	103	102	102	106	103	107	107	107	111	112
徳島	76	77	78	77	78	78	79	81	86	85	84	81	83	81	82
高知	51	59	62	60	63	62	63	63	64	67	65	71	71	71	73
愛媛	65	66	74	88	91	93	95	97	100	102	102	102	103	102	98
合計	8,703	8,907	9,637	11,483	12,512	12,869	13,409	13,709	14,272	14,415	14,867	14,915	15,177	15,256	15,501

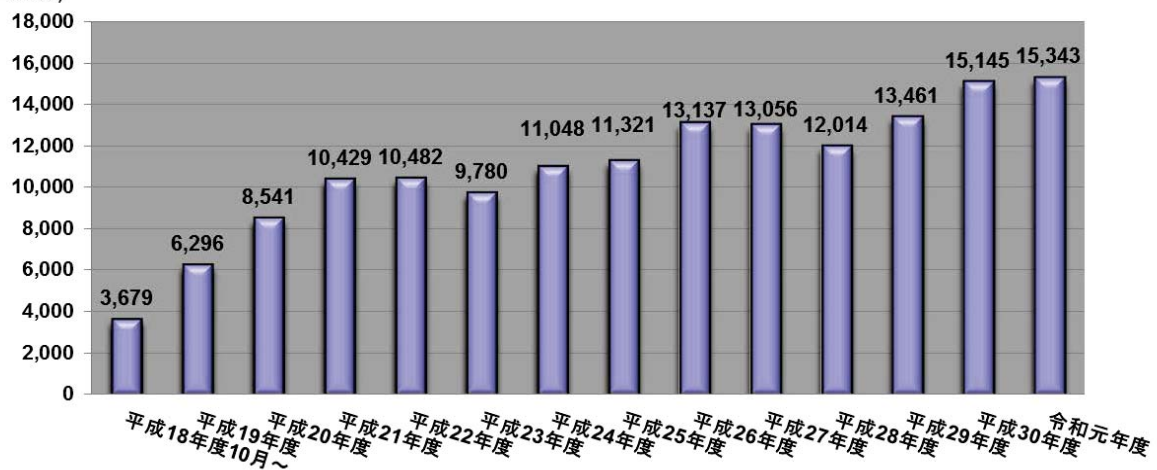
【資料22】 犯罪被害者支援ダイヤルにおける受電件数実績

○令和元年度 月別受電件数

犯罪被害者 支援ダイヤル	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1,329	1,164	1,341	1,384	1,355	1,289	1,312	1,298	1,241	1,210	1,131	1,289
年度総計	15,343											

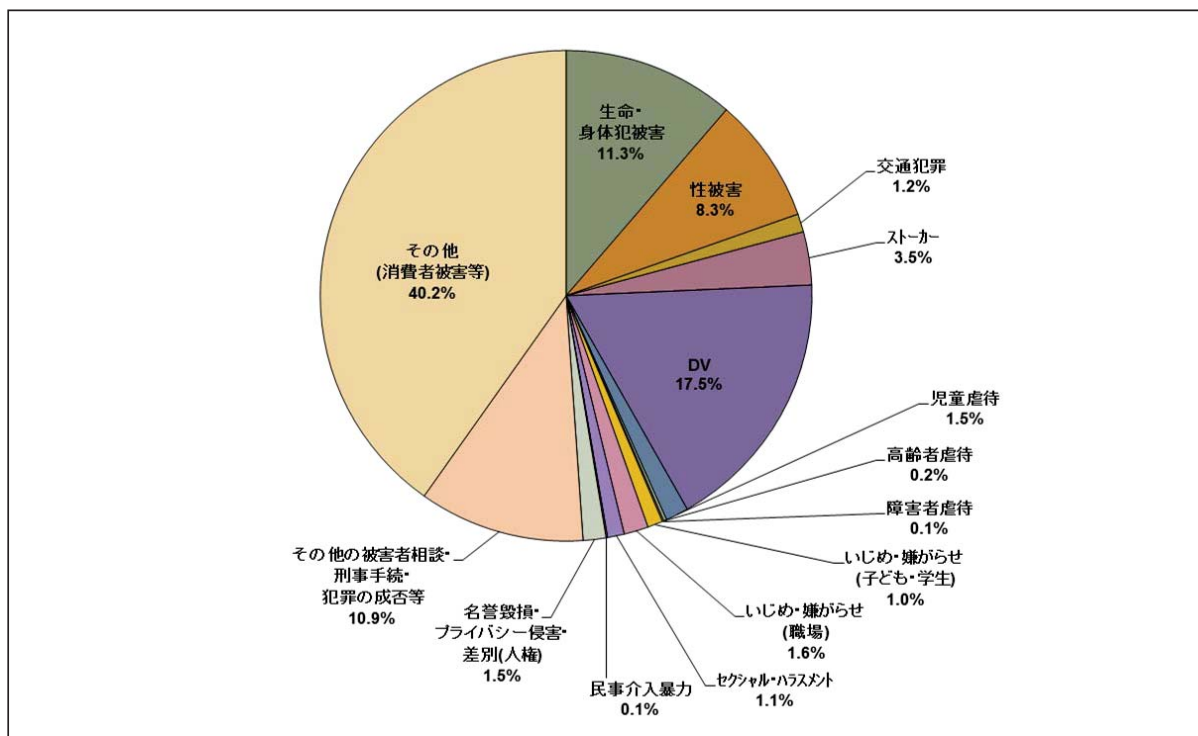
○年度別受電件数推移(平成18年度～令和元年度)

(単位:件)



平成18年度からの累計 153,732件

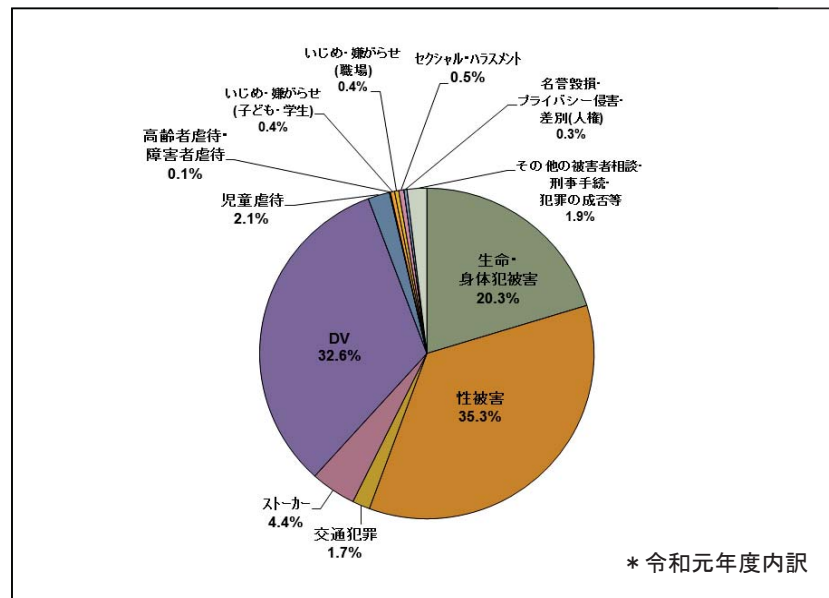
【資料23】 令和元年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した問合せ内容



【資料24】 地方事務所における犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士の紹介状況

平成 18年度	97	件
平成 19年度	590	件
平成 20年度	696	件
平成 21年度	898	件
平成 22年度	929	件
平成 23年度	877	件
平成 24年度	1,013	件
平成 25年度	1,330	件
平成 26年度	1,491	件
平成 27年度	1,603	件
平成 28年度	1,677	件
平成 29年度	1,705	件
平成 30年度	1,795	件
令和 元年度	1,355	件
	16,056	件

(参考)



【資料25】令和元年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

2019/4/1

～

2020/3/31

	被疑者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者等	高齢者等	合計	法律相談 (内数)
東京	1,711	210	294	283	72	591	30	167	3,358	497
神奈川	68	102	253	3	32	24	27	30	539	29
埼玉	163	66	82	20	3	55	15	101	505	90
千葉	171	92	81	14	22	44	3	118	545	17
茨城	3	7	4	37	1	53	0	2	107	74
栃木	24	21	5	0	6	9	1	18	84	4
群馬	14	21	11	3	2	7	1	7	66	5
静岡	46	34	20	0	3	13	0	91	207	5
山梨	5	6	16	0	0	0	1	7	35	3
長野	11	4	6	0	3	7	0	4	35	1
新潟	11	24	13	0	10	3	0	3	64	1
大阪	959	151	69	70	60	79	41	115	1,544	76
京都	181	36	34	1	8	2	22	31	315	16
兵庫	51	101	78	3	6	14	8	23	284	3
奈良	7	22	18	5	0	0	3	14	69	4
滋賀	6	18	16	0	2	1	7	12	62	1
和歌山	2	21	12	0	16	0	0	5	56	0
愛知	60	135	65	11	35	164	11	47	528	120
三重	7	6	4	0	0	2	1	9	29	2
岐阜	3	15	5	0	1	1	0	3	28	1
福井	20	9	8	0	2	0	0	5	44	0
石川	35	7	14	0	5	0	47	17	125	43
富山	13	5	5	0	0	1	1	14	39	0
広島	55	39	64	2	15	7	35	12	229	33
山口	8	18	7	0	2	0	1	3	39	3
岡山	25	32	18	0	16	0	5	36	132	4
鳥取	10	3	5	0	3	30	4	4	59	5
島根	3	1	13	0	1	2	4	9	33	4
福岡	260	115	81	32	16	24	505	131	1,164	446
佐賀	28	8	7	0	5	0	21	13	82	13
長崎	5	8	7	7	2	23	4	6	62	32
大分	28	9	14	0	0	1	3	4	59	8
熊本	6	8	17	0	3	0	37	7	78	31
鹿児島	1	11	25	0	0	0	63	8	108	65
宮崎	29	16	8	0	15	0	28	7	103	26
沖縄	116	28	28	0	13	3	41	0	229	46
宮城	84	23	31	0	1	1	1	15	156	4
福島	5	12	8	0	4	0	0	3	32	0
山形	7	2	3	0	3	0	1	5	21	0
岩手	4	2	7	0	0	0	2	0	15	3
秋田	5	6	6	0	1	0	0	2	20	0
青森	2	3	7	0	0	0	0	4	16	3
札幌	410	29	58	1	7	1	121	13	640	97
函館	58	3	16	0	0	0	2	4	83	12
旭川	34	2	0	0	1	0	0	2	39	0
釧路	6	10	5	0	0	0	0	1	22	3
香川	10	32	35	0	2	2	0	83	164	2
徳島	1	2	17	0	0	0	0	3	23	7
高知	6	3	29	0	7	1	1	8	55	12
愛媛	4	18	16	0	0	2	1	2	43	3
合計	4,781	1,556	1,645	492	406	1,167	1,099	1,228	12,374	1,854
予定件数	7,654	2,496	1,664 (275)	709 (315)	465 (22)	1,785 (999)	1,231 (797)	1,713 (84)	17,717 (2,492)	2,492

【資料25】令和元年度委託援助事業統計表(申込総受理件数)

2019/4/1 ~ 2020/3/31

	申込総件数	予定件数	1日平均申込件数		予想件数
			実績	予定	
被援者・少年援助件数	6,337	10,150	1731	2773	10,150
その他	6,037	7,567	1649	2067	7,567
合 計	12,374	17,717	3381	4841	17,717
中国障害児支援基金援助	0	1			1

※援助のみ※

※法律相談のみ※

	申込総件数	予定件数	達成率	1日平均申込件数		法律相談 申込総件数	法律相談 予定件数	法律相談 達成率	法律相談1日平均申込件数 実績	予定
				実績	予定					
被援者	4,781	7,654	62.46	13.06	20.91	0	0	0.00	0.00	0.00
少年	442	2,496	6.82	4.25	0	0	0	0.00	0.00	0.00
犯罪被害者	1,424	1,389	102.52	3.89	3.80	221	275	80.36	0.60	0.75
難民	254	394	64.47	0.69	1.08	238	315	75.56	0.65	0.86
子ども	394	443	88.94	1.21	1.21	12	22	54.55	0.03	0.06
外国人	557	786	70.87	1.52	2.15	610	999	61.06	1.67	2.73
精神障害者等	395	434	91.01	1.08	1.19	704	797	88.33	1.92	2.18
高齢者等	1,159	1,629	71.15	3.17	4.45	69	84	82.14	0.19	0.23
合 計	10,520	15,225	69.10	28.74	41.60	1,854	2,492	74.40	5.07	6.81

月 別 統 計

	被援者	少年	犯罪被害者	難民	子ども	外国人	精神障害者 等	高齢者等	合計	(参考) H30	(参考) H29	(参考) H28	(参考) H27	(参考) H26	(参考) H25	(参考) H24	(参考) H23	(参考) H22	(参考) H21
4月	414	161	125	51	36	96	105	143	1,131	1,762	1,828	1,712	1,933	2,040	1,912	1,567	1,432	1,299	2044
5月	442	128	151	38	24	83	80	105	1,051	2,025	1,998	1,846	1,824	2,324	2,164	2,095	1,579	1,327	2025
6月	461	140	151	30	33	105	104	209	1,233	1,333	2,243	2,136	2,300	2,431	2,227	2,246	1,854	1,685	1612
7月	461	133	168	49	35	75	97	107	1,125	1,288	2,004	2,084	2,155	2,252	2,448	2,165	1,693	1,622	1587
8月	375	119	101	39	42	93	84	104	957	1,172	1,822	1,906	1,709	1,929	2,088	2,077	1,738	1,468	1338
9月	369	124	122	36	39	94	70	69	923	981	1,828	1,876	1,812	2,057	1,977	1,692	1,570	1,480	1352
10月	393	128	164	38	32	109	99	77	1,046	1,263	1,804	1,924	2,011	2,282	2,438	2,224	1,798	1,581	1480
11月	406	125	133	40	29	89	86	84	992	1,223	1,947	2,021	1,972	1,940	2,307	2,097	1,792	1,614	1480
12月	295	141	138	30	26	103	113	81	927	972	1,615	1,613	1,622	1,761	2,001	1,770	1,573	1,375	1314
1月	347	79	111	57	31	105	86	71	887	940	1,576	1,638	1,460	1,557	1,783	1,461	1,383	1,218	1052
2月	412	147	122	34	43	105	88	74	1,025	1,067	1,691	1,813	1,668	1,676	1,931	1,817	1,853	1,370	1342
3月	400	131	159	50	36	110	87	104	1,077	1,132	1,750	1,875	1,850	1,847	2,037	1,949	1,761	1,548	1528
合 計	4,781	1,556	1,645	492	406	1,167	1,099	1,228	12,374	15,158	22,206	22,444	22,316	24,096	25,313	23,160	19,826	17,587	18,164
(参考: 月平均)	398	130	135	40	34	96	92	102	1,026										

【資料26】令和元年度プレスリリース実施一覧

1 本部で実施したもの

	リリース内容	リリース日
1	平成30年度日本司法支援センター業務実績について	平成31年4月10日
2	スタッフ弁護士経験交流会(7月26日開催)	令和元年7月19日
3	「令和元年台風第19号」に関する支援について	令和元年10月18日
4	概況報告及び法テラス弁護士(スタッフ弁護士)との懇談会のご案内	令和元年11月7日
5		令和元年11月21日
6	平成30年度版「法テラス白書」を発刊	令和元年12月2日

2 地事務所で実施したもの

	地方事務所名	回数	内容
1	埼玉地方事務所	1	法テラスの日について
2	千葉地方事務所	2	法テラスの日について、法教育について
3	茨城地方事務所	1	被災者相談について
4	群馬地方事務所	4	法テラスの日について、業務実績について、イベントについて、地方協議会について
5	静岡地方事務所	2	法テラスの日について、イベント(シンポジウム)について
6	山梨地方事務所	5	法テラスの日について、業務実績について、被災者相談について、法教育について
7	大阪地方事務所	2	法テラスの日等について
8	京都地方事務所	2	法テラスの日について、法教育について
9	兵庫地方事務所	2	法テラスの日について、イベント(シンポジウム)について
10	和歌山地方事務所	2	法テラスの日について、法教育について
11	岐阜地方事務所	1	地方協議会について
12	石川地方事務所	2	法教育について、イベント(相談会)について
13	広島地方事務所	1	法テラスの日について
14	山口地方事務所	2	法テラスの日について、地方協議会について
15	鳥取地方事務所	1	法テラスの日について
16	島根地方事務所	1	イベント(相談会)について
17	福岡地方事務所	2	法テラスの日について、業務実績について
18	佐賀法律事務所	1	法テラスの日について
19	大分地方事務所	2	法テラスの日について、被災者相談について
20	熊本地方事務所	1	法テラスの日について
21	沖縄地方事務所	1	法テラスの日について
22	福島地方事務所	3	法テラスの日について、法教育について、被災者相談について
23	山形地方事務所	2	法テラスの日について、法教育について
24	札幌地方事務所	2	法テラスの日について、法教育について
25	函館地方事務所	3	法テラスの日について、イベント(相談会)について
26	旭川地方事務所	1	業務実績について
27	釧路地方事務所	1	法テラスの日について
28	香川地方事務所	2	イベント(相談会)について
29	高知地方事務所	1	法テラスの日について
			合計回数：53回

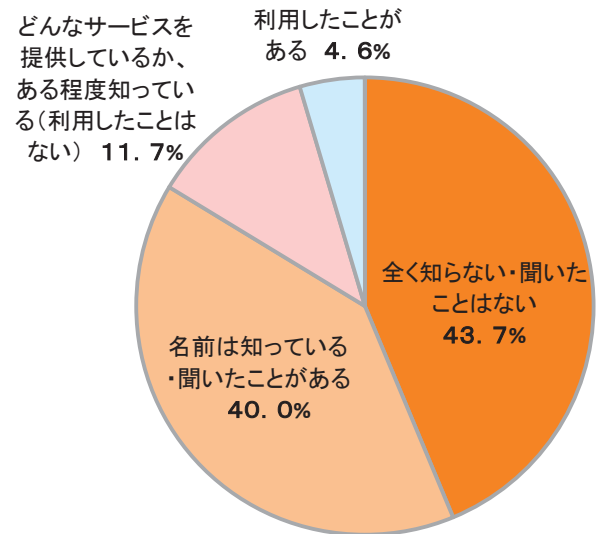
① 法テラスの認知度（サンプル数 4,500）

「名称認知度」56.3%

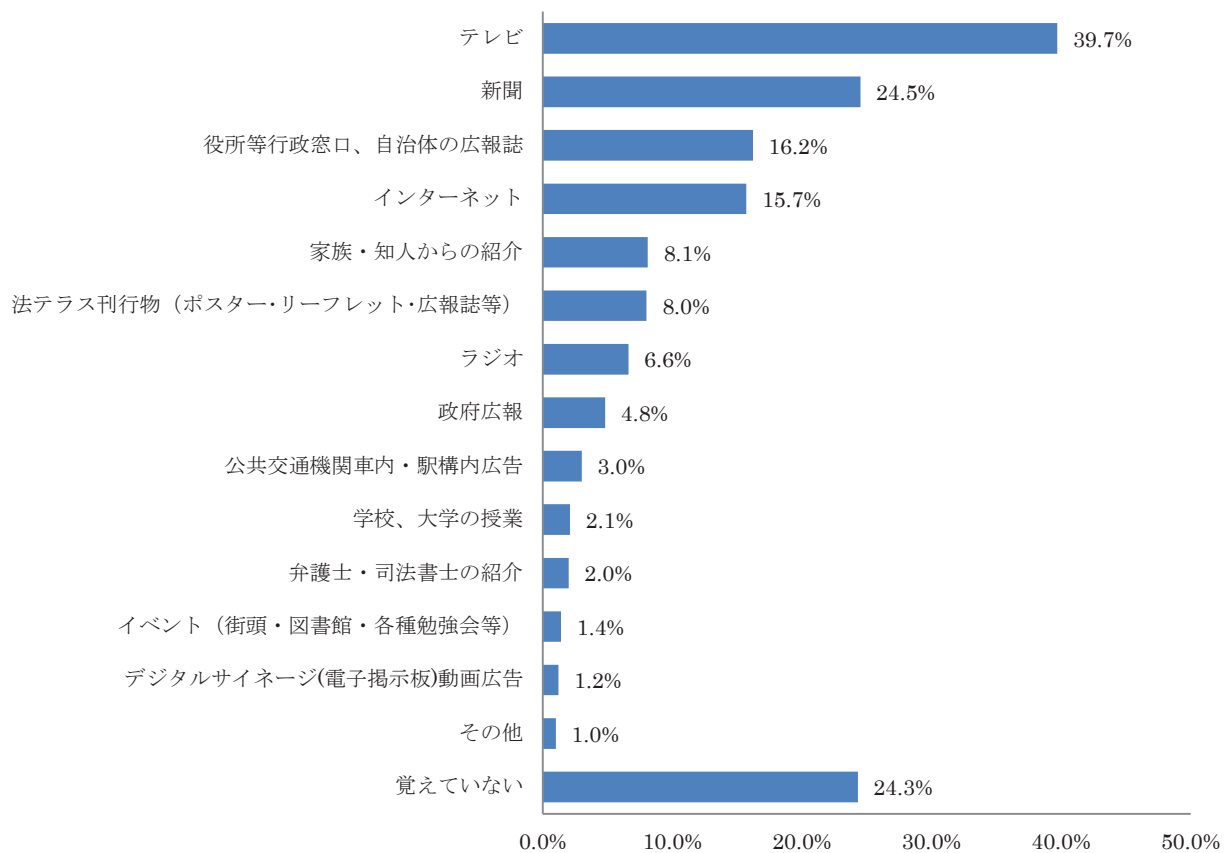
「法テラスを知らない」を除く回答割合

「業務認知度」16.3%

「どんなサービスを提供しているか、ある程度知っている（利用したことはない）」及び、「利用したことがある」を合計した回答割合



② 認知者の認知経路（サンプル数 4,500）※複数回答



【資料28】最近5年間の援助決定件数の推移

地方 事務所	援助開始件数						援助終結決定					
	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	前年度 比(倍)	平成 27年度	平成 28年度	平成 29年度	平成 30年度	令和 元年度	前年度 比(倍)
東京	16,643	16,977	17,012	16,769	15,267	0.91	15,407	16,400	17,515	16,927	13,486	0.80
神奈川	6,957	6,922	7,090	7,341	7,084	0.96	7,279	6,932	6,790	7,437	6,144	0.83
埼玉	5,052	4,936	4,939	5,556	5,503	0.99	4,553	5,088	4,482	5,601	4,794	0.86
千葉	3,784	3,904	4,349	4,580	4,350	0.95	4,024	3,467	3,779	4,301	3,759	0.87
茨城	1,380	1,557	1,684	1,713	1,634	0.95	1,318	1,404	1,594	1,504	1,408	0.94
栃木	1,115	1,102	1,227	1,118	1,260	1.13	1,173	1,077	1,088	1,039	1,086	1.05
群馬	1,317	1,301	1,274	1,233	1,254	1.02	1,317	1,239	1,250	1,197	1,031	0.86
静岡	2,191	2,341	2,399	2,338	2,336	1.00	2,383	2,343	2,355	2,514	2,149	0.85
山梨	541	552	542	600	607	1.01	557	645	524	556	515	0.93
長野	1,167	1,379	1,417	1,374	1,350	0.98	1,217	1,197	1,326	1,362	1,344	0.99
新潟	1,838	1,717	1,670	1,742	1,764	1.01	1,683	1,601	1,631	1,703	1,515	0.89
大阪	11,312	11,486	11,927	12,036	11,314	0.94	10,460	10,660	12,236	10,609	10,881	1.03
京都	2,577	2,355	2,485	2,572	2,694	1.05	2,451	2,504	2,462	2,629	2,539	0.97
兵庫	4,637	4,726	4,742	4,843	5,141	1.06	5,092	4,496	4,699	4,497	4,587	1.02
奈良	1,374	1,369	1,384	1,537	1,437	0.93	1,324	1,344	1,336	1,448	1,357	0.94
滋賀	1,008	1,012	1,028	1,097	1,023	0.93	971	981	1,071	1,012	961	0.95
和歌山	831	853	847	1,001	851	0.85	765	888	908	858	838	0.98
愛知	4,035	4,474	4,554	4,763	4,510	0.95	3,927	4,209	4,183	4,731	4,234	0.89
三重	878	796	859	893	915	1.02	929	824	856	853	733	0.86
岐阜	884	924	1,054	995	1,024	1.03	820	826	895	1,025	940	0.92
福井	558	566	562	575	652	1.13	578	544	565	566	471	0.83
石川	1,118	1,004	915	1,060	797	0.75	1,141	1,011	991	932	844	0.91
富山	485	493	600	556	580	1.04	481	497	619	539	569	1.06
広島	2,330	2,444	2,496	2,475	2,593	1.05	1,963	2,185	2,547	2,293	2,387	1.04
山口	914	914	956	1,009	914	0.91	886	826	910	985	935	0.95
岡山	1,376	1,381	1,519	1,452	1,467	1.01	1,272	1,340	1,417	1,479	1,406	0.95
鳥取	728	667	677	686	643	0.94	791	691	676	663	614	0.93
島根	575	555	642	644	628	0.98	547	495	598	681	609	0.89
福岡	6,731	6,424	6,891	6,511	6,529	1.00	6,523	6,269	6,724	6,318	5,980	0.95
佐賀	927	845	900	854	948	1.11	884	916	946	965	857	0.89
長崎	1,194	1,110	1,253	1,352	1,324	0.98	1,026	1,497	1,304	1,261	1,124	0.89
大分	1,022	1,006	1,074	1,127	1,157	1.03	1,084	996	936	1,098	1,050	0.96
熊本	1,899	1,463	1,749	1,649	1,528	0.93	2,003	1,534	1,684	1,773	1,411	0.80
鹿児島	1,768	1,619	1,764	1,680	1,566	0.93	1,517	1,838	1,628	1,594	1,280	0.80
宮崎	1,793	1,540	1,646	1,612	1,575	0.98	1,821	1,852	1,575	1,606	1,391	0.87
沖縄	1,452	1,439	1,549	1,522	1,540	1.01	1,490	1,305	1,443	1,667	1,540	0.92
宮城	2,872	2,986	3,429	2,908	2,701	0.93	2,700	2,857	3,198	2,861	2,145	0.75
福島	1,091	1,118	1,210	1,216	1,273	1.05	1,281	1,008	1,119	1,172	1,062	0.91
山形	1,436	1,076	1,180	1,089	1,165	1.07	1,505	1,113	1,195	1,172	1,013	0.86
岩手	1,156	1,184	1,263	1,347	1,260	0.94	1,209	1,155	1,222	1,312	1,153	0.88
秋田	991	959	943	884	892	1.01	917	815	952	943	899	0.95
青森	1,242	1,187	1,383	1,409	1,291	0.92	1,201	1,114	1,379	1,360	1,271	0.93
札幌	5,114	4,948	6,237	5,737	5,478	0.95	4,846	4,380	6,209	5,789	4,915	0.85
函館	818	856	911	954	866	0.91	806	805	855	924	839	0.91
旭川	936	873	1,015	1,019	1,098	1.08	862	924	963	1,030	887	0.86
釧路	1,188	1,162	1,221	1,204	1,012	0.84	1,128	1,084	1,237	1,340	985	0.74
香川	518	545	712	693	727	1.05	466	513	598	637	607	0.95
徳島	557	585	603	714	715	1.00	537	545	569	626	619	0.99
高知	607	647	735	730	706	0.97	583	585	677	650	662	1.02
愛媛	603	683	778	799	739	0.92	548	707	668	742	672	0.91
全国合計	113,520	112,962	119,296	119,568	115,682	0.97	110,246	109,526	116,384	116,781	104,498	0.89

27年度比 (倍)	-	1.00	1.05	1.05	1.02	-	-	0.99	1.06	1.06	0.95	-
--------------	---	------	------	------	------	---	---	------	------	------	------	---

注) 民事法律扶助及び震災法律援助の合計件数。

【資料29】国選弁護事件受理件数（被疑者）

地方 事務所	令和元年度												合計
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
東京	760	778	876	917	724	768	763	862	632	817	921	955	9,773
多摩	183	200	245	214	192	164	199	226	157	225	214	259	2,478
神奈川	195	226	262	250	191	251	274	311	137	245	238	218	2,798
川崎	43	59	62	42	48	56	63	77	49	49	61	72	681
小田原	29	35	49	46	43	44	51	56	39	46	41	48	527
埼玉	297	332	371	407	350	319	395	395	318	323	327	320	4,154
川越	70	72	92	92	75	55	94	80	56	75	66	78	905
千葉	239	288	353	336	290	304	333	335	214	285	297	257	3,531
松戸	61	70	84	60	70	62	62	76	35	54	67	59	760
茨城	137	167	166	128	132	142	169	170	127	161	130	140	1,769
栃木	91	125	109	125	99	105	122	121	79	96	101	88	1,261
群馬	135	162	149	161	134	135	112	142	120	109	111	115	1,585
静岡	58	63	69	63	69	57	64	66	54	62	65	53	743
沼津	87	83	82	96	64	78	86	78	54	44	57	44	853
浜松	69	83	65	81	66	60	68	73	50	61	55	72	803
山梨	35	58	50	50	37	43	53	45	31	41	35	37	515
長野	52	58	62	67	55	59	65	65	39	44	50	31	647
新潟	79	85	143	97	69	90	107	76	60	94	91	61	1,052
大阪	446	479	409	500	477	512	547	594	419	474	516	473	5,846
京都	117	149	158	134	111	127	134	134	92	134	149	136	1,575
兵庫	182	205	215	206	168	167	222	238	145	207	160	174	2,289
阪神	69	88	107	80	79	76	86	116	74	61	73	79	988
姫路	69	90	117	89	60	104	96	101	71	65	78	87	1,027
奈良	43	77	77	67	61	63	70	75	54	59	54	61	761
滋賀	66	68	103	64	45	72	78	74	49	69	86	49	823
和歌山	49	47	66	56	51	48	34	31	38	52	58	54	584
愛知	400	447	469	453	403	394	474	395	311	429	435	349	4,959
三河	115	159	133	167	134	141	136	135	82	124	165	123	1,614
三重	68	93	74	85	78	82	93	81	70	69	83	71	947
岐阜	84	117	108	96	95	78	80	135	76	88	79	86	1,122
福井	34	61	53	52	48	42	62	39	24	30	33	27	505
石川	46	57	67	67	44	58	104	67	42	48	51	59	710
富山	29	36	37	39	27	24	35	29	17	26	15	19	333
広島	147	158	181	197	145	142	170	172	116	167	167	142	1,904
山口	56	75	76	76	49	59	90	73	38	39	51	42	724
岡山	107	121	132	106	106	93	117	111	78	88	83	80	1,222
鳥取	15	12	22	29	27	18	40	36	18	18	33	25	293
島根	33	27	20	24	16	21	25	29	15	28	30	16	284
福岡	272	310	275	263	227	259	311	260	186	235	212	216	3,026
北九州	77	105	97	103	72	103	114	119	71	89	96	93	1,139
佐賀	26	23	32	40	42	30	25	37	27	22	30	21	355
長崎	33	44	39	60	41	53	58	49	42	31	39	32	521
大分	31	30	41	33	34	35	45	47	36	34	38	13	417
熊本	58	49	74	46	62	62	64	73	44	53	46	36	667
鹿児島	38	41	59	47	45	37	49	50	35	37	37	38	513
宮崎	38	46	30	41	37	38	54	46	32	49	58	39	508
沖縄	101	152	139	127	117	124	139	147	94	97	139	126	1,502
宮城	89	126	130	117	108	123	119	129	95	100	130	119	1,385
福島	65	69	95	94	65	85	80	105	89	73	75	67	962
山形	23	45	34	26	42	40	40	44	19	50	32	18	413
岩手	28	54	44	54	39	35	40	55	30	27	38	37	481
秋田	15	20	26	31	29	27	36	29	19	9	26	9	276
青森	39	34	38	46	45	41	40	38	29	26	32	18	426
札幌	99	143	133	151	122	141	122	144	83	104	123	108	1,473
函館	11	9	13	21	18	17	21	23	7	13	15	23	191
旭川	17	28	20	12	24	26	25	13	13	16	21	18	233
釧路	26	25	30	33	35	28	34	28	30	28	28	20	345
香川	48	72	59	68	59	55	78	70	64	54	87	58	772
徳島	32	33	21	37	31	34	25	22	16	24	30	13	318
高知	33	36	44	37	23	29	49	39	41	31	23	26	411
愛媛	42	63	77	56	30	25	14	44	29	27	31	28	466
合計	6,036	7,067	7,463	7,362	6,279	6,560	7,355	7,530	5,211	6,335	6,712	6,235	80,145

注）集計日（令和2年5月7日）時点の件数。

【資料30】国選弁護事件受理件数（被告人）

地方 事務所	令和元年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
東 京	857	627	614	800	772	530	699	719	768	640	615	812	8,453
多摩	95	81	87	116	77	72	85	75	104	79	81	98	1,050
神奈川	139	84	127	152	116	111	142	150	156	84	120	138	1,519
川崎	21	20	20	18	19	24	28	28	37	16	24	31	286
小田原	27	9	21	22	20	21	39	21	37	19	13	27	276
埼 玉	156	147	191	183	174	134	195	185	200	152	150	161	2,028
川越	42	20	28	33	27	24	31	39	29	46	25	39	383
千 葉	208	158	170	183	184	180	195	165	221	177	157	188	2,186
松戸	39	21	25	31	39	26	30	23	44	28	16	36	358
茨 城	113	83	109	100	59	86	102	120	133	105	79	83	1,172
栃 木	81	68	84	82	63	66	71	80	106	80	57	68	906
群 馬	75	51	59	79	65	47	66	55	86	48	51	65	747
静 岡	40	23	30	44	35	22	24	29	36	25	24	33	365
沼津	44	23	27	43	48	26	57	56	55	26	32	32	469
浜松	40	32	46	40	36	29	23	31	33	29	25	36	400
山 梨	42	39	37	43	43	31	62	35	72	39	19	37	499
長 野	48	37	41	61	40	34	52	40	74	37	44	58	566
新 潟	75	51	73	76	58	40	75	54	64	38	52	58	714
大 阪	549	366	390	490	418	389	453	480	514	407	369	475	5,300
京 都	103	74	98	94	68	60	79	66	68	55	67	81	913
兵 庫	108	79	125	107	86	86	110	129	97	76	79	99	1,181
阪神	50	26	37	49	35	31	46	55	62	31	32	45	499
姫路	58	35	52	61	32	43	55	65	51	40	43	37	572
奈 良	37	33	54	47	33	41	39	58	60	42	39	50	533
滋 賀	70	43	55	64	43	53	69	51	53	42	43	46	632
和歌山	31	25	35	34	30	32	37	20	41	26	28	33	372
愛 知	221	194	189	213	208	178	224	248	230	168	191	223	2,487
三河	64	46	53	54	57	36	58	54	64	44	49	79	658
三 重	64	36	63	55	70	52	80	54	89	43	60	62	728
岐 阜	63	61	71	74	82	59	63	73	91	48	42	77	804
福 井	22	14	25	19	12	16	19	25	18	18	18	16	222
石 川	33	25	31	36	30	29	31	45	41	38	24	44	407
富 山	23	18	20	24	28	14	34	14	18	22	6	17	238
広 島	115	63	117	102	90	64	94	88	106	75	83	84	1,081
山 口	53	36	58	50	40	40	54	58	50	54	36	41	570
岡 山	75	59	64	76	63	50	76	84	60	56	50	68	781
鳥 取	21	12	13	21	18	17	13	28	21	11	17	11	203
鳥 根	20	17	19	19	20	19	22	22	19	23	20	27	247
福 岡	195	163	152	180	177	155	185	174	205	168	137	175	2,066
北九州	69	53	58	79	49	46	65	56	92	58	69	59	753
佐 賀	27	16	25	24	23	17	24	30	27	11	25	25	274
長 崎	27	18	27	31	31	19	45	46	29	28	26	22	349
大 分	37	13	25	23	27	26	21	27	33	24	25	18	299
熊 本	54	33	49	51	36	44	45	53	57	44	37	36	539
鹿児島	26	16	39	34	31	25	32	31	42	38	20	26	360
宮 崎	35	26	18	21	31	26	36	38	41	25	29	28	354
沖 縄	84	67	72	86	67	53	61	94	89	90	57	89	909
宮 城	71	39	91	69	55	53	82	76	115	70	66	80	867
福 島	54	37	54	55	46	44	52	50	78	58	49	48	625
山 形	25	16	18	28	24	21	31	26	29	17	27	19	281
岩 手	31	25	29	34	24	20	30	22	45	18	18	31	327
秋 田	44	7	26	24	23	21	28	29	32	18	21	24	297
青 森	39	16	19	23	27	27	35	21	25	21	24	10	287
札 幌	115	73	92	110	106	93	107	123	112	106	94	98	1,229
函 館	15	7	6	15	10	7	10	13	5	12	5	16	121
旭 川	14	10	23	12	14	8	22	14	13	13	13	15	171
釧 路	19	13	21	14	27	19	22	20	32	22	26	18	253
香 川	81	43	52	63	50	51	61	64	75	69	61	76	746
徳 島	29	10	28	16	28	17	19	17	29	19	24	21	257
高 知	23	22	24	35	30	24	33	34	33	18	27	28	331
愛 媛	68	46	43	54	35	23	29	31	55	48	39	39	510
合 計	5,104	3,605	4,349	4,876	4,309	3,651	4,707	4,711	5,301	3,982	3,799	4,616	53,010

注) 被告人の件数は、裁判所から被告人国選の指名通知依頼を「受理」した件数だけでなく、被疑者国選を受任した弁護士が被告人国選まで継続受任した件数も含んでいる。なお、被疑者から継続受任の場合は、被告人国選事件終了後に当該弁護士から報告を得て、遡ってデータを登録する場合があるため、後日、件数が増加することとなる。従って上記は集計日（令和2年5月7日）時点の件数である。

【資料31】令和元年度常勤弁護士就職説明会等実施状況

日本弁護士連合会、各弁護士会等における日本司法支援センター説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
1	平成31年4月	愛知県	司法修習生	15名
2	4月	東京都	大学生等	約200名
3	令和元年5月	東京都	法科大学院生	50名
4	5月	東京都	法科大学院生等	約20名
5	5月	東京都	法科大学院生等	20名
6	5月	京都府	法科大学院生等	40名
7	6月	東京都	法科大学院生	約10名
8	6月	東京都	法科大学院生	7名
9	6月	東京都	法科大学院生	約10名
10	6月	東京都	大学生	80名
11	6月	千葉県	法科大学院生	9名
12	6月	広島県	法科大学院生	4名
13	6月	東京都	法科大学院生	約30名
14	6月	東京都	法科大学院生等	3名
15	6月	北海道	法科大学院生	5名
16	6月	京都府	法科大学院生	6名
17	6月	福岡県	法科大学院生	7名
18	6月	宮城県	大学生等	約30名
19	7月	東京都	法科大学院生等	6名
20	7月	宮城県	法科大学院生等	3名
21	7月	大阪府	法科大学院生等	6名
22	7月	東京都	法科大学院生	3名
23	9月	東京都	司法試験合格者	6名
24	10月	東京都	司法試験合格者	約30名
25	10月	東京都	司法試験合格者	67名
26	10月	大阪府	大学生等	40名
27	10月	大阪府	司法試験合格者	100名
28	11月	東京都	司法試験合格者	250名
29	11月	京都府	大学生等	62名
30	11月	東京都	法科大学院生	約30名
31	11月	熊本県	司法試験合格者	7名
32	11月	東京都	法科大学院生等	5名
33	12月	東京都	大学生	約150名
34	12月	東京都	大学生	約150名
35	12月	東京都	大学生	約350名
36	12月	東京都	大学生	約120名
37	12月	東京都	大学生	約150名
38	12月	東京都	法科大学院生等	19名
39	12月	東京都	法科大学院生	9名
40	12月	福岡県	大学生等	30名
41	12月	鹿児島県	大学生	約20名
42	12月	東京都	大学生	150名
43	12月	広島県	大学生等	約60名
44	令和2年1月	北海道	司法修習生	6名
45	1月	宮城県	司法修習生	
46	1月	東京都	法科大学院生等	20名
47	2月	群馬県	司法修習生	10名
48	2月	広島県	司法修習生	約30名
49	2月	岡山県	大学生等	約30名

日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会				
	実施時期	実施場所	対象者	参加者数(※)
50	令和元年7月	東京都	司法試験受験生	36名
51	7月	大阪府	司法試験受験生	8名
52	9月	東京都	司法試験合格者	36名
53	10月	大阪府	司法試験合格者	11名
54	11月	大阪府	司法試験合格者	6名
55	11月	東京都	司法試験合格者	12名
56	12月	埼玉県(和光市)	司法修習生	28名
57	令和2年2月	大阪府	司法修習生	4名
58	2月	福岡県	司法修習生	1名
59	2月	東京都	司法修習生	4名

※ 日本司法支援センターによる常勤弁護士就職説明会は、ほかに、常勤弁護士が配置されている各日本司法支援センター法律事務所等でも、随時実施している。

※ 参加者数については、概数である。

【資料32】令和元年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数
1	法テラス大規模型事務所修習	東京地方事務所	令和元年9月9日～9月13日	2名
2			令和元年10月7日～10月11日	5名
3		大阪地方事務所	令和元年9月9日～9月13日	2名
4			令和元年10月7日～10月11日	3名
5	法テラス中規模型事務所修習	千葉地方事務所	令和元年8月19日～8月30日	1名
6			令和元年10月7日～10月18日	1名
7		埼玉地方事務所	令和元年9月17日～9月20日	1名
8		静岡地方事務所	令和元年9月9日～9月13日	1名
9		福岡地方事務所 福岡地方事務所北九州支部	令和元年9月2日～9月13日	1名
10			令和元年10月7日～10月18日	2名
11	法テラス小規模型事務所修習	栃木地方事務所	令和元年10月7日～10月11日	1名
12		静岡地方事務所沼津支部	令和元年10月7日～10月11日	1名
13		静岡地方事務所浜松支部	令和元年9月9日～9月13日	1名
14		兵庫地方事務所阪神支部	令和元年10月7日～10月11日	1名
15		奈良地方事務所	令和元年9月20日～9月27日	4名
16			令和元年10月7日～10月11日	3名
17		滋賀地方事務所	令和元年10月21日～10月25日	1名
18		三重地方事務所	令和元年10月21日～10月25日	1名
19		岐阜地方事務所	令和元年8月26日～8月30日	1名
20			令和元年10月7日～10月11日	1名
21		山口地方事務所	令和元年9月9日～9月13日	1名
22			令和元年10月21日～10月25日	1名
23		熊本地方事務所	令和元年9月9日～9月13日	1名
24		沖縄地方事務所	令和元年10月7日～10月11日	2名
25		秋田地方事務所	令和元年10月2日～10月8日	1名
26		青森地方事務所	令和元年10月28日～11月1日	1名
27		函館地方事務所	令和元年8月26日～8月30日	1名
28			令和元年10月7日～10月11日	1名
29		旭川地方事務所	令和元年8月26日～8月30日	1名
30			令和元年9月2日～9月6日	4名
31			令和元年10月7日～10月11日	2名
32			令和元年10月15日～10月18日	2名
33		釧路地方事務所	令和元年8月26日～8月30日	1名
34			令和元年10月7日～10月11日	2名

【資料32】令和元年度司法研修所選択型実務修習受入状況

番号	修習タイプ名	受入先事務所	受入時期	受入人数
35		香川地方事務所	令和元年9月9日～9月20日	1名
36			令和元年10月7日～10月18日	1名
37		徳島地方事務所	令和元年10月21日～10月25日	1名
38		高知地方事務所	令和元年9月2日～9月6日	1名
39	法テラス過疎地域型修習	秩父地域事務所	令和元年8月19日～9月6日	2名
40			令和元年10月7日～10月25日	2名
41		佐渡地域事務所	令和元年9月9日～9月13日	1名
42			令和元年10月7日～10月11日	1名
43		魚津地域事務所	令和元年9月2日～9月6日	1名
44		倉吉地域事務所	令和元年11月11日～11月15日	1名
45		浜田地域事務所	令和元年8月26日～8月30日	1名
46			令和元年10月7日～10月11日	1名
47		五島地域事務所	令和元年9月9日～9月13日	2名
48			令和元年10月21日～10月25日	1名
49		対馬地域事務所	令和元年9月2日～9月13日	1名
50			令和元年10月7日～10月18日	1名
51		平戸地域事務所	令和元年10月21日～10月25日	1名
52		雲仙地域事務所	令和元年8月26日～9月6日	1名
53		延岡地域事務所	令和元年9月2日～9月6日	2名
54		宮古島地域事務所	令和元年9月9日～9月20日	1名
55			令和元年10月7日～10月18日	1名
56		宮古地域事務所	令和元年10月7日～10月11日	2名
57		鹿角地域事務所	令和元年9月2日～9月6日	2名
58			令和元年10月7日～10月11日	2名
59		江差地域事務所	令和元年8月26日～9月6日	2名
60		八雲地域事務所	令和元年9月9日～9月13日	1名
61		須崎地域事務所	令和元年8月26日～8月30日	1名
62			令和元年10月7日～10月11日	2名
63		安芸地域事務所	令和元年9月9日～9月13日	1名
64		中村地域事務所	令和元年8月19日～8月23日	2名
65	法テラス扶助・国選型事務所修習	佐世保地域事務所	令和元年10月21日～11月1日	1名

【資料33】令和元年度法科大学院エクスターンシップ実習受入状況

番号	大学院名	受入先法律事務所	受入時期	受入人数
1	慶應義塾大学法科大学院	東京法律事務所	令和元年8月19日～8月23日	1名
2		埼玉法律事務所	令和元年8月5日～8月9日	1名
3			令和元年9月2日～9月6日	1名
4	早稲田大学法科大学院	対馬法律事務所	令和元年8月4日～8月16日	1名
5		雲仙法律事務所	令和元年8月5日～8月16日	1名
6		東京法律事務所	令和元年8月19日～8月23日	1名
7	一橋大学法科大学院	多摩法律事務所	令和元年8月26日～8月30日	1名
8			令和元年9月2日～9月6日	1名
9			令和元年9月9日～9月13日	1名
10		熊谷法律事務所	令和元年8月19日～8月23日	1名
11		茨城法律事務所	令和元年8月19日～8月30日	1名
12		愛知法律事務所	令和元年9月9日～9月13日	1名
13	大阪大学法科大学院	滋賀法律事務所	令和元年9月2日～9月13日	1名
14	甲南大学法科大学院	阪神法律事務所	令和元年9月2日～9月6日	1名
15	専修大学法科大学院	東京法律事務所	令和元年8月26日～8月30日	1名
16	学習院大学法科大学院	千葉法律事務所	令和元年8月26日～9月6日	1名
17	法政大学法科大学院	千葉法律事務所	令和元年8月30日～9月13日	1名
18	北海道大学法科大学院	宮古法律事務所	令和元年8月26日～8月30日	1名
19		旭川法律事務所	令和元年9月17日～9月20日	1名
20	九州大学法科大学院	福岡法律事務所	令和元年9月9日～9月13日	1名
21	琉球大学法科大学院	沖縄法律事務所	令和元年9月2日～9月6日	1名

【資料34】 犯罪被害者支援の経験や理解のある弁護士数の推移

(単位:人)

	平成18年 10月2日	平成21年 4月1日	平成22年 4月1日	平成23年 4月1日	平成24年 4月1日	平成25年 4月1日	平成26年 4月1日	平成27年 4月1日	平成28年 4月1日	平成29年 4月1日	平成30年 4月1日	平成31年 4月1日	令和2年 4月1日	令和2年4月1日		
														合計	男	女
東京	237	229	269	321	335	228	208	272	322	370	372	379	385	385	285	100
神奈川	26	25	49	78	79	148	145	156	201	204	210	213	211	211	145	66
埼玉	19	28	30	34	34	35	36	37	38	41	41	41	43	43	32	11
千葉	23	43	43	56	102	92	111	145	86	85	93	85	80	80	61	19
茨城	22	31	39	43	49	54	55	64	77	78	77	77	75	75	58	17
栃木	15	22	22	31	40	42	51	99	62	62	59	58	57	57	46	11
群馬	16	25	25	25	25	25	45	47	47	47	43	43	43	43	38	5
静岡	9	34	34	38	52	77	76	93	103	103	68	74	79	79	58	21
山梨	14	15	15	14	27	32	38	37	36	36	37	35	35	35	27	8
長野	38	42	76	76	75	75	75	75	152	152	152	163	159	159	128	31
新潟	17	33	33	47	51	55	56	63	72	72	78	78	88	88	69	19
大阪	68	93	90	91	97	96	102	53	152	219	219	210	222	222	165	57
京都	29	51	84	94	104	107	108	102	150	164	194	202	209	209	152	57
兵庫	41	59	64	63	66	65	65	87	100	110	108	107	126	126	100	26
奈良	7	11	20	21	21	44	46	46	33	36	40	43	30	30	21	9
滋賀	10	10	10	10	17	18	19	19	22	22	22	33	33	33	21	12
和歌山	23	28	28	29	36	35	34	33	33	41	32	32	42	42	31	11
愛知	37	60	71	81	106	107	115	134	139	143	149	150	156	156	114	42
三重	18	32	32	31	31	31	30	30	57	57	42	41	41	41	30	11
岐阜	12	17	21	22	36	39	39	41	40	42	41	40	40	40	29	11
福井	12	22	21	23	33	35	36	38	43	42	43	43	45	45	35	10
石川	27	28	28	27	32	40	40	43	44	46	58	55	42	42	32	10
富山	11	11	11	11	11	11	16	17	22	22	22	29	30	30	25	5
広島	10	10	11	12	22	19	28	37	41	42	44	44	45	45	27	18
山口	18	16	16	16	16	16	30	29	29	42	56	53	36	36	31	5
岡山	21	29	29	27	42	41	50	58	68	33	35	35	36	36	27	9
鳥取	12	11	11	10	21	21	24	23	23	23	23	23	23	23	19	4
島根	1	14	13	16	17	20	23	28	28	27	21	23	24	24	15	9
福岡	70	149	177	187	196	217	226	223	248	258	245	251	270	270	211	59
佐賀	13	28	30	32	27	27	39	40	40	48	50	52	51	51	39	12
長崎	12	15	15	24	28	34	40	46	58	59	57	57	57	57	42	15
大分	6	14	30	42	49	51	53	60	61	65	65	61	62	62	47	15
熊本	14	14	18	26	27	25	25	29	35	35	39	40	41	41	29	12
鹿児島	28	29	29	27	28	30	43	43	51	52	52	50	46	46	40	6
宮崎	16	19	19	19	27	28	28	32	31	32	35	35	29	29	24	5
沖縄	13	12	11	11	11	11	35	34	43	42	62	62	63	63	51	12
宮城	16	20	19	24	31	31	65	71	77	75	84	43	55	55	41	14
福島	1	21	21	27	35	25	24	30	37	42	47	48	47	47	34	13
山形	20	20	20	19	30	31	29	47	54	54	64	56	61	61	53	8
岩手	7	28	28	27	26	24	24	26	27	27	28	28	25	25	22	3
秋田	24	32	33	32	32	38	38	39	39	40	39	39	37	37	31	6
青森	4	4	20	21	22	21	24	29	26	45	39	27	26	26	21	5
札幌	29	28	41	44	81	91	105	121	142	166	186	204	217	217	172	45
函館	13	14	13	12	16	18	27	30	29	28	34	34	35	35	27	8
旭川	4	5	6	5	7	16	14	13	13	14	14	14	14	14	10	4
釧路	8	17	17	17	19	19	22	23	23	33	35	35	32	32	27	5
香川	10	23	37	26	28	31	41	43	53	51	46	41	39	39	29	10
徳島	15	23	23	23	36	35	48	46	53	52	46	43	42	42	36	6
高知	7	11	18	17	12	20	22	26	33	33	30	36	33	33	25	8
愛媛	12	15	19	19	19	23	32	51	48	51	60	58	64	64	53	11
合計	1,135	1,570	1,839	2,028	2,364	2,454	2,705	3,008	3,441	3,663	3,736	3,723	3,781	3,781	2,885	896
前年比	—	138.3%	117.1%	110.3%	116.6%	103.8%	110.2%	111.2%	114.4%	106.5%	102.0%	99.7%	101.6%			

【資料35】 被害者参加弁護士契約弁護士数の推移

(単位:人)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年	令和2年	令和2年4月1日		
	12月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	4月1日	合計	男	女
東京	175	181	237	283	335	363	399	451	494	552	673	708	752	752	554	198
神奈川	54	67	84	106	128	149	163	197	219	234	245	251	261	261	174	87
埼玉	19	31	43	52	59	54	56	66	68	71	79	83	89	89	62	27
千葉	64	78	79	76	114	161	179	226	238	240	252	258	252	252	202	50
茨城	23	34	46	52	76	82	111	111	114	131	140	142	144	144	116	28
栃木	10	19	22	40	56	64	68	92	80	74	84	80	82	82	64	18
群馬	38	38	39	40	51	52	77	74	74	71	68	76	75	75	61	14
静岡	34	36	37	38	43	44	48	77	101	91	104	114	114	114	90	24
山梨	16	18	19	18	28	34	34	38	39	40	41	42	43	43	36	7
長野	70	51	61	78	92	92	119	127	135	117	121	144	145	145	109	36
新潟	30	33	45	56	69	83	83	83	107	113	114	119	120	120	95	25
大阪	77	85	107	125	132	134	137	150	168	199	215	229	276	276	199	77
京都	19	50	62	57	91	122	141	137	165	178	173	169	186	186	137	49
兵庫	39	41	50	58	64	82	84	103	113	127	136	157	156	156	120	36
奈良	13	16	43	45	52	37	42	42	31	34	76	79	80	80	67	13
滋賀	18	19	19	20	27	30	30	32	36	37	37	38	43	43	32	11
和歌山	26	26	26	28	35	34	33	33	33	41	35	34	56	56	44	12
愛知	76	77	79	79	110	117	122	140	144	152	161	187	183	183	128	55
三重	24	27	32	38	38	44	50	50	57	59	58	56	57	57	45	12
岐阜	16	16	19	20	27	32	31	33	33	35	35	34	37	37	27	10
福井	16	18	20	26	29	37	42	47	48	49	54	58	59	59	49	10
石川	16	16	30	30	38	39	50	54	53	52	63	59	58	58	45	13
富山	15	16	17	17	19	19	20	21	27	27	35	35	36	36	31	5
広島	19	44	52	58	88	91	112	129	138	145	144	152	154	154	115	39
山口	13	42	46	55	57	66	65	82	89	95	102	103	99	99	84	15
岡山	19	22	22	23	38	44	53	64	78	72	74	77	77	77	58	19
鳥取	26	23	23	21	23	23	33	43	42	42	36	36	39	39	30	9
島根	12	18	20	23	27	29	29	33	41	42	35	39	42	42	28	14
福岡	55	102	138	156	164	191	199	215	246	263	268	279	301	301	231	70
佐賀	29	29	30	37	37	50	58	60	59	71	64	70	71	71	59	12
長崎	49	59	58	60	68	71	75	81	79	81	85	90	89	89	75	14
大分	26	30	39	49	58	58	60	71	75	80	80	75	73	73	56	17
熊本	59	70	86	100	103	115	131	135	132	139	135	136	130	130	103	27
鹿児島	35	33	39	30	36	33	34	42	49	55	55	55	54	54	46	8
宮崎	34	47	52	53	84	81	82	87	90	96	98	97	92	92	79	13
沖縄	22	27	26	27	29	30	40	42	55	50	53	52	53	53	43	10
宮城	11	25	25	35	43	44	74	77	83	81	98	100	100	100	81	19
福島	16	19	22	23	23	26	32	39	45	50	54	56	54	54	41	13
山形	24	26	26	32	36	37	39	46	43	52	52	55	56	56	47	9
岩手	25	27	28	25	25	36	36	34	34	32	34	36	37	37	34	3
秋田	13	13	15	14	18	25	26	27	27	26	28	27	26	26	21	5
青森	2	4	20	16	24	24	34	26	26	27	27	27	27	27	23	4
札幌	51	52	72	72	102	110	126	141	160	183	204	219	235	235	187	48
函館	10	11	15	16	20	26	27	30	32	34	34	34	35	35	31	4
旭川	15	20	24	28	38	43	43	48	54	59	57	53	57	57	47	10
釧路	7	19	24	28	34	39	39	40	45	45	48	50	51	51	45	6
香川	19	17	19	26	28	29	28	28	24	36	36	37	38	38	30	8
徳島	31	29	28	29	47	46	43	49	52	52	53	50	50	50	43	7
高知	10	12	19	23	20	31	32	38	39	38	39	45	48	48	39	9
愛媛	27	31	35	35	31	32	31	31	35	39	46	48	48	48	38	10
合計	1,547	1,844	2,219	2,476	3,014	3,335	3,700	4,122	4,449	4,709	5,038	5,250	5,440	5,440	4,201	1,239
前年比	—	119.2%	120.3%	111.6%	121.7%	110.7%	110.9%	111.4%	107.9%	105.8%	107.0%	104.2%	103.6%			

【資料36】令和元年度常勤弁護士研修実施状況

1 本部集合研修

(1) 養成中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和2年1月16日～17日	【常勤弁護士新任業務研修】 法テラス概論、法テラスの業務上の各種手続き・注意事項、扶助・国選・受託業務の手続き、裁判員裁判弁護技術研究室・常勤弁護士業務支援室について、ビジネスマナー・傾聴スキル講習、先輩常勤弁護士からのアドバイス 等
① 令和元年8月29日～30日 ② 令和2年2月13日～14日	【定期業務研修】 刑事演習、民事演習、先輩弁護士の体験談・質疑応答、裁判官の立場から見た弁護活動、弁護士倫理、情報交換会 等
令和元年11月14日～15日	【常勤弁護士赴任前研修】 扶助・国選・有償事件の手続、各種規程と手続について、後見業務研修、マネジメント講習（法律事務所のマネジメント～法律事務所職員との関わり方）、赴任手続 等

(2) 赴任中の常勤弁護士に対する研修

実施日	講義・演習内容
令和元年10月24日～25日	【赴任2年目業務研修】 民事（労働）演習、刑事演習、プレゼンテーション演習 等
令和元年9月11日～12日	【パーソナリティ障害対応研修】 精神的問題を抱える当事者への対応、援助関係における困難について一精神分析と精神医学の視点、模擬相談、事例検討会、質疑応答 等
令和元年5月23日	【考課者研修】 マネジメント研修（管理者としての目標設定、面談ロールプレイング、期待行動基準の作成 等）
下記2参照	【実務トレーニー・実務トレーナー研修】 司法ソーシャルワークについて経験が浅い常勤弁護士（実務トレーニー：被指導弁護士）を、経験の深い常勤弁護士（実務トレーナー：指導弁護士）の法律事務所に派遣し、司法ソーシャルワーク業務の現場でのノウハウの習得させることを目的とする研修

(3) 裁判員裁判に関する研修

実施日	講義・演習内容
① 令和元年7月25日 ② 令和元年11月29日	【裁判員裁判事例研究研修】 動機・経緯の立証、不遇な成育歴についての証拠収集・主張立証、精神障害の影響と行為責任、量刑事情（犯情）についての主張・立証、公判前整理手続における量刑に関する争点整理、被告人が無罪主張している場合の量刑弁護 等
令和元年9月27日	【裁判員裁判専門研修】 公判前整理手続における予定主張明示、量刑弁護 等

(4) その他の業務研修

実施日	講義・演習内容
下記3参照	【ブロック別研修】 各ブロックにおいて講義・講演内容を策定
令和元年7月26日	【全国経験者交流会】 全国各地に赴任している常勤弁護士が各地での活動を報告し、現制度の在り方や問題点、今後の課題等について議論を深める

2 実務トレーニー・実務トレーナー研修

実施日	実務トレーニー(修習期)	受入事務所(実務トレーナー)
① 令和元年6月24日～7月5日	佐々木 美智 70	奈良法律事務所

3 ブロック別研修

(1) 各ブロックの構成

- ① 関東Aブロック: 埼玉・茨城・栃木・群馬・新潟
 - ② 関東Bブロック: 東京・千葉・静岡・長野
 - ③ 近畿ブロック: 大阪・京都・兵庫・奈良・滋賀・和歌山
 - ④ 中部ブロック: 愛知・三重・岐阜・福井・富山
 - ⑤ 中国ブロック: 広島・山口・鳥取・島根
 - ⑥ 九州ブロック: 福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・宮崎・沖縄
 - ⑦ 東北ブロック: 福島・岩手・秋田・青森
 - ⑧ 北海道ブロック: 函館・旭川・釧路
 - ⑨ 四国ブロック: 香川・徳島・高知・愛媛
- ※ 常勤弁護士を配置していない事務所は記載していない。

(2) 各ブロックにおける研修内容等

関東Aブロック

実施日	講義・演習内容
令和元年5月17日	外国人問題をテーマとして、外国人案件の対応力向上のための講義、通訳人の講義、困難事例についての意見交換会等を実施(関東Bブロックと合同開催)

関東Bブロック

実施日	講義・演習内容
① 令和元年5月17日	外国人問題をテーマとして、外国人案件の対応力向上のための講義、通訳人の講義、困難事例についての意見交換会等を実施(関東Aブロックと合同開催)
② 令和元年10月18日	元常勤弁護士、社会福祉士による司法ソーシャルワーク推進のための関連機関との連携強化についての講義、困難事例の検討会を実施

近畿ブロック

実施日	講義・演習内容
令和元年7月4日～5日	母子家庭・子ども・生活困窮者らを取りまく法律問題に関し、各支援機関の専門職員の講演や意見交換、関係施設の見学を実施（中国ブロックと合同開催）

中部ブロック

実施日	講義・演習内容
令和元年10月30日～31日	法テラス法律事務所における成年後見等の処理についての報告、福祉専門職と司法ソーシャルワークについての意見交換、外国人否認事件（裁判員裁判）の報告・検討、法律事務所の運営・取組についての意見交換

中国ブロック

実施日	講義・演習内容
令和元年7月4日～5日	母子家庭・子ども・生活困窮者らを取りまく法律問題に関し、各支援機関の専門職員の講演や意見交換、関係施設の見学を実施（近畿ブロックと合同開催）

九州ブロック

実施日	講義・演習内容
令和元年5月17日～18日	法テラス宮崎地方事務所の司法ソーシャルワーク活動の報告、成年後見支援センターの設立運営及び市民後見人の養成についての講義、各常勤弁護士からの事例報告、検討を実施

北海道・東北ブロック合同

実施日	講義・演習内容
① 令和元年5月31日～6月1日	刑務所施設見学による施設職員との意見交換、我が国の矯正の基礎知識の習得、被収容者の権利保護のため講義、各常勤弁護士において取り組んでいる業務の報告等を実施
② 令和元年11月22日～23日	元常勤弁護士による被災地で求められる弁護士の役割、業務遂行方法についての講義、宮古市田老地区の津波遺構施設の見学等実施

四国ブロック

実施日	講義・演習内容
令和元年6月14日～15日	強制入院と司法アクセスについての意見交換会、国際人権法から見た日本の精神医療についての講義、民事事件、刑事事件等の活動報告・意見交換を実施

【資料37】令和元年度地方協議会開催一覧

	地方事務所名	開催日時	開催規模 (名数)	開催地 (市町村名)	会議の主なテーマ								その他
					特定援助対象者法律 援助について	DV等被害者 法律相談援助について	自然災害対 応について	高齢者・障害 者対策につ いて	外国人対応 について	司法ソーシャ ルワークにつ いて	常勤弁護士の活動報告 について		
1	東京地方事務所	令和2年2月12日	25名	新宿区	○		○	○	○	○	○		
2	神奈川地方事務所	令和2年1月27日	57名	横浜市					○				
3	神奈川地方事務所 (小田原支部)	令和元年11月1日	81名	小田原市	○		○	○		○			
4	埼玉地方事務所	令和元年11月11日	298名	さいたま市	○	○	○	○		○			
5	秋父地域事務所	令和元年10月21日	75名	秋父市	○	○	○	○		○	○		
6	千葉地方事務所	令和元年10月9日	28名	鯉子市	○	○							
7	千葉地方事務所	令和2年1月16日	11名	印西市	○	○							
8	茨城地方事務所	令和元年10月18日	154名	水戸市			○	○		○			
9	栃木地方事務所	令和2年2月21日	16名	宇都宮市					○		○		
10	群馬地方事務所	令和元年10月18日	21名	藤岡市				○		○			
11	群馬地方事務所	令和元年10月30日	21名	みなかみ町				○		○			
12	群馬地方事務所	令和元年11月7日	34名	桐生市				○		○			
13	群馬地方事務所	令和元年11月15日	34名	伊勢崎市				○		○			
14	群馬地方事務所	令和元年12月16日	49名	前橋市		○			○	○			
15	静岡地方事務所	令和元年11月21日	69名	静岡市						○	○	女性・子どもへの支援と司法の連携について	
16	静岡地方事務所 (沼津支部)	令和元年11月25日	32名	沼津市				○		○	○	成年後見制度利用促進法の実現に向けて	
17	静岡地方事務所 (浜松支部)	令和元年12月2日	77名	浜松市	○	○		○		○	○	刑事事件における入口支援について	
18	静岡地方事務所 (下田地域事務所)	令和2年2月13日	19名	下田市				○		○	○		
19	山梨地方事務所	令和元年5月17日	80名	甲府市	○			○		○			
20	山梨地方事務所	令和元年9月11日	50名	甲府市	○					○		生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携について	
21	山梨地方事務所	令和2年2月19日	42名	甲府市	○			○		○		生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関との連携について	
22	長野地方事務所	令和元年11月12日	6名	飯山市	○		○	○					
23	新潟地方事務所	令和元年7月25日	30名	見附市				○		○			
24	新潟地方事務所	令和2年1月14日	20名	加茂市				○		○			
25	大阪地方事務所	令和元年11月27日	62名	大阪市	○								
26	京都地方事務所	令和元年11月6日	22名	舞鶴市	○					○			
27	兵庫地方事務所	令和元年11月27日	175名	神戸市	○			○		○			

【資料37】令和元年度地方協議会開催一覧

	地方事務所名	開催日時	開催規模 (名数)	開催地 (市町村名)	会議の主なテーマ							その他
					特定援助対象者法律援助について	DV等被害者法律相談援助について	自然災害対応について	高齢者・障害者対策について	外国人対応について	司法ソーシャルワークについて	常勤弁護士の活動報告について	
28	奈良地方事務所	令和2年2月10日	52名	奈良市				○			○	成年後見制度について
29	滋賀地方事務所	令和元年11月29日	31名	大津市	○	○				○	○	
30	和歌山地方事務所	令和元年11月26日	15名	田辺市	○							
31	和歌山地方事務所	令和元年2月28日	－	－								新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催中止
32	愛知地方事務所 三河支部	令和元年11月29日	26名	岡崎市				○				相続法改正について
33	愛知地方事務所	令和2年2月20日	29名	名古屋市						○		
34	三重地方事務所	令和2年1月30日	20名	松阪市	○	○		○		○	○	
35	岐阜地方事務所	令和元年11月5日	43名	下呂市	○			○		○	○	
36	福井地方事務所	令和元年11月14日	8名	大野市	○							
37	石川地方事務所	令和元年11月13日	21名	白山市	○	○		○		○		
38	石川地方事務所	令和元年11月20日	19名	輪島市	○	○		○		○		
39	富山地方事務所	令和元年11月25日	45名	富山市	○			○				
40	広島地方事務所	令和元年11月13日	44名	広島市								自立支援機関との連携について
41	山口地方事務所	令和元年11月8日	40名	山口市	○	○		○		○		消費者契約法を中心とした法律講座
42	岡山地方事務所	令和元年12月24日	12名	岡山市								ギャンブル依存症に関する支援について
43	鳥取地方事務所	令和元年11月22日	29名	倉吉市	○	○				○	○	
44	島根地方事務所	令和元年7月1日	44名	松江市	○							
45	島根地方事務所	令和元年10月21日	13名	隠岐郡	○					○	○	
46	福岡地方事務所	令和元年11月26日	58名	福岡市						○		
47	福岡地方事務所 北九州支部	令和元年11月25日	27名	北九州市						○		生活保護担当者に向けた講義
48	福岡地方事務所 北九州支部	令和2年3月4日	－	－								新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催中止
49	佐賀地方事務所	令和2年1月21日	16名	佐賀市				○		○		
50	長崎地方事務所	令和元年10月11日	58名	五島氏	○			○		○	○	成年後見制度について
51	大分地方事務所	令和元年11月19日	18名	日田市	○	○		○		○		
52	熊本地方事務所	令和2年3月5日	－	－								新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催中止
53	鹿児島地方事務所	令和2年2月28日	47名	鹿児島市	○	○		○		○	○	
54	鹿児島地方事務所 (徳之島地域事務所)	令和元年12月11日	13名	徳之島							○	

【資料37】令和元年度地方協議会開催一覧

	地方事務所名	開催日時	開催規模 (名数)	開催地 (市町村名)	会議の主なテーマ								その他
					特定援助対象者法律援助について	DV等被害者法律相談援助について	自然災害対応について	高齢者・障害者対策について	外国人対応について	司法ソーシャルワークについて	常勤弁護士の活動報告について		
55	宮崎地方事務所	平成31年4月18日	12名	西臼杵郡	○			○		○	○		
56	宮崎地方事務所	令和2年1月24日	77名	宮崎市	○			○		○	○		
57	沖縄地方事務所	令和元年9月13日	59名	那覇市				○		○	○		
58	宮城地方事務所	令和元年11月21日	110名	仙台市								成年後見制度について	
59	福島地方事務所	令和元年12月13日	36名	福島市	○	○	○	○		○	○		
60	山形地方事務所	令和元年9月20日	41名	鶴岡市	○								
61	山形地方事務所	令和2年2月21日	17名	山形市	○								
62	岩手地方事務所	令和元年7月22日	47名	盛岡市				○		○			
63	岩手地方事務所	令和2年2月21日	30名	軽米町	○			○		○			
64	秋田地方事務所	令和元年10月17日	59名	秋田市	○	○		○		○	○		
65	青森地方事務所	令和2年3月18日	6名	青森市						○			
66	札幌地方事務所	令和元年8月26日	5名	札幌市	○			○					
67	札幌地方事務所	令和2年3月18日	－	－								新型コロナウイルスの感染拡大防止の観点から開催中止	
68	函館地方事務所	令和元年11月1日	31名	函館市	○			○		○	○	生活困窮者への支援について	
69	函館地方事務所	令和元年11月8日	14名	江差町	○			○		○	○	生活困窮者への支援について	
70	函館地方事務所	令和元年11月15日	16名	八雲町	○			○		○	○	生活困窮者への支援について	
71	旭川地方事務所	令和元年9月26日	15名	紋別市	○	○		○		○	○		
72	旭川地方事務所	令和元年11月27日	55名	旭川市	○	○	○	○	○	○			
73	釧路地方事務所	令和元年11月7日	38名	帯広市						○	○		
74	釧路地方事務所	令和元年11月13日	39名	北見市						○	○		
75	釧路地方事務所	令和元年11月19日	80名	釧路市						○	○		
76	香川地方事務所	令和元年11月15日	65名	高松市	○	○		○		○	○		
77	徳島地方事務所	令和元年11月22日	75名	徳島市	○	○		○					
78	高知地方事務所	令和元年11月21日	10名	高知市					○				
79	愛媛地方事務所	令和2年2月26日	38名	松山市	○			○		○	○		

【資料38】令和元年度地方協議会参考事例一覧

事務所	開催日	参考事例
1 北海道ブロック		
函館地方事務所	令和元年11月 1 日 令和元年11月 8 日 令和元年11月15日	管内の3地域毎に分けて別日に開催し、地域の関係機関・団体が参加しやすいようにした。出欠連絡票にはアンケート欄を設け、当センターと函館市・生活就労サポートセンターとで事前に共有し、参加者のニーズに沿った議題となるよう工夫した。参加者の多い地域では講演会方式としたが、少人数の協議会ではグループミーティング方式で、事例を議題とし参加者が発表する機会を設けるなど、柔軟に対応した。
2 東北ブロック		
岩手地方事務所	令和元年 7 月22日	前年度の協議会の実績から、事例検討に多くの時間を割いてほしいとの希望があったため、その時間を多くとった。事例検討にあたっては、各グループに必ず法曹資格者が入るようにして、多機関連携が意識できるように配慮した。福祉担当の副所長がファシリテーターを務めることにより、司法の目線に偏らないような進行を心掛けた。
3 関東ブロック		
千葉地方事務所	令和元年10月 9 日 令和 2 年 1 月16日	テーマ選定にあたって県下全域における過去3年間の法律相談援助の実績件数の推移を調べ、法律相談援助の件数が減少している地域を抽出し、過去に地方協議会を開催していない2市を選定した。また、その地の特色（人口増減、高齢化率、外国人比率、犯罪件数など）を調査し、どのようなテーマでアプローチするのがよいのか検討した。協議会では常勤弁護士の分かりやすい事例報告を盛り込み、業務内容や制度説明を丁寧に行った。
4 中部ブロック		
岐阜地方事務所	令和元年11月 5 日	下呂市健康福祉部と共催という形で、社会問題化しているいわゆる「8050」問題への対応を協議会の中心に据えたことで、医療・福祉関係者の関心を惹くプログラムとなり、同関係機関等から幅広い出席が得られた。また、開催に先立ちプレスリリース等広報したことで、新聞社2紙に記事が掲載され、関係機関だけでなく市民の皆様に法テラスの活動を知っていただく機会となった。

【資料38】令和元年度地方協議会参考事例一覧

事務所	開催日	参考事例
5 近畿ブロック		
兵庫地方事務所	令和元年11月27日	地域包括支援センターとの関係性から、ニーズの高い出張相談の利用方法を主なテーマとした。過去の業務説明でも評判の良かったロールプレイを取り入れ、参加機関が関心を寄せている「身寄りのない高齢者の出張相談」を題材とした。また、近年、法律相談等での来所者において、将来の不安や被害妄想など、法律相談になじまない事案も増えてきたため、法律相談を受ける方を逆に地域包括等の関係機関にどのようにつながるか事例をもとにロールプレイにて紹介した。
6 中国ブロック		
広島地方事務所	令和元年11月13日	自立支援機関との連携を進めるため、広島市内の自立支援機関（くらしサポートセンター）や地域包括支援センターなどを中心に出席を求め、具体的イメージを持っていただけるように、情報提供専門職員から自立支援機関への取次ぎ方や情報共有の方法を「寸劇」形式で紹介した。アンケート結果から、法テラスの使い方について「よくわかった」「概ねわかった」という方が82%おり、理解を深めてもらうことができた。
7 四国ブロック		
徳島地方事務所	令和元年11月22日	法曹関係、福祉機関をはじめ県内各地から様々な機関・団体に出席していただくことから、法テラスの業務説明等について可能な限りわかりやすい言葉を用いた内容とするよう努めた。途中、関係機関4か所（県警本部、配偶者暴力相談支援センター、地方裁判所、弁護士会）には犯罪被害者支援に関する取組等の発表もしていただいた。
8 九州ブロック		
鹿児島地方事務所	令和2年2月28日	関係機関に広く参加を呼びかけ、法テラス鹿児島並びに地域事務所・法律事務所に所属する常勤弁護士の活動について、具体的事例を交えながら説明を行い、法テラスの活動を理解していただくようにした。また、県内における人口千人当たりの法律相談援助等の数値を地図に落とし込み、県内の何れの地域に法律扶助のニーズがあるかを判別できる資料を作成し、配布したところ分かりやすいと好評であった。

【資料39】令和元年度地方協議会を受けて行った業務改善事例、今後行う予定の取組等

1	これまでは福祉関係機関との連携強化に努めていたが、今後は外国人に対する支援がより一層求められるため、国際関係機関とも連携し、社会のニーズにあった支援ができるよう業務の見直し計画を行っていく。(神奈川)
2	今後は弁護士会の高齢者・障害者総合支援センターとともに、府内各所において、特定援助対象者法律相談援助制度に特化した地方協議会を開催し、その地域ごとの支援機関からの参集を求め、さらなる周知に努め、制度活用を推進していく。(大阪)
3	関係機関との意見交換において、巡回相談の利用対象外となる方に対して、サービスが途切れないよう情報提供を行うための相談場所一覧表や対応可能な事項について、本年度内に速やかに取りまとめを行う。(愛知)
4	アンケート結果から、関係機関にとっては事例発表が好評である。今後、研修等講師の要請があれば、常勤弁護士の派遣を検討し、事例と利用できる制度を伝えることで連携活動推進のきっかけとする。(三重)
5	特定援助対象者法律相談援助の利用促進のため、今後、自治体広報などの媒体を通じて広報周知を行うこととする。(岐阜)
6	関係機関と意見交換を行った際、若者を対象とする投資詐欺被害の増加が懸念されとの発言があったことから、若年層を対象とする広報活動を検討していく。(岡山)
7	今回の開催地である隠岐郡は群島で構成されているため、開催会場のある島以外の島からの欠席が多かった。特定援助対象者法律相談援助の周知を行き渡らすために、不参加だった関係機関に対しては同援助を特集したニュースレターの最新号を配布する。(島根)
8	現在、北九州市7区のうち4区(八幡東区・若松区・戸畑区・門司区)にて試行されているリーガルエイドプログラムを、残り3区にも拡充することを目指すとともに、協定書締結の上で本格運用を開始できるように、引き続きアプローチしていく。(北九州)
9	外国人が司法にアクセスしやすい仕組みを構築するために、法テラス、県、弁護士会、国際交流協会及び外国人生活相談センターと「外国人相談に関する協議会」を立ち上げ、半年間で協議会を7回開催した。令和2年度中には、5者で協定を締結できる見込みである。(高知)

【資料40】令和元年度犯罪被害者支援ダイヤルで受電した「犯罪被害・刑事手続等」の問合せに関する紹介先機関・団体

(単位:件)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	総計	構成比
法テラス地方事務所	525	488	566	583	625	621	602	607	527	550	524	603	6,821	54.5%
警察	14	13	9	13	9	12	6	13	7	11	5	9	121	1.0%
検察庁	0	2	2	0	2	0	3	1	2	1	1	5	19	0.2%
民間支援団体	11	7	14	12	8	9	15	4	11	8	12	8	119	0.9%
地方公共団体	27	20	19	23	24	23	25	14	18	11	19	16	239	1.9%
配偶者暴力相談支援センター・女性センター等	37	26	26	27	37	42	34	28	33	34	55	40	419	3.3%
児童相談所	4	2	2	3	4	4	4	4	1	1	1	1	31	0.2%
弁護士会	336	357	346	361	367	315	342	323	317	308	322	265	3,959	31.5%
司法書士会	0	2	2	3	0	2	1	4	0	4	5	1	24	0.2%
福祉・保健・医療機関・団体	3	0	3	3	4	3	1	1	1	1	6	3	29	0.2%
労働問題相談機関・団体	23	42	40	30	37	32	43	32	25	28	28	32	392	3.1%
人権問題相談機関・団体	3	4	2	11	6	4	7	6	5	4	7	5	64	0.5%
交通事故相談機関・団体	14	5	13	8	4	5	7	8	12	17	4	7	104	0.8%
その他機関・団体 (裁判所・暴追センター等)	13	14	12	30	20	14	12	23	28	16	18	15	215	1.7%
合 計	1,010	982	1,056	1,107	1,147	1,086	1,102	1,068	987	994	1,007	1,010	12,556	100.0%

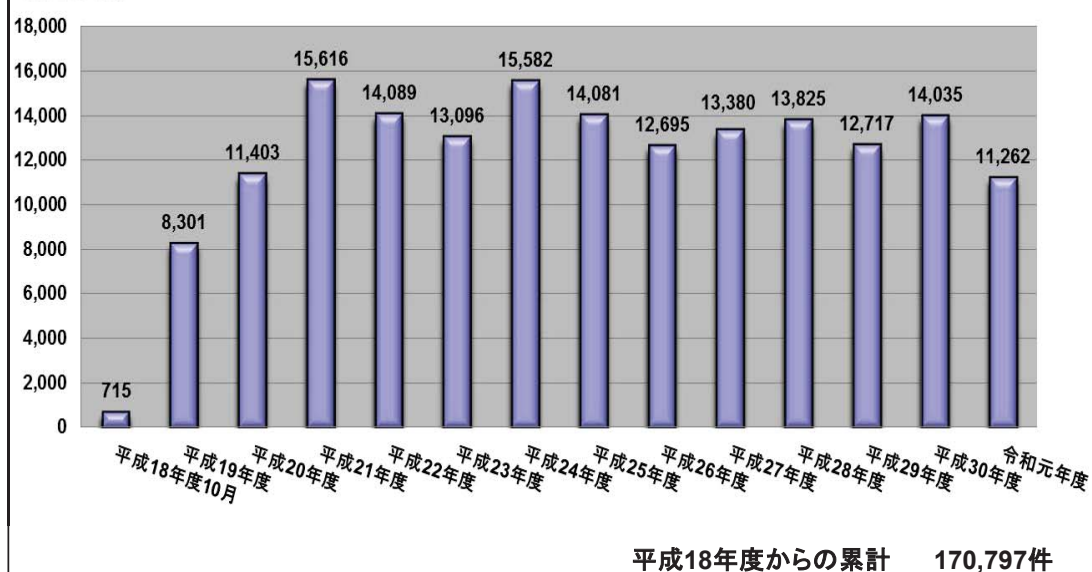
【資料41】地方事務所における問合せ件数実績(犯罪被害者支援業務)

○令和元年度 月別対応件数

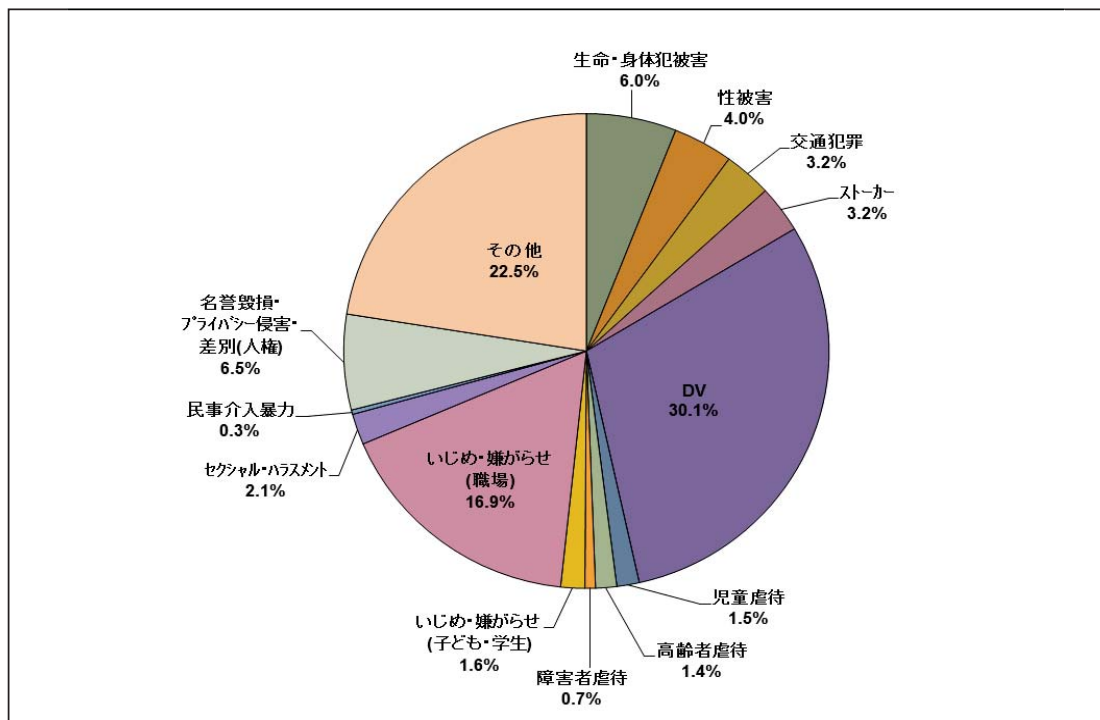
地方事務所 における件数	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	1,041	865	927	1,015	991	938	959	978	920	897	849	882
年度総計	11,262											

○年度別対応件数推移(平成18年度～令和元年度)

(単位:件)



【資料42】令和元年度地方事務所で対応した問合せ内容(犯罪被害者支援業務)

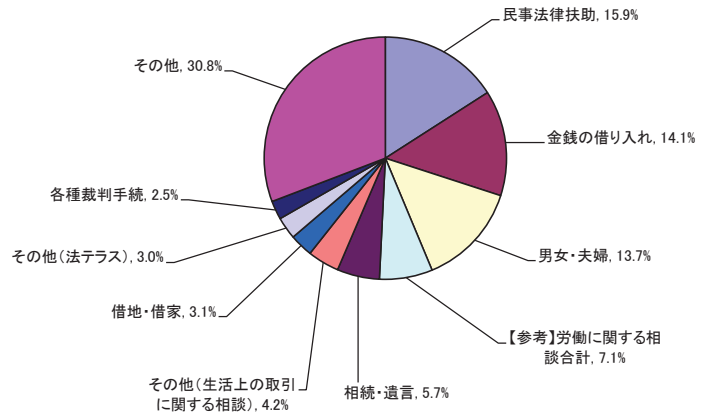


【資料43】令和元年度における相談分野の概要（情報提供業務 問合せ上位20件）

コールセンター

相談分野	件数 合計	割合 合計	分野別男女比	
			男性	女性
民事法律扶助	60,487	15.9%	45.2%	54.8%
金銭の借り入れ	53,436	14.1%	53.1%	46.9%
男女・夫婦	52,063	13.7%	26.0%	74.0%
【参考】労働に関する相談合計	26,888	7.1%	50.5%	49.5%
相続・遺言	21,489	5.7%	35.9%	64.1%
その他（生活上の取引に関する相談）	16,017	4.2%	49.8%	50.2%
借地・借家	11,764	3.1%	46.5%	53.5%
その他（法テラス）	11,221	3.0%	48.8%	51.2%
各種裁判手続	9,431	2.5%	58.9%	41.1%
金銭の貸し付け	6,845	1.8%	50.3%	49.7%
その他（職場に関する相談）	6,491	1.7%	54.4%	45.6%
犯罪被害者	6,210	1.6%	39.2%	60.8%
高齢者・障害者	6,196	1.6%	36.5%	63.5%
いじめ・嫌がらせ	6,042	1.6%	45.5%	54.5%
定年・退職・解雇	5,502	1.4%	49.4%	50.6%
損害賠償	5,447	1.4%	52.4%	47.6%
その他（家族に関する相談）	4,674	1.2%	34.2%	65.8%
子ども	4,622	1.2%	28.0%	72.0%
弁護士	3,724	1.0%	45.3%	54.7%
賞金・退職金	3,592	0.9%	58.5%	41.5%

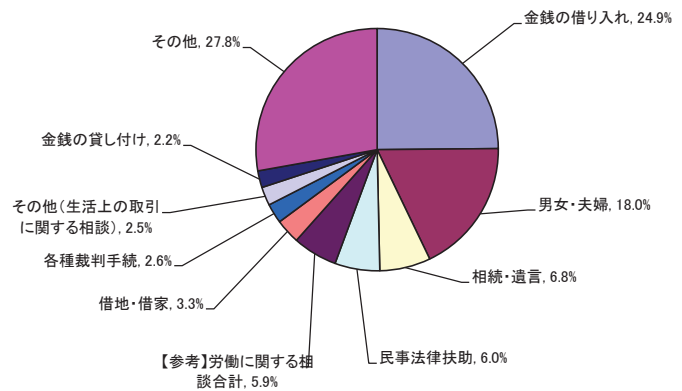
コールセンター



地方事務所

相談分野	件数	割合
金銭の借り入れ	49,811	24.9%
男女・夫婦	36,029	18.0%
相続・遺言	13,618	6.8%
民事法律扶助	11,977	6.0%
【参考】労働に関する相談合計	11,893	5.9%
借地・借家	6,613	3.3%
各種裁判手続	5,227	2.6%
その他（生活上の取引に関する相談）	4,934	2.5%
金銭の貸し付け	4,489	2.2%
損害賠償	4,189	2.1%
高齢者・障害者	3,291	1.6%
定年・退職・解雇	2,785	1.4%
子ども	2,722	1.4%
いじめ・嫌がらせ	2,577	1.3%
東日本大震災	2,415	1.2%
賞金・退職金	2,257	1.1%
犯罪被害者	1,946	1.0%
その他（家族に関する相談）	1,823	0.9%
民事上の問題	1,744	0.9%
その他（職場に関する相談）	1,622	0.8%

地方事務所



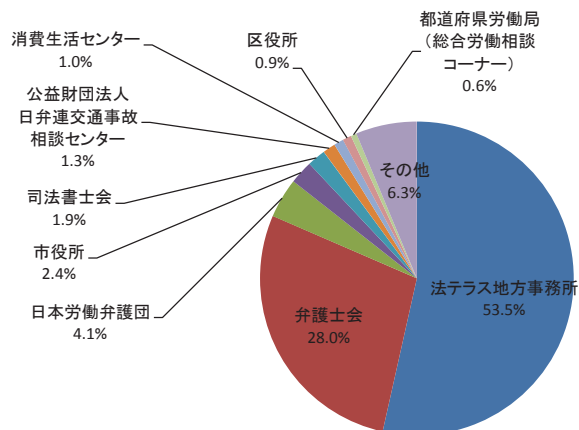
注）【参考】労働に関する相談合計は、表中の「定年・退職・解雇」「賞金・退職金」の件数に加え、「職場」「福祉」「保険」といった相談分野の中で労働に関連した件数分も含みます。

注）問合せ件数には、相談分類「情報提供以外」の件数を含みません。

【資料44】 令和元年度における関係機関紹介状況（情報提供業務）

コールセンター コールセンター

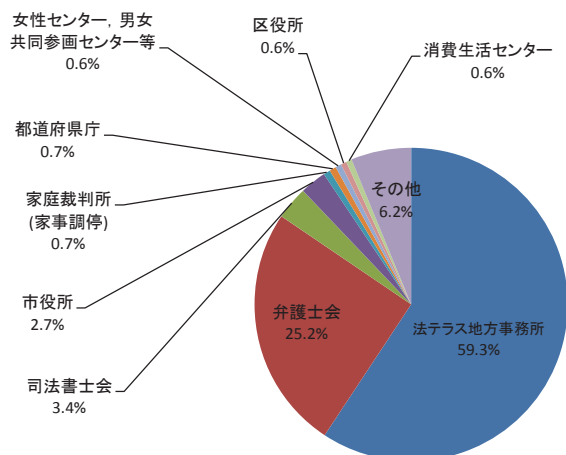
機関分類	割合	件数
法テラス地方事務所	53.5%	240,977
弁護士会	28.0%	126,215
日本労働弁護団	4.1%	18,275
市役所	2.4%	10,837
司法書士会	1.9%	8,370
公益財団法人 日弁連交通事故相談センター	1.3%	5,755
消費生活センター	1.0%	4,741
区役所	0.9%	3,965
都道府県労働局（総合労働相談コーナー）	0.6%	2,702
その他	6.3%	28,428



地方事務所

機関分類	割合	件数
法テラス地方事務所	59.3%	114,975
弁護士会	25.2%	48,870
司法書士会	3.4%	6,696
市役所	2.7%	5,181
家庭裁判所(家事調停)	0.7%	1,371
都道府県庁	0.7%	1,323
女性センター、男女共同参画センター等	0.6%	1,271
区役所	0.6%	1,109
消費生活センター	0.6%	1,107
その他	6.2%	11,986

地方事務所



【資料45】令和元年度国選弁護等の報酬・費用の算定に係る不服申立件数一覧表

地方事務所	平成31年4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		令和2年1月		2月		3月		合計		
	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	本部	地方	総数	本部	地方
東京	4	2	3	1	1	0	4	0	7	0	3	0	3	1	6	0	2	0	2	1	3	0	6	0	49	44	5
東京(多摩)	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	6	6	0
神奈川	1	0	0	0	1	0	2	0	2	0	1	0	0	1	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	10	9	1
神奈川(川崎)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
神奈川(小田原)	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
埼玉	1	0	0	0	2	0	2	0	2	0	2	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	6	0	18	18	0
埼玉(川越)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	4	4	0
千葉	1	0	0	0	1	1	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	2	0	2	0	10	9	1
千葉(松戸)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
茨城	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
栃木	0	1	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	2	0	0	0	5	3	2
群馬	0	0	1	1	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	5	1
静岡	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
静岡(沼津)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	1
静岡(浜松)	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	3	3	0
山梨	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長野	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0
新潟	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	3	0
大阪	2	0	0	0	4	0	2	0	1	0	0	0	5	0	3	0	3	0	1	0	1	0	2	0	24	24	0
京都	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	2	0	2	0	8	7	1	
兵庫	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	5	5	0
兵庫(阪神)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
兵庫(姫路)	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
奈良	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	2	1	1
滋賀	2	0	0	0	2	0	1	1	0	2	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	11	8	3
和歌山	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	4	4	0
愛知	1	0	0	0	0	0	2	0	1	0	2	0	1	0	3	0	0	0	1	0	2	0	2	0	15	15	0
愛知(三河)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	2	1	1
三重	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	4	3	1
岐阜	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	5	2	3
福井	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
石川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
富山	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
広島	0	0	0	0	0	0	2	0	2	1	0	0	2	0	0	0	1	0	2	0	1	0	4	1	16	14	2
山口	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
岡山	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	3	2	1
鳥取	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
島根	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
福岡	1	1	0	0	1	1	0	0	0	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	1	1	0	0	0	11	7	4
福岡(北九州)	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0
佐賀	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0
長崎	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2	2	0
大分	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	1	0	2	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6	6	0
熊本	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
鹿児島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
宮崎	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
沖縄	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
宮城	2	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	0	0	1	0	1	0	1	0	0	0	1	0	10	10	0
福島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	1	0
山形	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	0
岩手	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
秋田	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
青森	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	3	0
札幌	0	0	1	0	3	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	0	0	11	11	0
函館	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
旭川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	1	1	0
釧路	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
香川	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	1	1	0	0	0	2	0	5	4	1
徳島	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	0
高知	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛媛	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	25	4	9	2	28	2	28	2	21	5	19	1	20	2	23	1	15	3	16	2	22	2	36	3	291	262	29

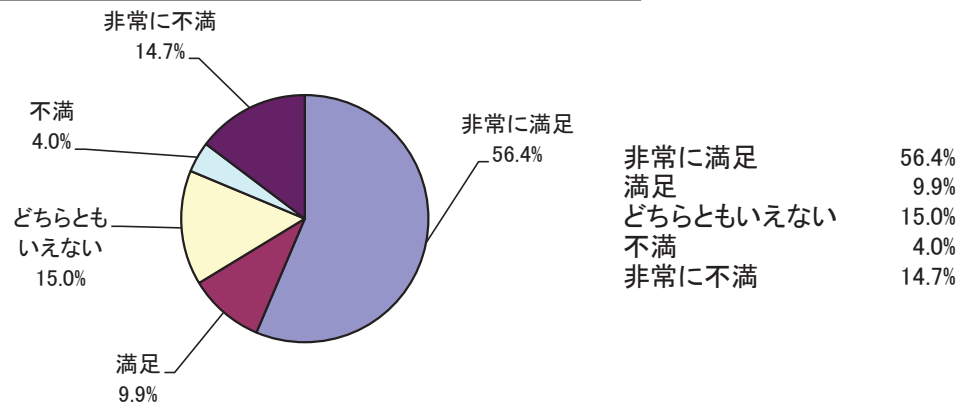
(注)「本部」は本部で処理した件数を、「地方」は地方事務所限りで処理した件数を示す。

【資料46】 利用者満足度調査

ホームページアンケート集計結果より

実施期間：平成31年4月1日～令和2年3月31日

回答数：273件

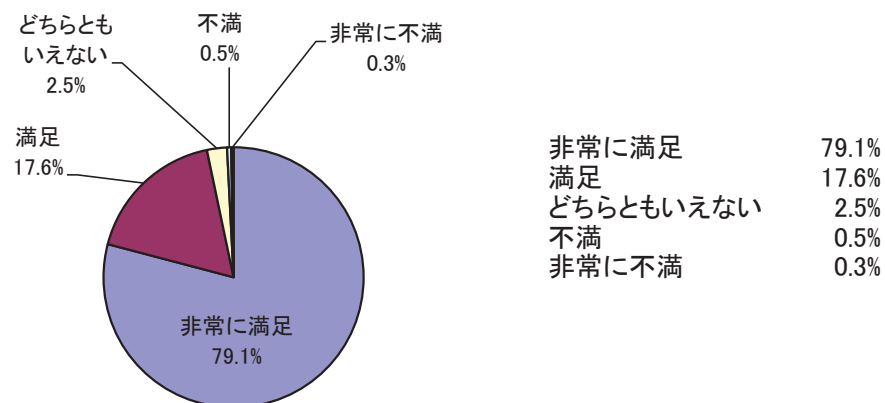


コールセンター利用者満足度調査集計結果より

実施期間：令和元年11月1日～12月14日

満足度調査件数：2,380件

回答率（転送件数／転送対象数）：16.7%

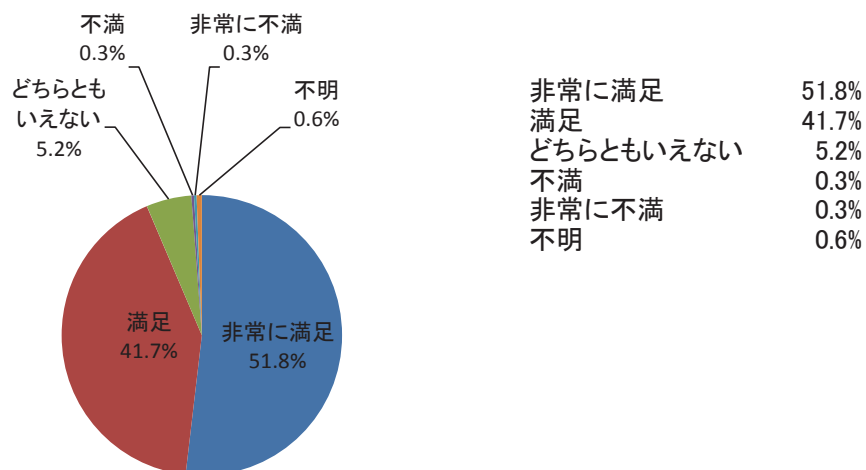


地方事務所面談アンケート集計結果より

実施期間：令和元年9月2日～10月31日

面談アンケート回収件数：1,282件

回答率（回答件数／面談による情報提供件数）：49.0%



【資料47】令和元年度法教育活動一覧

	事務所名	実施時期	開催場所	活動内容	対象者	参加人数
1	東京	平成31年4月	板橋区	遺言や相続問題についての法教育講演	一般市民	15名
2	東京	平成31年4月	世田谷区	高齢者が安心して生活できるための法的基礎知識の習得についての講演	一般市民	40名
3	東京	令和元年6月	福生市	インターネット通販トラブル等消費者問題についての法教育講演	一般市民	20名
4	東京	令和元年7月	葛飾区	法改正を含めた遺言・相続・贈与についての法教育講演	一般市民	40名
5	東京	令和元年7月	町田市	消費者被害の実態と成年後見制度についての法教育講演	一般市民	170名
6	東京	令和元年8月	墨田区	高齢者虐待と成年後見制度についての法教育講演	一般市民	15名
7	東京	令和元年9月	西東京市	高齢者を巡るトラブルと成年後見～悪徳商法、詐欺、虐待の法教育講演	一般市民	50名
8	東京	令和元年10月	杉並区	改正相続法についての法教育講演	一般市民	50名
9	東京	令和元年11月	港区	改正相続法、家族信託、成年後見、遺言書についての法教育講演	一般市民	90名
10	東京	令和元年11月	西東京市	成年後見制度と家族信託についての法教育講演	一般市民	50名
11	東京	令和2年2月	葛飾区	弁護士に聞く成年後見制度についての法教育講演	一般市民	100名
12	東京	令和2年2月	杉並区	遺言や相続問題についての法教育講演	一般市民	29名
13	東京	平成31年4月	国立市	リーガルアクセス改善に向けた課題、司法過疎の問題、公益性の高い弁護士業務についての法教育講演	一般市民（大学生）	100名
14	東京	令和元年12月	武蔵野市	弁護士業務についての法教育講演（スタッフ弁護士活動を含む）	一般市民（大学生）	80名
15	東京	令和2年2月	町田市	まちだDサミットパネルディスカッション（多職種と認知症当事者によるパネルディスカッション）	一般市民	400名
16	東京	令和2年2月	あきる野市	相続についての法教育講演	一般市民	25名
17	神奈川	令和元年11月	横浜市	「高齢者の消費者問題セミナー」消費者被害の具体的事例に基づく講演	一般市民	46名
18	神奈川	令和2年1月	横須賀市	「家計管理問題の解決に向けて」借金等を抱える生活困窮者を支援するための支援方法及び法律に関する講演	一般市民	90名
19	川越	令和元年10月	川越市	「現代社会における多様な家族」多様化する家族の形態や親子のつながりなどを解説	一般市民（大学生）	42名
20	千葉	令和元年11月	千葉市	法テラス劇場in千葉「人生は喜劇と法律でできている。～見つけよう！隠れたミカタ～」 第一部 演劇「人生は喜劇と法律でできている！」 第二部 基調講演/ 実践報告 第三部 全体解説/ パネルディスカッション	一般市民	148名
21	茨城	令和元年11月	美浦村	法教育講演「成年後見制度について」	一般市民	30名
22	茨城	令和2年1月	阿見町	法教育講演「相続に関する民法改正」	一般市民	30名

【資料47】令和元年度法教育活動一覧

	事務所名	実施時期	開催場所	活動内容	対象者	参加人数
23	栃木	令和2年2月	宇都宮市	栃木県立図書館における法律講座「もしもの時の法知識！図書館で学ぶ交通事故対応」	一般市民	15名
24	群馬	令和元年10月	前橋市	法律講座「ベットと楽しく暮らしていくためには ～もしもの時のトラブル対処法～」	一般市民	10名
25	静岡	令和元年6月	静岡市	法教育講演・パネルディスカッション「刑事司法と福祉の協働～気づくことから始まる更生支援～」	一般市民	121名
26	静岡	令和2年2月	静岡市	貧困問題全国キャラバンin静岡「貧困問題と最低賃金～最低賃金が社会に及ぼす影響～」	一般市民	60名
27	山梨	令和元年7月	甲府市	消費者市民講座＆無料法律相談会	一般市民	30名
28	山梨	令和元年11月	南アルプス市	災害対策・防災術に関するダブル講演会	一般市民	40名
29	山梨	令和元年12月	甲府市	消費者市民講座＆無料法律相談会＋障害者の権利110番	一般市民	15名
30	長野	令和元年5月	長野市	法律講座「かしい消費生活を送ろう！」～今どきの消費者を取り巻く環境について～	一般市民	40名
31	長野	令和元年8月	長野市	法律講座「遺言と相続について」	一般市民	40名
32	新潟	令和元年11月	新潟市	法教育講演「防ごう特殊詐欺 守ろう財産」主にシニア世代に向けた法的観点からの解説	一般市民	30名
33	新潟	令和2年2月	新潟市	法教育講演「成年後見制度について」身近な事例や成年後見が必要なケースに遭遇した場合の判断や対応などについての解説	一般市民	30名
34	新潟	令和元年10月	佐渡市	法教育講演「相続をきっかけとする空き家問題」	一般市民	99名
35	大阪	令和元年9月	大阪市	「第13回法テラス寄席」法律に関わる落語三題と、そのうちの一題を取り上げたトーク	一般市民	305名
36	大阪	令和元年11月	富田林市	「高齢消費者講座」① テーマ「高齢消費者被害の予防と救済」	一般市民（高齢者）	39名
37	大阪	令和元年10月	東大阪市	「高齢消費者講座」② テーマ「高齢消費者被害の予防と救済」	一般市民（高齢者）	10名
38	大阪	令和元年10月	堺市	大阪弁護士会「高齢消費者講座」③ テーマ「高齢消費者被害の予防と救済」	一般市民（高齢者）	35名
39	大阪	令和元年12月	東大阪市	大阪弁護士会「高齢消費者講座」④ テーマ「高齢消費者被害の予防と救済」	一般市民（高齢者）	70名
40	大阪	令和元年12月	大阪市	大阪弁護士会「高齢消費者講座」⑤ テーマ「高齢消費者被害の予防と救済」	一般市民（高齢者）	25名
41	大阪	令和2年1月	大阪市	大阪弁護士会「高齢消費者講座」⑥ テーマ「高齢消費者被害の予防と救済」	一般市民（高齢者）	42名
42	大阪	令和2年1月	堺市	大阪弁護士会「高齢消費者講座」⑦ テーマ「高齢消費者被害の予防と救済」	一般市民（高齢者）	41名
43	大阪	令和元年11月	東大阪市	大阪弁護士会「高齢消費者講座」⑧ テーマ「高齢消費者被害の予防と救済」	一般市民（高齢者）	17名
44	大阪	令和2年2月	堺市	大阪弁護士会「高齢消費者講座」⑨ テーマ「高齢消費者被害の予防と救済」	一般市民（高齢者）	39名
45	大阪	令和2年2月	大阪市	大阪弁護士会「高齢消費者講座」⑩ テーマ「高齢消費者被害の予防と救済」	一般市民（高齢者）	15名

【資料47】令和元年度法教育活動一覧

	事務所名	実施時期	開催場所	活動内容	対象者	参加人数
46	大阪	令和2年2月	大阪市	大阪弁護士会「高齢消費者講座」⑪ テーマ「高齢消費者被害の予防と救済」	一般市民（高齢者）	42名
47	大阪	令和2年2月	堺市	大阪弁護士会「高齢消費者講座」⑫ テーマ「高齢消費者被害の予防と救済」	一般市民（高齢者）	40名
48	大阪	令和元年9月	吹田市	大阪弁護士会「高齢消費者講座」⑬ テーマ「成年後見制度に関するセミナー」	一般市民（高齢者）	9名
49	大阪	令和2年1月	堺市	大阪弁護士会「高齢消費者講座」⑭ テーマ「インターネットでの消費者トラブルに関するセミナー」	一般市民（高齢者）	5名
50	京都	令和元年9月	京都市	法テラス劇場「弁護士物語～人生は喜劇と法律でできている。～」演劇上演と演劇で取り上げたテーマ（自転車安全運転、成年後見、ゴミ屋敷等）について弁護士	一般市民	152名
51	兵庫	令和元年7月	明石市	兵庫県立図書館における「身近な法的トラブルの講義」 テーマ「遺言と相続～相続が争族にならないために～」	一般市民	7名
52	奈良	令和元年10月	大淀町	人生をよりよく生きるための終活講座＆映画上映会	一般市民	32名
53	奈良	令和元年10月	奈良市	人生をよりよく生きるための終活講座＆映画上映会	一般市民	14名
54	奈良	平成31年4月	奈良市	法律講座「成年後見制度」	一般市民	33名
55	奈良	令和元年5月	奈良市	法律講座「エンディングノートについて」	一般市民	19名
56	奈良	令和元年9月	奈良市	法律講座「エンディングノートについて」	一般市民	38名
57	奈良	令和元年10月	奈良市	法律講座「エンディングノートについて」	一般市民	47名
58	和歌山	令和2年1月	和歌山市	「終活のススメⅢ」 ①映画「エンディングノート」の上映 ②民法改正を踏まえて相続、遺言、成年後見などについての弁護士・司法書士による座談会形式説明	一般市民	320名
59	愛知	令和2年2月	名古屋市	法律講座「たいせつな家族のために、今知っておきたい相続のあれこれ」～相続法改正も踏まえて～	一般市民	32名
60	三重	令和元年10月	津市	「終活を考えてみませんか？」 ①映画「エンディングノート」の上映 ②弁護士による法的解説	一般市民	27名
61	福井	令和元年10月	福井市	「落語 de 笑って学べるエンディングセミナー」各機関の業務説明、エンディングノートをテーマに終活、遺言、相続について落語と講演を実施	一般市民	86名
62	福井	令和2年1月	福井市	消費者問題、スーパークーについての法律講座	一般市民（大学生）	55名
63	石川	令和元年9月	七尾市	エンディングノート実践講座	一般市民（高齢者）	31名
64	石川	令和元年10月	金沢市	エンディングノート実践講座～立つ鳥跡を濁さず！？～	一般市民	34名
65	石川	令和元年10月	金沢市	「法律学概論」	一般市民（大学生等）	80名
66	富山	令和元年7月	富山市	「災害時の法律相談」～東日本大震災から学ばー	一般市民	43名
67	富山	令和元年10月	富山市	これだけは知っておきたい！相続・成年後見について	一般市民	60名

【資料47】令和元年度法教育活動一覧

	事務所名	実施時期	開催場所	活動内容	対象者	参加人数
68	広島	令和元年5月	広島市	憲法週間「法の現場」見学ツアー	一般市民	39名
69	広島	令和元年12月	広島市	男女共同参画推進センターにおけるフォーラム テーマ「家族の中の人権を考える～相続法改正をきっかけに」	一般市民	90名
70	広島	令和元年9月	広島市	憲法週間「法の現場」見学ツアー	一般市民	27名
71	山口	令和元年7月	山口市	知って得する法律講座「ニュースから学ぶ法律問題」 刑事事件の流れ、裁判員裁判、高齢者の交通事故について解説	一般市民	23名
72	山口	令和元年9月	山口市	知って得する法律講座「人生色々、終活色々」 相続の基礎知識、遺言の種類・作成方法、自立していない子どもに対する後見制度について解説	一般市民	28名
73	岡山	令和元年7月	真庭市	出前教室「相続・遺言について」	一般市民	35名
74	鳥取	令和元年12月	米子市	「民法改正でどうなる！？相続セミナー」 相続法の主要な改正点、相続の基本的な手続き等を寸劇を交えながら解説	一般市民	48名
75	鳥取	令和元年12月	鳥取市	「民法改正でどうなる！？相続セミナー」 相続法の主要な改正点、相続の基本的な手続き等を寸劇を交えながら解説	一般市民	45名
76	島根	平成31年4月	松江市	暮らしに役立つ図書館講座 テーマ「相続」	一般市民	37名
77	島根	令和元年6月	松江市	暮らしに役立つ図書館講座 テーマ「遺言・エンディングノート」	一般市民	35名
78	島根	令和元年8月	松江市	暮らしに役立つ図書館講座 テーマ「離婚」	一般市民	11名
79	島根	令和元年10月	松江市	暮らしに役立つ図書館講座 テーマ「大規模災害」	一般市民	6名
80	島根	令和元年12月	松江市	暮らしに役立つ図書館講座 テーマ「犯罪被害者支援」	一般市民	16名
81	島根	令和2年2月	松江市	暮らしに役立つ図書館講座 テーマ「成年後見制度」	一般市民	13名
82	福岡	令和元年6月	八女市	家族のための介護について考える講座 演題「相続について学ぼう～相続法改正と法テラスについて～」	一般市民	30名
83	福岡	令和元年6月	福岡市	医療と介護の連携のつどい 演題「成年後見の利用手続きについて(事例検討会)」	一般市民	40名
84	福岡	令和元年7月	福岡市	法学部 新入生歓迎講演会 演題「法テラスと私～司法アクセスの改善を目指して～」	一般市民（大学生等）	200名
85	福岡	令和元年8月	志免町	令和元年度介護講座第2回 演題「成年後見制度について～知っておきたい制度の活用法～」	一般市民	30名
86	福岡	令和元年8月	春日市	第3回女性問題に関わる研修	一般市民	30名
87	福岡	令和元年9月	宇美町	巡回研修企画第一回（消費者被害防止研修）	一般市民	50名
88	福岡	令和元年10月	福岡市	巡回研修企画第二回（消費者被害防止研修）	一般市民	50名
89	福岡	令和2年1月	福岡市	巡回研修企画第三回（消費者被害防止研修）	一般市民	40名
90	北九州	令和元年7月	北九州市	ムーブフェスタ2019イベント「行列のできる!?法律相談Q&A」 法的な問題をクイズ形式で実施、解説。	一般市民	73名

【資料47】令和元年度法教育活動一覧

	事務所名	実施時期	開催場所	活動内容	対象者	参加人数
91	佐賀	令和元年11月	唐津市	成年後見制度入門講座	一般市民（高齢者）	50名
92	長崎	令和2年1月	大村市	「笑って学ぶ成年後見内容」長崎県立図書館における落語口演及びシンポジウムによる法教育	一般市民	150名
93	長崎	令和元年10月	長崎市	「消費者被害・特殊詐欺・被害を防ぐために」老人クラブを対象とした消費者被害等についての法教育	一般市民	9名
94	大分	令和元年5月	大分市	分大キャンパスライフ入門 学生生活への準備Ⅰ 学生生活と労働問題	一般市民（大学生）	200名
95	大分	令和元年6月	大分市	分大キャンパスライフ入門 学生は市民の一員Ⅴ年金問題、生活保護制度、親族間の扶養義務等	一般市民（大学生）	200名
96	大分	令和2年2月	大分市	くらしに役立つ連携講座知っておきたい相続の基礎知識	一般市民	35名
97	熊本	令和元年10月	熊本市	「高齢者のための法律講座」成年後見について知っておくべき法律問題について	一般市民（高齢者）	20名
98	熊本	令和元年10月	熊本市	「高齢者のための法律講座」高齢者の消費者問題をかんがえる	一般市民（高齢者・障がい者）	20名
99	熊本	令和元年11月	熊本市	「高齢者のための法律講座」遺産相続について知っておくべき法律問題について	一般市民	30名
100	鹿児島	令和元年7月	鹿児島市	「待ったなしの終活・相続とその基礎知識」 ①ドキュメント映画「エンディングノート」上映会 ②改正された相続法の基礎についての講演	一般市民（一般・大学生）	61名
101	鹿児島	令和元年10月	鹿児島市	「法テラスセミナー」 ①「法テラスと弁護士」 ②「成年後見やその周辺問題」	一般市民（一般・大学生）	75名
102	宮崎	令和元年10月	三股町	消費生活セミナー「民法改正～相続に関する新ルールのこと～」	一般市民	13名
103	沖縄	平成31年4月	糸満市	一般的な法律問題についての講話	一般市民	15名
104	沖縄	令和元年7月	糸満市	一般的な法律問題についての講話	一般市民	10名
105	沖縄	令和元年10月	糸満市	一般的な法律問題についての講話	一般市民	10名
106	沖縄	令和2年1月	糸満市	一般的な法律問題についての講話	一般市民	15名
107	宮城	令和元年9月	仙台市	離婚等をテーマとした法律講座	一般市民	40名
108	宮城	令和元年11月	仙台市	相続・遺言・成年後見をテーマとした法律講座	一般市民	80名
109	福島	令和元年8月	福島市	福島県立図書館県民講座「あなたの相続が変わる！～相続の基礎と相続法改正～」	一般市民	52名
110	福島	令和元年9月	二本松市	二本松未来館フェスティバル法律講座「弁護士が教える『終活』～相続・遺言について」	一般市民	21名
111	福島	令和元年11月	福島市	福島県立図書館県民講座「消費者トラブルの現状と対処法」	一般市民	23名
112	福島	令和元年12月	本宮市	本宮ふれあい塾「高齢者が知っておきたいこと（相続・遺言等）」	一般市民	18名
113	福島	令和元年12月	本宮市	新生大学「高齢者が知っておきたいこと（相続・遺言等）」	一般市民	5名

【資料47】令和元年度法教育活動一覧

	事務所名	実施時期	開催場所	活動内容	対象者	参加人数
114	福島	令和2年2月	福島市	福島県立図書館県民講座「法教育的『特殊詐欺の見抜き方』」	一般市民	24名
115	山形	令和元年11月	鶴岡市	講談で学ぶ「老いの準備」 講談師による講談	一般市民	44名
116	山形	令和元年11月	新庄市	講談で学ぶ「老いの準備」 講談師による講談	一般市民	37名
117	岩手	令和2年1月	盛岡市	映画「愛と法」上映会とLGBT当事者の弁護士による講演会	一般市民	181名
118	岩手	令和元年5月	盛岡市	法的問題における一般的事項及びその防止策、ならびに問題発生時の対処方法についての講演	一般市民（専門学校生等）	70名
119	秋田	令和元年11月	秋田市	秋田寿大学 テーマ「高齢者の遺産相続の心得」	一般市民	76名
120	青森	令和元年7月	むつ市	女性応援法律講座「法律を知って前向きに生きよう～新しい人生の一步のために～」	一般市民	20名
121	札幌	令和元年11月	札幌市	「法テラス劇場～あなたのための法教育2019」 演劇、解説および出張情報提供 テーマ（昼の部：相続）、（夜の部：金銭）	一般市民	226名
122	函館	令和元年7月	函館市	情報科学授業「情報機器の操作：SNSとスマホなどの携帯端末の安全な利用」	一般市民（大学生）	288名
123	函館	令和元年11月	函館市	映画「エンディングノート」上映と弁護士による法律講座	一般市民	72名
124	旭川	令和元年7月	旭川市	講演会「みんなも知ってる？あの家族の後見問題」 身近にある後見問題とその対処法について	一般市民	104名
125	釧路	令和2年1月	釧路市	「終活について考えませんか？－映画「エンディングノート」上映＆法律講座－」 ①映画「エンディングノート」上映会 ②相続等の「終活」に関する法律講座	一般市民	112名
126	釧路	令和元年10月	釧路市	交通事故を通じての裁判の違い、いじめの法律問題についての講義	一般市民（大学生）	98名
127	釧路	令和元年11月	釧路市	交通事故を通じて法律とはいかなるものか、憲法と労働法についての講義	一般市民（大学生）	110名
128	釧路	令和元年11月	釧路市	働く前に知っておくべき労働法と法律についての講義	一般市民（高等専門学校生）	148名
129	釧路	令和元年12月	釧路市	不動産賃貸借契約、労働問題についての講義	一般市民（大学生等）	38名
130	香川	令和元年11月	高松市	身近な法律トラブルと解決の手続きについて	一般市民（障がい者）	5名
131	香川	令和2年1月	さぬき市	知っておきたい法律の基礎知識について	一般市民	36名
132	徳島	令和元年9月	徳島市	フレアキャンパス講座 内容「遺言～いざという時のために～」	一般市民	26名
133	徳島	令和元年10月	徳島市	フレアキャンパス講座 内容「相続の基本～改正相続法を中心に～」	一般市民	22名
134	徳島	令和元年11月	徳島市	フレアキャンパス講座 内容「高齢者の知っておくべき法律講座～成年後見を中心に～」	一般市民	22名
135	愛媛	令和2年2月	上島町	セミナー「相続をキーワードにした終活のはなし」	一般市民	15名

【資料48】契約弁護士・司法書士への研修実施状況

事務所	開催時期	関係機関名(対象者)	参加人数	内容
東京	R1.6.3	東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京 弁護士会 東京司法書士会	100	契約弁護士業務説明会
東京	R1.6.17	東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京 弁護士会 東京司法書士会	100	契約弁護士業務説明会
東京	R1.7.8	東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京 弁護士会 東京司法書士会	100	犯罪被害者支援に関する三会同研修会
東京	R2.2.3	東京弁護士会 第一東京弁護士会 第二東京 弁護士会 東京司法書士会	40	契約弁護士業務説明会
神奈川	R1.11.15	神奈川県弁護士会		高齢者の消費者問題セミナー
神奈川	R1.11.21	神奈川県司法書士会	3	情報提供専門職員研修会
千葉	R1.12.24	千葉県弁護士会	23	日本司法支援センター業務ガイダンス
静岡	H31.4.17	弁護士	25	第三弾改正刑事訴訟法全国一斉基礎研修 ～取調への録音・録画制度が2019年6月までに施行される こと等改正刑事訴訟法が実務に与える影響～
静岡	R1.5.14	弁護士	13	捜査弁護士研修 ～身体拘束からの早期解放のための弁護実践について～
静岡	R2.2.7	弁護士	44	反対尋問の技術に特化した研修
山梨	R1.8.28	弁護士会新入会員	1	新入会員弁護士に対する研修
長野	R2.1.18	長野県弁護士会会員	40	犯罪被害者支援業務研修
大阪	R1.5.17	弁護士会	20	犯罪被害者支援 弁護士向け研修
大阪	R1.8.19	弁護士会	4	大阪弁護士会相談課研修
大阪	R1.8.26	弁護士会・各地方自治体相談担当部門		生活困窮者相談に役立つ法律の基礎①
大阪	R1.8.29	弁護士会	4	大阪弁護士会相談課研修
大阪	R1.9.17	弁護士会・各地方自治体相談担当部門		生活困窮者相談に役立つ法律の基礎②
京都	R1.7.10	京都弁護士会	30	契約弁護士に対する扶助業務説明会
愛知	R1.7.29	愛知県弁護士会	3	愛知県弁護士会所属の常勤弁護士の活動報告および意見 交換会
福井	R1.12.11	福井弁護士会 福井地方裁判所 性暴力救済 センターひなぎく 福井県警察本部	50	福井弁護士会犯罪被害者支援委員会研修会
岡山	R1.7.19	岡山県司法書士会	1	相続・遺言について
福岡	R1.7.22	福岡県弁護士会	15	くるめリーガルエイドプログラム担当名簿登載者(弁護士)対 象研修
福岡	R1.11.22	福岡県司法書士会	20	福岡県司法書士会登録司法書士に対する業務研修
福岡	R1.11.28	福岡県弁護士会	20	福岡県弁護士会登録弁護士の法律事務所に所属する法律 事務所職員に対する研修
福岡	R2.3.9	弁護士・司法書士及び事務職員	14	令和元年度法テラス北九州業務研修
宮崎	R2.3.4	契約司法書士	22	契約司法書士向け説明会
岩手	R2.3.18	弁護士、事務員	5	新規登録弁護士向け業務説明
秋田	R1.8.6	秋田弁護士会	26	裁判員裁判事例研究研修
釧路	R2.2.13	契約弁護士、法律事務所職員	30	契約弁護士、弁護士事務所職員に対する扶助業務説明会
高知	R1.5.27	司法書士	8	家事民事業務に関する勉強会
高知	R1.7.28	司法書士	8	家事民事業務に関する勉強会
高知	R1.9.30	司法書士	8	家事民事業務に関する勉強会
高知	R1.12.2	司法書士	8	家事民事業務に関する勉強会

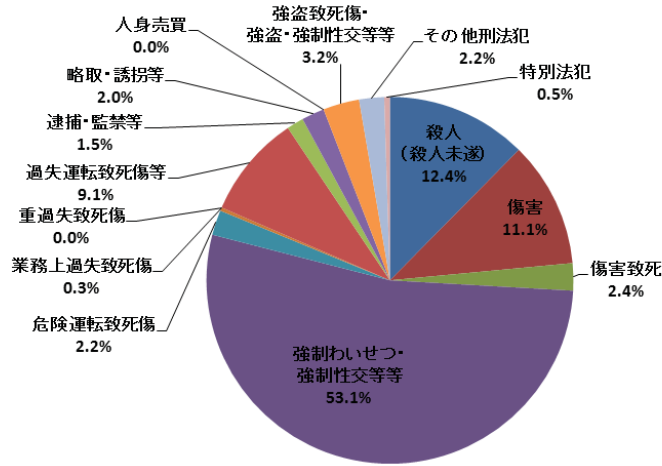
【資料49】 被害者参加人のための国選弁護制度の運用状況

(1) 令和元年度実績

月別内訳

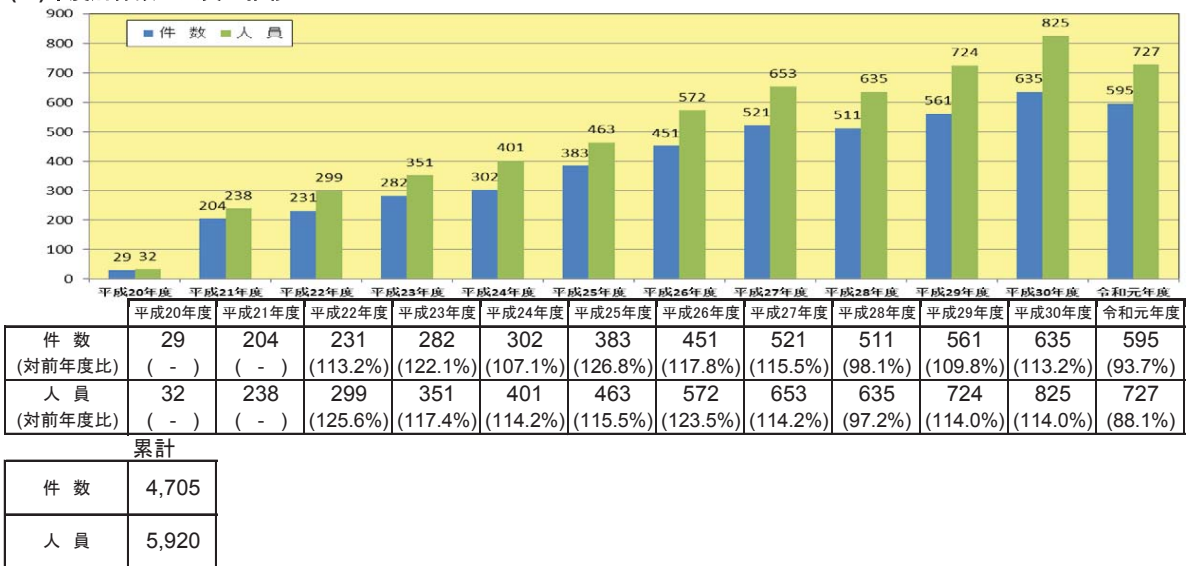
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	令和元年度 総計
件 数	49	49	42	47	41	54	56	51	40	59	47	60	595
人 員	60	58	54	57	52	64	76	63	44	70	54	75	727

罪名別内訳



罪 名	選定請求件数												R1 (R2.3月末 現在)	(構成比)	累 計 (構成比)
	H20 (4か月)	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30				
殺人(殺人未遂)	6	50	40	45	67	47	56	66	57	58	79	74	(12.4%)	645	(13.7%)
傷害	6	27	31	53	42	53	61	79	65	71	73	66	(11.1%)	627	(13.3%)
傷害致死	4	5	19	25	22	15	29	22	25	34	31	14	(2.4%)	245	(5.2%)
強制わいせつ・強制性交等等	6	68	77	91	109	175	207	228	249	273	295	316	(53.1%)	2,094	(44.5%)
危険運転致死傷	0	3	3	2	5	14	12	17	14	19	12	13	(2.2%)	114	(2.4%)
業務上過失致死傷	0	1	3	1	0	1	5	3	3	1	2	2	(0.3%)	24	(0.5%)
重過失致死傷	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	1	0	(0.0%)	6	(0.1%)
過失運転致死傷等	5	31	31	40	39	47	37	66	66	58	75	54	(9.1%)	549	(11.7%)
逮捕・監禁等	0	3	3	3	4	6	9	9	10	7	10	9	(1.5%)	73	(1.6%)
略取・誘拐等	0	2	1	1	1	2	1	3	2	5	10	12	(2.0%)	40	(0.9%)
人身売買	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0.0%)	0	(0.0%)
強盗致死傷・強盗・強制性交等等	2	9	21	19	13	20	30	26	17	25	40	19	(3.2%)	241	(5.1%)
その他刑法犯	0	1	2	2	0	3	3	0	1	6	7	13	(2.2%)	38	(0.8%)
特別法犯	0	1	0	0	0	0	1	0	0	4	0	3	(0.5%)	9	(0.2%)
合 計	29	204	231	282	302	383	451	521	511	561	635	595	(100.0%)	4,705	(100.0%)

(2) 年度別件数・人員の推移



【資料50】 令和元年度被疑者国選指名通知状況

	指名通知件数	翌日回し件数	24時間超過件数
東京	9,771	67	1
多摩	2,476	12	0
神奈川	2,795	821	7
川崎	681	187	0
小田原	527	68	0
埼玉	4,152	723	11
川越	903	206	0
千葉	3,531	461	0
松戸	760	63	0
茨城	1,769	287	2
栃木	1,261	35	3
群馬	1,585	125	3
静岡	743	2	0
沼津	853	11	0
浜松	802	10	0
山梨	515	13	0
長野	647	26	0
新潟	1,052	5	0
大阪	5,845	26	2
京都	1,575	55	1
兵庫	2,289	1	0
阪神	988	5	2
姫路	1,027	8	1
奈良	761	5	0
滋賀	823	2	3
和歌山	583	2	0
愛知	4,954	4,233	23
三河	1,614	732	5
三重	947	134	2
岐阜	1,122	63	6
福井	504	6	1
石川	710	53	0
富山	333	32	0
広島	1,902	5	1
山口	724	9	0
岡山	1,222	172	2
鳥取	293	6	0
島根	284	10	0
福岡	3,026	495	10
北九州	1,139	21	0
佐賀	355	16	0
長崎	521	61	0
大分	417	12	1
熊本	666	5	0
鹿児島	513	27	0
宮崎	508	16	0
沖縄	1,500	87	5
宮城	1,385	165	7
福島	962	155	0
山形	412	115	5
岩手	481	35	1
秋田	274	61	8
青森	426	75	0
札幌	1,473	4	0
函館	191	1	0
旭川	233	13	0
釧路	345	10	1
香川	772	14	0
徳島	318	8	1
高知	411	6	0
愛媛	466	14	0
合計	80,117	10,097	115

【資料51】 令和元年度立替金残高表

	金 額（注1）
期首立替金残高	41,391,582,419
立替金増加額(注2)	16,862,458,457
償還額	-11,210,433,488
償還免除額	-3,947,439,473
みなし消滅額	-841,166,368
期末立替金残高	42,255,001,547

注1 金額は、民事法律扶助及び震災法律援助(いずれも常勤弁護士取扱分含む。)の合計である。

【資料52】 令和元年度法律相談費実績

地方事務所	法律相談援助				
	センター相談※	事務所相談	相談件数計	簡易援助	金額
	件数	件数		件数	
東京	25,457	13,406	38,863	130	218,959,820
神奈川	9,542	9,162	18,704	77	116,222,578
埼玉	5,635	8,840	14,475	112	81,582,010
千葉	5,539	6,335	11,874	51	67,187,820
茨城	902	10,872	11,774	113	67,216,080
栃木	960	4,334	5,294	38	32,908,739
群馬	2,017	1,699	3,716	6	20,454,880
静岡	4,268	2,536	6,804	56	31,787,900
山梨	1,850	1,099	2,949	23	18,198,220
長野	598	3,729	4,327	38	23,686,230
新潟	1,919	3,288	5,207	42	30,295,380
大阪	13,030	11,404	24,434	83	145,208,670
京都	3,777	3,412	7,189	27	52,432,480
兵庫	5,849	7,544	13,393	77	73,035,410
奈良	828	3,069	3,897	23	26,564,320
滋賀	1,107	2,155	3,262	27	17,835,820
和歌山	1,399	1,276	2,675	20	14,281,560
愛知	6,125	5,378	11,503	93	59,526,055
三重	1,225	1,812	3,037	40	21,996,840
岐阜	1,805	2,036	3,841	23	18,836,880
福井	651	1,155	1,806	23	11,028,400
石川	732	1,327	2,059	19	12,454,760
富山	753	1,171	1,924	24	9,919,620
広島	3,947	6,893	10,840	85	54,500,440
山口	896	1,766	2,662	31	17,746,320
岡山	2,220	2,613	4,833	46	25,815,060
鳥取	892	1,473	2,365	22	13,605,080
島根	853	1,408	2,261	31	11,788,190
福岡	6,706	8,849	15,555	131	80,094,320
佐賀	623	2,698	3,321	35	24,807,020
長崎	1,965	2,942	4,907	75	21,557,280
大分	1,935	2,166	4,101	41	21,804,360
熊本	1,986	4,447	6,433	74	31,559,080
鹿児島	1,095	4,170	5,265	77	26,561,472
宮崎	1,201	3,465	4,666	86	24,621,820
沖縄	3,132	3,066	6,198	73	30,823,140
宮城	10,966	13,346	24,312	64	137,298,900
福島	3,782	9,164	12,946	124	71,882,260
山形	737	2,685	3,422	57	19,245,050
岩手	3,517	6,548	10,065	144	68,814,420
秋田	1,252	2,182	3,434	35	16,941,080
青森	2,669	2,344	5,013	49	23,812,860
札幌	682	10,803	11,485	87	66,664,367
函館	1,182	1,092	2,274	24	14,294,130
旭川	519	2,438	2,957	24	16,842,100
釧路	334	2,819	3,153	60	18,208,660
香川	840	1,535	2,375	58	12,127,130
徳島	1,118	1,359	2,477	16	13,113,440
高知	1,419	1,287	2,706	40	11,569,700
愛媛	786	2,210	2,996	33	14,537,120
全国合計	153,222	212,807	366,029	2,787	2,062,255,271

※ 民事法律扶助及び震災法律援助の合計。

※ 相談件数には常勤弁護士によるものを含んでいるが、金額には含まない。

※ センター相談件数には、指定相談場所での相談および出張・巡回相談の件数を含む。

【資料53】 令和元年度代理援助立替金実績

地方事務所	実費	着手金	報酬	保証金	合計
東京	520,054,079	1,598,850,178	136,416,889	0	2,255,321,146
神奈川	204,604,158	734,622,228	61,481,131	0	1,000,707,517
埼玉	144,905,621	565,797,490	60,852,140	0	771,555,251
千葉	126,877,138	460,575,746	33,293,024	0	620,745,908
茨城	41,942,615	176,958,890	12,707,256	0	231,608,761
栃木	32,627,622	138,094,340	15,500,487	0	186,222,449
群馬	29,631,397	131,032,444	13,947,827	-10,000	174,601,668
静岡	53,777,044	218,530,258	25,164,811	0	297,472,113
山梨	14,546,360	63,546,900	6,184,077	0	84,277,337
長野	30,371,387	135,956,009	18,104,064	0	184,431,460
新潟	47,961,243	171,585,840	23,377,372	0	242,924,455
大阪	284,572,882	1,096,963,603	129,186,525	0	1,510,723,010
京都	65,051,604	259,957,456	27,839,213	0	352,848,273
兵庫	129,378,441	482,179,596	45,288,625	0	656,846,662
奈良	38,110,028	142,145,460	21,992,335	0	202,247,823
滋賀	24,407,733	102,652,730	11,856,511	0	138,916,974
和歌山	22,342,983	86,888,820	13,923,445	0	123,155,248
愛知	198,433,760	770,757,279	78,864,830	0	1,048,055,869
三重	24,814,568	92,172,810	8,130,081	0	125,117,459
岐阜	24,861,807	105,022,694	12,942,457	0	142,826,958
福井	16,384,445	65,282,600	4,372,516	0	86,039,561
石川	19,807,825	79,969,020	8,124,888	0	107,901,733
富山	14,935,724	56,302,500	6,994,080	0	78,232,304
広島	67,128,044	263,469,919	27,844,328	0	358,442,291
山口	21,756,952	92,244,130	13,259,008	0	127,260,090
岡山	39,420,126	153,265,500	16,235,901	0	208,921,527
鳥取	15,609,079	66,013,556	8,652,518	0	90,275,153
島根	16,567,723	63,144,933	10,655,483	0	90,368,139
福岡	188,071,397	655,282,263	69,478,057	0	912,831,717
佐賀	24,095,382	98,888,559	10,580,746	0	133,564,687
長崎	41,106,995	136,607,120	11,070,055	0	188,784,170
大分	31,006,238	117,964,437	11,030,911	0	160,001,586
熊本	38,901,951	150,459,090	13,928,691	0	203,289,732
鹿児島	43,065,515	156,321,880	14,027,142	0	213,414,537
宮崎	40,090,209	160,975,700	15,364,731	0	216,430,640
沖縄	34,071,074	143,465,980	19,695,395	0	197,232,449
宮城	82,591,324	295,211,478	28,322,168	0	406,124,970
福島	30,344,773	129,493,368	12,471,596	0	172,309,737
山形	27,831,765	123,072,130	17,177,540	0	168,081,435
岩手	31,840,420	130,849,740	12,752,158	0	175,442,318
秋田	24,971,793	96,394,942	10,447,182	0	131,813,917
青森	38,897,557	133,181,996	7,396,313	0	179,475,866
札幌	144,326,342	572,038,078	56,380,679	0	772,745,099
函館	21,054,370	88,971,197	9,478,527	0	119,504,094
旭川	28,256,993	106,817,923	12,393,331	0	147,468,247
釧路	33,619,996	108,949,120	12,443,863	0	155,012,979
香川	17,145,842	75,079,710	10,458,404	0	102,683,956
徳島	19,548,853	71,723,800	6,613,540	0	97,886,193
高知	17,762,138	67,524,981	5,010,002	0	90,297,121
愛媛	18,872,650	82,507,980	6,592,918	0	107,973,548
合計	3,248,355,965	12,075,764,401	1,226,305,771	-10,000	16,550,416,137

※実費及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助と震災法律援助の合計額である。

※実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と代理援助負担金（常勤弁護士の場合）の合計額である。

【資料54】 令和元年度書類作成援助立替金実績

地方事務所	実費	報酬	合計
東 京	2,751,954	8,457,900	11,209,854
神奈川	3,395,338	10,947,800	14,343,138
埼 玉	2,058,423	6,409,300	8,467,723
千 葉	1,199,488	2,935,000	4,134,488
茨 城	647,917	855,600	1,503,517
栃 木	432,505	868,800	1,301,305
群 馬	690,764	2,663,600	3,354,364
静 岡	5,535,193	17,397,266	22,932,459
山 梨	113,000	488,320	601,320
長 野	974,093	4,388,700	5,362,793
新 潟	2,538,167	7,920,200	10,458,367
大 阪	8,829,475	28,979,300	37,808,775
京 都	3,635,881	12,720,300	16,356,181
兵 庫	7,144,826	24,697,760	31,842,586
奈 良	630,759	1,702,500	2,333,259
滋 賀	714,763	2,019,300	2,734,063
和歌山	262,577	1,081,100	1,343,677
愛 知	2,680,903	8,433,700	11,114,603
三 重	1,069,763	3,661,200	4,730,963
岐 阜	361,859	993,600	1,355,459
福 井	112,000	250,400	362,400
石 川	279,946	1,124,050	1,403,996
富 山	810,554	1,630,400	2,440,954
広 島	1,388,449	3,029,200	4,417,649
山 口	209,718	888,900	1,098,618
岡 山	993,356	3,565,750	4,559,106
鳥 取	101,503	401,950	503,453
島 根	68,000	368,800	436,800
福 岡	10,973,091	22,791,820	33,764,911
佐 賀	700,153	2,298,400	2,998,553
長 崎	850,323	1,777,250	2,627,573
大 分	165,603	589,400	755,003
熊 本	1,110,486	3,874,500	4,984,986
鹿児島	2,493,960	5,239,600	7,733,560
宮 崎	338,054	1,450,600	1,788,654
沖 縄	1,860,051	7,684,000	9,544,051
宮 城	89,624	306,400	396,024
福 島	299,000	1,285,300	1,584,300
山 形	53,584	159,750	213,334
岩 手	1,375,517	4,022,300	5,397,817
秋 田	893,903	1,975,000	2,868,903
青 森	665,243	1,692,200	2,357,443
札 幌	1,962,437	8,318,310	10,280,747
函 館	87,644	376,300	463,944
旭 川	731,160	894,700	1,625,860
釧 路	176,718	619,200	795,918
香 川	76,000	375,800	451,800
徳 島	680,290	1,952,600	2,632,890
高 知	2,514,922	5,820,200	8,335,122
愛 媛	775,857	1,153,200	1,929,057
合 計	78,504,794	233,537,526	312,042,320

※実費及び報酬の金額は、いずれも民事法律扶助及び震災法律援助の合計額である。

※実費及び報酬の金額は、いずれも立替金と書類作成援助負担金(常勤弁護士の場合)の合計額である。

【資料55】令和元年度末現在(令和2年3月現在)における立替金発生年度ごとの償還等の状況

令和2年3月現在
(単位 百万円)

年度	立替金額 ①	償還額 (発生以降累計) ②	償還割合 ②/①	免除 (発生以降累計) ③	残額 ④ =①-②-③	立替金処理率 (②+③)/①
平成18年度	5,286	4,407	83.4%	711	168	96.8%
平成19年度	11,078	9,230	83.3%	1,468	380	96.6%
平成20年度	12,640	10,400	82.3%	1,773	467	96.3%
平成21年度	15,446	12,015	77.8%	2,835	596	96.1%
平成22年度	16,860	12,007	71.2%	3,850	1,003	94.1%
平成23年度	15,601	10,652	68.3%	3,703	1,246	92.0%
平成24年度	15,616	10,536	67.5%	3,653	1,427	90.9%
平成25年度	15,562	10,069	64.7%	3,492	2,001	87.1%
平成26年度	15,453	10,770	69.7%	3,515	1,168	92.4%
平成27年度	16,032	9,970	62.2%	3,636	2,426	84.9%
平成28年度	15,949	9,455	59.3%	3,564	2,930	81.6%
平成29年度	16,850	8,659	51.4%	3,541	4,650	72.4%
平成30年度	16,989	6,094	35.9%	3,913	6,982	58.9%
令和元年度	16,862	1,723	10.2%	751	14,388	14.7%

※ 四捨五入の関係で、数値は一致しない。

【資料56】 業務別セグメント情報

(単位:円)								
	情報提供業務	民事法律扶助業務	国選弁護等関連業務	犯罪被害者支援業務	司法過疎対策業務	受託業務	法人共通	法人合計
I 行政コスト								
損益計算上の費用合計	1,048,361,347	11,222,173,325	14,945,499,989	606,245,237	3,002,854,189	873,216,478	5,990,249,965	37,688,600,530
その他行政コスト合計	0	0	0	0	0	0	0	0
行政コスト	1,048,361,347	11,222,173,325	14,945,499,989	606,245,237	3,002,854,189	873,216,478	5,990,249,965	37,688,600,530
II 独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	1,042,204,391	10,623,614,782	400,931,759	455,137,488	2,033,830,139	△ 745,206	4,509,184,812	19,064,158,165
III 事業費用、事業収益及び事業損益								
事業費用	955,211,249	10,645,616,454	14,624,793,346	522,532,303	1,617,606,859	873,216,478	—	29,238,976,689
契約弁護士報酬	0	2,078,612,167	13,503,443,166	145,348,143	0	768,945,801	—	16,496,349,277
人件費	784,239,204	2,596,712,180	1,098,696,418	371,389,523	1,562,593,132	82,932,907	—	6,496,563,364
貸倒引当金繰入額	0	4,824,110,233	0	0	0	0	—	4,824,110,233
貸倒損失	0	859,028,020	0	0	0	0	—	859,028,020
減価償却費	10,575,634	37,922,131	5,479,056	5,621,155	6,845,188	0	—	66,443,164
その他	160,396,411	249,231,723	17,174,706	173,482	48,168,539	21,337,770	—	496,482,631
一般管理費	0	0	0	0	0	0	5,420,508,683	5,420,508,683
人件費	0	0	0	0	0	0	1,812,785,319	1,812,785,319
不動産賃借料	0	0	0	0	0	0	1,511,532,113	1,511,532,113
業務委託費	0	0	0	0	0	0	377,269,853	377,269,853
通信運搬費	0	0	0	0	0	0	241,528,379	241,528,379
広告宣伝費	0	0	0	0	0	0	139,136,906	139,136,906
減価償却費	0	0	0	0	0	0	519,772,598	519,772,598
その他	0	0	0	0	0	0	818,483,515	818,483,515
財務費用	0	0	0	0	0	0	17,342,250	17,342,250
支払利息	0	0	0	0	0	0	17,342,250	17,342,250
計	955,211,249	10,645,616,454	14,624,793,346	522,532,303	1,617,606,859	873,216,478	5,437,850,933	34,676,827,622
事業収益								
運営費交付金収益	906,588,154	4,494,197,426	0	316,198,748	623,546,268	0	3,697,188,938	10,037,719,534
政府受託収益	0	0	14,546,151,637	151,351,343	739,383,058	0	1,350,517,917	16,787,403,955
民事法律扶助事業収益	0	601,209,549	0	0	0	0	0	601,209,549
有償受任事業収益	0	0	0	0	237,143,546	0	0	237,143,546
日弁連受託事業収益	0	0	0	0	0	873,216,478	0	873,216,478
その他事業収益	6,530,816	0	0	146,260	0	745,206	5,086,872	12,509,154
寄附金収益	0	0	0	0	0	0	54,648,352	54,648,352
資産見返負債戻入	10,570,991	5,520,389,298	0	5,690,471	6,805,529	0	104,097,126	5,647,553,415
賞与引当金見返に係る収益	32,868,712	152,751,452	64,932,614	21,223,129	147,771,560	0	114,028,996	533,576,463
退職給付引当金見返に係る収益	8,908,585	63,169,942	37,730,467	9,289,700	178,775,860	0	64,424,226	362,298,780
その他	0	0	0	0	0	0	73,533,206	73,533,206
計	965,467,258	10,831,717,667	14,648,814,718	503,899,651	1,933,425,821	873,961,684	5,463,525,633	35,220,812,432
事業損益	10,256,009	186,101,213	24,021,372	△ 18,632,652	315,818,962	745,206	25,674,700	543,984,810
IV 臨時損益等								
臨時損失								
会計基準改訂に伴う賞与引当金繰入	31,261,942	137,713,777	58,592,187	19,177,160	143,287,162	0	104,842,394	494,874,622
会計基準改訂に伴う退職給付費用	61,888,156	438,843,094	262,114,456	64,535,774	1,241,960,168	0	447,556,638	2,516,898,286
計	93,150,098	576,556,871	320,706,643	83,712,934	1,385,247,330	0	552,399,032	3,011,772,908
臨時利益								
賞与引当金見返に係る収益	31,261,942	137,713,777	58,592,187	19,177,160	143,287,162	0	104,842,394	494,874,622
退職給付引当金見返に係る収益	61,888,156	438,843,094	262,114,456	64,535,774	1,241,960,168	0	447,556,638	2,516,898,286
計	93,150,098	576,556,871	320,706,643	83,712,934	1,385,247,330	0	552,399,032	3,011,772,908
当期純利益 (△当期純損失)	10,256,009	186,101,213	24,021,372	△ 18,632,652	315,818,962	745,206	25,674,700	543,984,810
前中期目標期間繰越積立金取崩額	0	0	0	0	0	0	875,232	875,232
当期総利益 (△当期総損失)	10,256,009	186,101,213	24,021,372	△ 18,632,652	315,818,962	745,206	26,549,932	544,860,042
V 総資産	154,298,905	12,074,902,855	3,218,466,545	162,179,993	1,576,145,964	718,381,633	5,837,396,135	23,741,772,030
現金及び預金	0	2,744,078,116	1,870,867,980	18,897,656	0	718,381,633	2,962,014,888	8,314,240,273
貯蔵品、前払費用	0	0	0	0	0	0	137,200,310	137,200,310
未収金	171,198	103,045,385	954,597,717	15,405,451	5,305,556	0	38,597,554	1,117,122,861
民事法律扶助立替金	0	8,347,778,441	0	0	0	0	0	8,347,778,441
賞与引当金見返	32,868,712	152,751,452	64,932,614	21,223,129	147,771,560	0	114,028,996	533,576,463
退職給付引当金見返	68,362,535	484,752,312	289,535,349	71,287,131	1,371,886,826	0	494,377,413	2,780,201,566
その他固定資産	52,896,460	242,497,149	38,532,885	35,366,626	51,182,022	0	2,091,176,974	2,511,652,116

(注) 1. セグメントの区分方法及び業務内容は、次のとおりである。

(1) セグメントの区分方法

中期目標等に定められた一定の事業等のまとまりごとの区分に基づくセグメント情報を開示している。

(2) セグメントの業務内容

【情報提供業務】(一般勘定)

利用者からの問い合わせに応じて法制度に関する情報及び相談機関・団体等に関する情報を無料で提供する業務。

【民事法律扶助業務】(一般勘定)

経済的に困りの方が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い(法律相談援助)、必要な場合、民事裁判等手続に係る弁護士又は司法書士の費用の立替え等を行う(代理援助及び書類作成援助)業務。

【国選弁護等関連業務】(国選弁護人確保業務等勘定)

国選弁護人及び国選付添人になろうとする弁護士との契約締結、国選弁護人候補及び国選付添人候補の指名及び裁判所への通知、国選弁護人及び国選付添人に対する報酬・費用の支払等を行う業務。

【犯罪被害者支援業務】(一般勘定及び国選弁護人確保業務等勘定)

①犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方などが、そのとき最も必要とする支援を受けられるよう、被害の回復・軽減を図るための法制度に関する情報を提供するとともに、犯罪被害者支援を行っている機関・団体と連携して、適切な相談窓口の紹介や取次をし、必要に応じて、犯罪被害者の支援に理解と経験のある弁護士を紹介する業務(一般勘定)。

②国選被害者参加弁護士になろうとする弁護士との契約締結、国選被害者参加弁護士候補の指名及び裁判所への通知、国選被害者参加弁護士に対する報酬・費用の支払等を行う業務(国選弁護人確保業務等勘定)。

③犯罪の被害に遭われた方やそのご家族の方などが、適切に刑事裁判に参加することができるよう、被害者参加人として公判期日又は公判準備に出席した際の旅費等を支給し、経済的な側面から犯罪被害者等を支援する業務(国選弁護人確保業務等勘定)。

【司法過疎対策業務】(一般勘定及び国選弁護人確保業務等勘定)

身近に法律家がない、法的サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のため、支援センターに勤務する弁護士(常勤弁護士)が常駐する「地域事務所」を設置し、法的サービス全般の提供を行う業務。

【受託業務】(一般勘定)

支援センターの本来業務の遂行に支障のない範囲で、国、地方自治体、非営利法人等から委託を受けて、委託に係る法律事務を契約弁護士等に取り扱わせる業務。

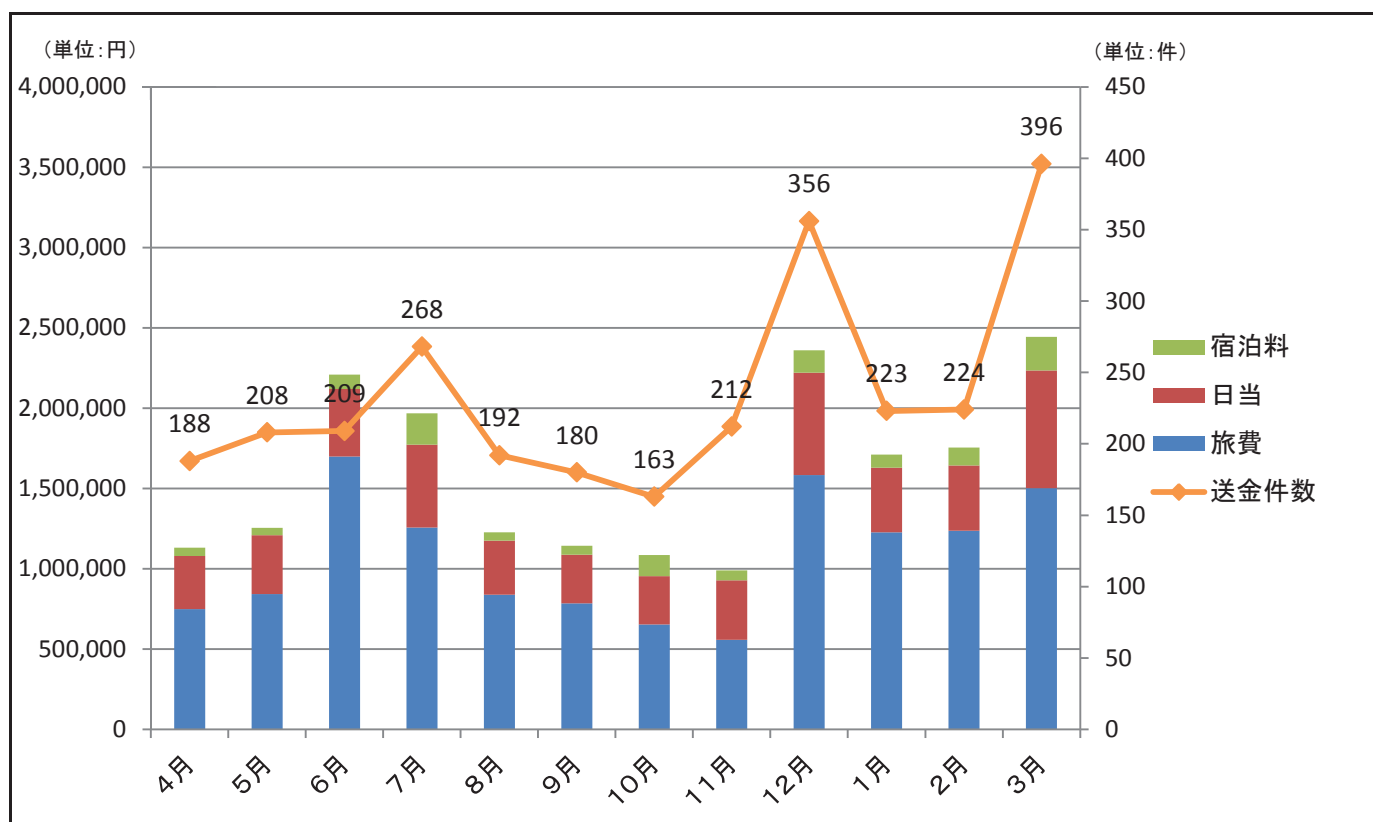
2. 「法人共通」項目にはセグメント配賦が困難なものを計上している。その主なものは管理部門に係る費用、収益及び資産である。

【資料57】 令和元年度被害者参加旅費等支給業務実績

(1)請求件数、送金件数及び送金額

年月	請求 件数	送金		旅費	日当	宿泊料
		件数	金額(円)	金額(円)	金額(円)	金額(円)
4月	120	188	1,131,888	749,088	331,500	51,300
5月	195	208	1,255,766	843,466	365,500	46,800
6月	214	209	2,209,792	1,699,292	419,300	91,200
7月	273	268	1,966,992	1,256,492	515,500	195,000
8月	186	192	1,227,827	838,827	336,800	52,200
9月	172	180	1,143,697	785,597	302,600	55,500
10月	200	163	1,085,995	654,195	299,200	132,600
11月	217	212	989,872	558,372	370,600	60,900
12月	396	356	2,360,499	1,583,799	637,500	139,200
1月	198	223	1,710,705	1,227,105	402,900	80,700
2月	224	224	1,754,380	1,237,680	406,300	110,400
3月	423	396	2,444,920	1,502,720	731,500	210,700
計	2,818	2,819	19,282,333	12,936,633	5,119,200	1,226,500

(2)送金件数及び送金額の推移



1. 請求件数欄は、当該月に裁判所から請求書の送付を受けた件数(旅行数ベース)を計上したものである。
2. 送金欄は、当該月に送金した件数(旅行数ベース)及び金額を計上したものである(送金件数には、算定した結果、送金すべきものがなかったため通知書の送付のみを行ったものを含む。)